

令和2年第4回定例会会議録

令和2年第4回菊池市議会定例会会期日程表（会期22日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
11月27日	金	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
11月28日	土	休 会	(市の休日)
11月29日	日	休 会	(市の休日)
11月30日	月	休 会	議案調査
12月 1日	火	休 会	議案調査
12月 2日	水	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
12月 3日	木	本会議	一般質問
12月 4日	金	本会議	一般質問
12月 5日	土	休 会	(市の休日)
12月 6日	日	休 会	(市の休日)
12月 7日	月	本会議	一般質問
12月 8日	火	休 会	議案調査
12月 9日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月10日	木	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月11日	金	休 会	議事整理
12月12日	土	休 会	(市の休日)
12月13日	日	休 会	(市の休日)
12月14日	月	休 会	議事整理
12月15日	火	委員会	予算決算常任委員会
12月16日	水	休 会	議事整理
12月17日	木	休 会	議事整理
12月18日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和 2 年 第 4 回菊池市議会定例会会議録（目次）

1 1 月 2 7 日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 1 号……………	21
2. 本日の会議に付した事件……………	22
3. 出席議員氏名……………	24
4. 欠席議員氏名……………	25
5. 説明のため出席した者の職氏名……………	25
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名……………	25
7. 事務局職員出席者……………	26
8. 開 会……………	27
9. 開 議……………	27
10. 日程第 1 会議録署名議員の指名……………	27
11. 日程第 2 会期の決定……………	27
12. 日程第 3 議事第 1 0 3 号から議案第 1 1 5 号まで一括上程・説明……………	28
休 憩……………	37
開 議……………	37
13. 日程第 4 議事第 1 1 6 号から議案第 1 3 8 号まで上程・説明・質疑・討 論・採決……………	37
休 憩……………	40
開 議……………	40
14. 日程第 5 議事第 1 3 9 号から議案第 1 4 1 号まで一括上程・説明……………	44
15. 日程第 6 請願第 4 号及び請願第 5 号並びに陳情第 1 号 一括上程……………	46
16. 日程通告 散会……………	46
1 1 月 2 8 日（土曜日） 休 会	
1 1 月 2 9 日（日曜日） 休 会	
1 1 月 3 0 日（月曜日） 休 会	
1 2 月 1 日（火曜日） 休 会	
1 2 月 2 日（水曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第 2 号……………	49
2. 本日の会議に付した事件……………	49
3. 出席議員氏名……………	49

4. 欠席議員氏名	49
5. 説明のため出席した者の職氏名	50
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	50
7. 事務局職員出席者	50
8. 開 議	51
9. 日程第1 委員会付託	51
10. 日程通告 散会	52

12月3日（木曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第3号	55
2. 本日の会議に付した事件	55
3. 出席議員氏名	55
4. 欠席議員氏名	55
5. 説明のため出席した者の職氏名	56
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	56
7. 事務局職員出席者	56
8. 開 議	57
9. 日程第1 一般質問	57
(1) 城 典臣君質問	57
「新型コロナウイルス対策について」	57
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	57
城 典臣君質問	58
○経済部長 清水 登君答弁	59
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	59
城 典臣君質問	60
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	60
城 典臣君質問	60
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	61
城 典臣君質問	61
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	61
城 典臣君質問	62
○市長 江頭 実君答弁	62
(2) 城 典臣君質問	63
「オリンピックについて」	63

○教育部長 木下徳幸君答弁	63
城 典臣君質問	64
○教育部長 木下徳幸君答弁	64
(3) 城 典臣君質問	64
「ストリートピアノについて」	64
○総務部長 上田敏雄君答弁	65
城 典臣君質問	65
○総務部長 上田敏雄君答弁	66
城 典臣君質問	66
○総務部長 上田敏雄君答弁	67
○市長 江頭 実君答弁	67
休 憩	67
開 議	67
(4) 城 典臣君質問	68
「押印廃止について」	68
○総務部長 上田敏雄君答弁	68
城 典臣君質問	68
○総務部長 上田敏雄君答弁	68
(5) 城 典臣君質問	69
「林業について」	69
○経済部長 清水 登君答弁	69
○経済部長 清水 登君訂正	70
休 憩	70
開 議	70
(1) 後藤英夫君質問	70
「作業機付きトラクターの公道走行について」	70
○経済部長 清水 登君答弁	71
後藤英夫君質問	72
○経済部長 清水 登君答弁	73
(2) 後藤英夫君質問	74
「本市の障がい者施策について」	74
○総務部長 上田敏雄君答弁	75
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	75
○健康福祉部長 渡邊弘子さん訂正	76

後藤英夫君質問	76
○総務部長 上田敏雄君答弁	77
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	77
後藤英夫君質問	78
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	78
休憩	79
開議	79
(3) 後藤英夫君質問	79
「本市の交通安全対策について」	79
○総務部長 上田敏雄君答弁	80
後藤英夫君質問	81
○総務部長 上田敏雄君答弁	81
後藤英夫君質問	81
○総務部長 上田敏雄君答弁	82
後藤英夫君質問	82
○総務部長 上田敏雄君答弁	82
後藤英夫君質問	82
○総務部長 上田敏雄君答弁	83
昼食休憩	83
開議	83
(1) 泉田栄一郎君質問	83
「目に障がいがある人への支援について」	84
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	84
泉田栄一郎君質問	84
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	85
泉田栄一郎君質問	86
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	87
泉田栄一郎君質問	88
○市長 江頭 実君答弁	88
(2) 泉田栄一郎君質問	88
「コロナ禍における経済対策について」	88
○経済部長 清水 登君答弁	89
泉田栄一郎君質問	90
○経済部長 清水 登君答弁	91

○経済部長 清水 登君答弁	91
○経済部長 清水 登君訂正	92
休憩	92
開議	92
(1) 田中教之君質問	92
「地方公会計について」	93
○総務部長 上田敏雄君答弁	94
田中教之君質問	94
○総務部長 上田敏雄君答弁	95
田中教之君質問	95
○総務部長 上田敏雄君答弁	96
田中教之君質問	97
○総務部長 上田敏雄君答弁	97
休憩	98
開議	98
(2) 田中教之君質問	98
「菊池市情報化推進基本方針について」	98
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	99
田中教之君質問	100
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	101
田中教之君質問	101
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	101
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	101
田中教之君質問	102
○副市長 芳野勇一郎君答弁	102
10. 日程通告 散会	104

12月4日（金曜日） 本会議	頁
1. 議事日程第4号	107
2. 本日の会議に付した事件	107
3. 出席議員氏名	107
4. 欠席議員氏名	107
5. 説明のため出席した者の職氏名	108
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	108

7. 事務局職員出席者	108
8. 開 議	109
9. 日程第1 一般質問	109
(1) 水上隆光君質問	109
「すくすく子宝祝金について」	109
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	109
水上隆光君質問	110
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	111
水上隆光君質問	111
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	111
水上隆光君質問	111
○市長 江頭 実君答弁	112
(2) 水上隆光君質問	112
「政治倫理審査会について」	112
○総務部長 上田敏雄君答弁	113
水上隆光君質問	113
○総務部長 上田敏雄君答弁	114
水上隆光君質問	114
○総務部長 上田敏雄君答弁	114
水上隆光君質問	115
○総務部長 上田敏雄君答弁	116
水上隆光君質問	116
○市長 江頭 実君答弁	117
休 憩	117
開 議	117
(3) 水上隆光君質問	117
「旭志の湯舟の堤について」	117
○教育部長 木下徳幸君答弁	118
水上隆光君質問	118
○総務部長 上田敏雄君答弁	119
水上隆光君質問	119
○市長 江頭 実君答弁	120
休 憩	120
開 議	120

(1) 猿渡美智子さん質問	120
「子育て支援について」	121
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	121
猿渡美智子さん質問	122
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	123
猿渡美智子さん質問	124
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	125
猿渡美智子さん質問	126
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	127
休憩	128
開議	128
(2) 猿渡美智子さん質問	128
「小中学校の標準服・制服について」	128
○教育部長 木下徳幸君答弁	129
猿渡美智子さん質問	129
○教育部長 木下徳幸君答弁	130
猿渡美智子さん質問	131
○教育長 渡邊和博君答弁	132
昼食休憩	133
開議	133
(1) 木下雄二君質問	133
「道路整備について」	133
○建設部長 中村喜範君答弁	134
(2) 木下雄二君質問	135
「学童保育の連絡協議会の設立について」	135
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	135
(3) 木下雄二君質問	136
「旧迫水小跡地の進出企業の事業計画の変更について」	136
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	137
木下雄二君質問	138
○市長 江頭 実君答弁	139
休憩	140
開議	140
(4) 木下雄二君質問	140

「公園整備の現状と維持管理費、費用対効果について」	140
○建設部長 中村喜範君答弁	141
○市長 江頭 実君答弁	142
(5) 木下雄二君質問	142
「九州産廃菊池事業所廃止後の維持管理と地元水迫地区への対応に ついて」	143
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	144
(6) 木下雄二君質問	144
「国道387号沿いの太陽光発電事業の地域への環境保全について」	145
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	146
木下雄二君質問	147
○市長 江頭 実君答弁	147
休憩	148
開議	148
(1) 緒方哲郎君質問	149
「花房坂公園整備事業について」	149
○建設部長 中村喜範君答弁	149
緒方哲郎君質問	149
○建設部長 中村喜範君答弁	150
(2) 緒方哲郎君質問	150
「コロナ禍における農業支援について」	151
○経済部長 清水 登君答弁	151
緒方哲郎君質問	152
○経済部長 清水 登君答弁	152
(3) 緒方哲郎君質問	153
「菊之池体育館について」	153
○教育部長 木下徳幸君答弁	153
緒方哲郎君質問	154
○教育部長 木下徳幸君答弁	154
休憩	155
開議	155
(4) 緒方哲郎君質問	155
「小中学校及び主要な体育施設におけるトイレについて」	155
○教育部長 木下徳幸君答弁	155

緒方哲郎君質問	156
○教育部長 木下徳幸君答弁	157
(5) 緒方哲郎君質問	157
「コロナ禍における小中学校の状況について」	158
○教育部長 木下徳幸君答弁	158
緒方哲郎君質問	159
○教育部長 木下徳幸君答弁	159
10. 日程通告 散会	160

12月5日(土曜日) 休会

12月6日(日曜日) 休会

12月7日(月曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第5号	163
2. 本日の会議に付した事件	163
3. 出席議員氏名	163
4. 欠席議員氏名	163
5. 説明のため出席した者の職氏名	164
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	164
7. 事務局職員出席者	164
8. 開議	165
9. 日程第1 一般質問	165
(1) 東 奈津子さん質問	165
「介護保険について」	165
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	166
○健康福祉部長 渡邊弘子さん訂正	167
東 奈津子さん質問	168
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	169
東 奈津子さん質問	169
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	170
東 奈津子さん質問	170
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	171
○健康福祉部長 渡邊弘子さん訂正	171
東 奈津子さん質問	171

○市長 江頭 実君答弁	172
休 憩	174
開 議	174
(2) 東 奈津子さん質問	174
「コロナ禍における保育所の問題について」	174
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	175
東 奈津子さん質問	176
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	177
東 奈津子さん質問	177
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	178
休 憩	179
開 議	179
(1) 二ノ文伸元君質問	179
「堂山展望所について」	179
○建設部長 中村喜範君答弁	179
二ノ文伸元君質問	180
○建設部長 中村喜範君答弁	180
二ノ文伸元君質問	181
○建設部長 中村喜範君答弁	181
二ノ文伸元君質問	182
○建設部長 中村喜範君答弁	183
○建設部長 中村喜範君答弁	183
二ノ文伸元君質問	184
○建設部長 中村喜範君答弁	184
二ノ文伸元君質問	184
○建設部長 中村喜範君答弁	184
二ノ文伸元君質問	185
○建設部長 中村喜範君答弁	186
二ノ文伸元君質問	186
○建設部長 中村喜範君答弁	187
二ノ文伸元君質問	187
○建設部長 中村喜範君答弁	188
二ノ文伸元君質問	188
○市長 江頭 実君答弁	188

二ノ文伸元君質問	189
○市長 江頭 実君答弁	189
昼食休憩	190
開 議	190
(1) 福島英徳君質問	190
「菰入新橋の架け替えについて」	190
○建設部長 中村喜範君答弁	190
福島英徳君質問	191
○建設部長 中村喜範君答弁	191
福島英徳君質問	191
○建設部長 中村喜範君答弁	192
福島英徳君質問	193
○建設部長 中村喜範君答弁	193
(2) 福島英徳君質問	193
「コロナ禍における経済対策について」	193
○経済部長 清水 登君答弁	194
福島英徳君質問	195
○経済部長 清水 登君答弁	195
福島英徳君質問	196
○経済部長 清水 登君答弁	197
○経済部長 清水 登君訂正	197
○市長 江頭 実君答弁	197
福島英徳君質問	197
○市長 江頭 実君答弁	198
福島英徳君質問	198
○経済部長 清水 登君答弁	198
福島英徳君質問	199
○市長 江頭 実君答弁	199
休 憩	200
開 議	200
(1) 荒木崇之君質問	200
「菊池市第三セクター七城温泉ドーム及び七城メロンドームの接待交際費 の不正支出について」	200
○経済部長 清水 登君答弁	201

○経済部長 清水 登君訂正	201
荒木崇之君質問	202
○市長 江頭 実君答弁	203
荒木崇之君質問	204
○市長 江頭 実君答弁	205
荒木崇之君質問	205
○市長 江頭 実君答弁	206
休憩	207
開議	207
荒木崇之君質問	207
○経済部長 清水 登君答弁	209
荒木崇之君質問	209
休憩	209
開議	209
○経済部長 清水 登君答弁	209
荒木崇之君質問	209
休憩	210
開議	210
○経済部長 清水 登君答弁	210
荒木崇之君質問	210
○経済部長 清水 登君答弁	211
荒木崇之君質問	211
休憩	211
開議	211
○経済部長 清水 登君答弁	212
荒木崇之君質問	212
休憩	212
開議	212
○経済部長 清水 登君答弁	212
荒木崇之君質問	213
○市長 江頭 実君答弁	213
10. 日程通告 散会	216

12月 8日（火曜日） 休会

12月9日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月10日(木曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
12月11日(金曜日)	休 会
12月12日(土曜日)	休 会
12月13日(日曜日)	休 会
12月14日(月曜日)	休 会
12月15日(火曜日)	予算決算常任委員会
12月16日(水曜日)	休 会
12月17日(木曜日)	休 会

12月18日(金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号	219
2. 本日の会議に付した事件	219
3. 出席議員氏名	219
4. 欠席議員氏名	220
5. 説明のため出席した者の職氏名	220
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	221
7. 事務局職員出席者	221
8. 開 議	222
9. 日程第1 各常任委員長報告	222
・総務文教常任委員長報告	222
・福祉厚生常任委員長報告	224
・経済建設常任委員長報告	225
・予算決算常任委員長報告	226
休 憩	229
開 議	230
委員長報告に対する質疑	230
討論	231
(1) 福島英徳君討論	231
(2) 猿渡美智子さん討論	232

	(3) 荒木崇之君討論	232
	(4) 木下雄二君討論	233
	(5) 東 奈津子さん討論	234
	(6) 二ノ文伸元君討論	235
	採決	236
休 憩		236
開 議		236
10. 日程第2	議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑	236
11. 日程第3	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	239
12. 追加日程第1	議員提出議案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決	240
13. 追加日程第2	決議案第3号 上程・説明・質疑	241
	討論	243
	(1) 平 直樹君討論	243
	(2) 荒木崇之君討論	243
	(3) 木下雄二君討論	244
	(4) 二ノ文伸元君討論	244
	採決	245
14. 閉 会		246

第 1 号

1 1 月 2 7 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和2年11月27日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第103号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第104号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第105号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第106号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第107号 所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第108号 所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う建設部関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第109号 菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第110号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
議案第111号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第112号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
議案第113号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第114号 令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第115号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）
まで一括上程・説明
- 第4 議案第116号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第120号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第121号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第122号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第123号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第124号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第125号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第126号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第127号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第128号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第129号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第130号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第131号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第132号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第133号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第134号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第135号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第137号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第138号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 議案第139号 財産の無償譲渡について

議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第141号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

第6 請願第4号 「吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立」に関する請願

請願第5号 携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る条例の制定について検討して頂くことを求める請願

陳情第1号 迫間地区における太陽光発電施設についての陳情

まで一括上程



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議案第103号 菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第104号 菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第105号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第106号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第107号 所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例の制定について
 議案第108号 所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う建設部関係条例の整理に関する条例の制定について
 議案第109号 菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第110号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
 議案第111号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第112号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第113号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第114号 令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
 議案第115号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）

まで一括上程・説明

- 日程第4 議案第116号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 議案第117号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 議案第118号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 議案第119号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
 議案第120号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第121号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第122号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第123号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第124号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第125号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第126号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第127号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第128号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第129号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第130号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第131号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第132号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第133号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第134号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第135号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第136号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第137号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第138号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第5 議案第139号 財産の無償譲渡について
- 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第141号 市道路線の認定について

まで一括上程・説明

- 日程第6 請願第4号 「吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立」に関する請願
- 請願第5号 携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る条例の制定について検討して頂くことを求める請願
- 陳情第1号 迫間地区における太陽光発電施設についての陳情

まで一括上程



出席議員（20名）

- 1番 田中教之君
- 2番 福島英徳君
- 3番 緒方哲郎君
- 4番 後藤英夫君
- 5番 平直樹君

6番	東	奈津子	さん
7番	坂本	道博	君
8番	水上	隆光	君
9番	猿渡	美智子	さん
10番	松岡	讓	君
11番	荒木	崇之	君
12番	柁原	賢一	君
13番	工藤	圭一郎	君
14番	城	典臣	君
15番	大賀	慶一	君
16番	水上	彰澄	君
17番	二ノ文	伸元	君
18番	泉田	栄一朗	君
19番	木下	雄二	君
20番	山瀬	義也	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	江頭	実	君	
副	市	長	芳野	勇一郎	君
政策企画部	長	後藤	啓太郎	君	
総務部	長	上田	敏雄	君	
市民環境部	長	笹本	義臣	君	
健康福祉部	長	渡邊	弘子	さん	
経済部	長	清水	登	君	
建設部	長	中村	喜範	君	
経済部	次長	本田	憲仁	君	
教育	長	渡邊	和博	君	
教育部	長	木下	徳幸	君	
農業委員会	事務局	長	泉	大助	君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所	長	倉原	安浩	君
旭志支所	長	竹村	秀一	君

泗水支所長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩 一 郎 君



事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第4回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（大賀慶一君） ここで、日程に先立ちまして諸般の報告をいたします。

10月15日、合志市におきまして、第274回熊本県市議会議長会が開催され、副議長と出席いたしました。九州市議会議長会への提案議案等について審議いたしました。

次に、監査委員から、令和2年10月分までの一般会計・特別会計、並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっておりますので、ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備付けの書類により、ご承諾いただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大賀慶一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、荒木崇之君及び柁原賢一君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から12月18日までの22日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの22日間と決定しました。

○

日程第3 議案第103号から議案第115号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議案第103号から議案第115号までの13議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第4回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から12月18日までの22日間の日程でご審議をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきます。

11月以降、大都市を中心に、国内での新型コロナウイルス感染症の感染状況は顕著な増加傾向にあり、1日の国内感染者数が昨日では2,500人を超えるなど、冬の到来とともに猛烈な勢いで第3波が押し寄せております。

また、G o T oキャンペーンの実施により、一時期は国内の経済好転が期待されましたが、直近の感染者数の再拡大に伴い、国はG o T oキャンペーンの除外をそれぞれの都道府県の判断に委ねるなど、年末年始に向けて、再び景気が落ち込むことが懸念されております。

経済対策により人々が移動し、集まることに伴い、再び感染者数が増加、その結果、経済が滞ることによって再び景気が冷え込むといった、先の見えない状況の繰り返しにより、本市市民を含めた国民の皆様の中では、コロナ疲れの現象が起っております。

しかし、新型コロナにおびえて、何も手を打たずに無策で静観しているわけにはまいりません。

感染拡大の予防策を十分に取り入れながら、経済対策も並行して行っていく、いわゆるw i t hコロナの対策が、これからの行政が行うべき最も重要な施策であると認識しております。

そこで、これまでの本市の経済対策の取組等を振り返りますと、新型コロナに関する十分な認識が国全体でも乏しく、不安感が先行していた時期の初期対応策としまして、売上げが減少している農林畜産業・商工業・観光業・飲食業の皆様へ交付した各種事業継続支援金、同じく売上げが減少している肥育農家の皆様へ交付した経営安定支援金、客室数やバス台数に応じて交付した観光事業継続支援金など、事業の経営安定化を図ることで、雇用を守り、不安感を払拭することに重点を置いた施策に取り組んでまいりました。

支援金を受けられた事業者の皆様からは、自粛要請により客足が遠のいていたため、現金収入がありがたかった、あるいは、餌代の高止まりの中、経営の助けとなったなどのお言葉を頂いております。

その後、長期化する新型コロナへの対応策として、本市が打ち出しました経済対策は、店舗における衛生管理のための消耗品・機械器具購入費、店舗改修費への補助である感染防止対策強化補助金、店舗への衛生指導、認定ステッカー、のぼり旗の交付を行う感染防止対策アドバイザー派遣事業、旅行者の宿泊費を助成する宿泊費助成事業、5,000円で1万円分の商品券を購入できるプレミアム付商品券事業、3,000円で5,000円分の飲食チケットを販売するきくち飲食応援チケット、菊池市産農林畜産物を販売するネットショップの送料を支援するネットショップ活用消費拡大支援事業、また、直近の支援策としまして、飲食店等の菊池市産農林畜産物の仕入れに対する補助であります地産地消等推進事業などの支援策を行っております。

これらの支援策は、お客様が安心して利用できる、衛生管理の行き届いた店舗とするための支援策と、実際に利用されるお客様への消費喚起策、また、新型コロナを契機に、他の生産地から菊池市産農林畜産物への切替えを推進するための地産地消推進策など、局面に応じた施策に重点を置いて機動的に対応してきたものであります。

今後も、新型コロナ感染状況のステージに応じた経済対策を打ち出していくために、社会情勢を注視するとともに、場面場面に応じた施策かつ先を見据えた施策を事業者の皆様のご意見を頂きながら、進めていく所存でございます。

市民の皆様に対しましては、引き続きのお願いとはなりますが、今後も警戒を緩めることなく、密閉・密集・密接の3つの密を避け、人と人との距離の確保や、マスクの着用など、感染拡大を予防する新しい生活様式を実践していただき、市民の皆様・事業者の皆様・行政の総力戦として、withコロナの時代を乗り越えてまいりたいと思います。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号は、火薬類取締法に基づく事務を所掌することに伴う、菊池市手数料条例の一部改正、議案第104号は、子ども・子育て支援法の改正に伴う、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正、議案第105号は、厚生労働省令であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正、議案第106号は、国民健康保険施行令の改正に伴う、菊池市国民健康保険税条例の一部改正、議案第107号及び議案第108号は、地方税法等の改正に伴う所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例及び建設部関係条例の整理に関する条例の制定、議案第109号は、本条例の対象事業の明確化等を図るための菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部改正でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第110号、令和2年度一般会計補正予算（第12号）につきましては、予算の総額に3億1,465万7,000円を追加するものでございまして、歳出の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症関連事業費及びふるさと納税寄附額の増額に伴う、ふるさと納税促進事業費の増額などが主なものでございます。

議案第111号から議案第115号までの5議案につきましては、令和2年度の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算でございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第103号から議案第115号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第103号、菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、火薬類取締法に基づく事務を所掌するに当たり、条例を改正するものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第104号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第105号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生労働省令であります指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第106号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第107号、所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例の制定について、及び11ページの議案第108号、所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う建設部関係条例の整理に関する条例の制定については、所得税法及び地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

議案第109号、菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、本条例の対象事業の明確化及び対象区域の定めなどに関し、条例を改正するものでございます。

次に、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第110号、令和2年度一般会計補正予算（第12号）でございます。

開けていただき、17ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に3億1,465万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ350億1,402万1,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

29ページをお願いいたします。

1 枠目の項1 市民税、目2 法人1億1,041万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減額見込みでございます。

3 枠目の目1 地方交付税5億7,945万8,000円の増額は、普通交付税の交付額確定による増額でございます。

最下段の枠、目9 教育費国庫負担金5,683万5,000円の減額は、泗水中学校長寿命化改良工事のうち、増築工事分に係る国庫負担金について、当初は本年度の単年度での受入れを見込んでおりましたが、令和2年度から3年度までの2か年事業として認定されたことによる減額でございます。

30ページをお願いいたします。

1 枠目の目3 民生費国庫補助金のうち、最下段の独り親世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,058万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として、100%国費により実施しました給付金事業について、対象者が当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

31ページをお願いいたします。

目5 農林水産業費県補助金、節1 農業費補助金のうち、2段目のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金1,122万4,000円の増額は、農業用機械導入に係る県補助金の増額でございます。

同じく節3 農地費補助金のうち、1段目の地籍調査費補助金1,829万9,000円の減額は、補助金交付額の決定による減額でございます。

同じく2段目の農業農村整備推進交付金1,200万円の増額は、土地改良区が事業主体となって実施します農業用施設整備に係る県補助金の増額でございます。

32ページをお願いいたします。

3 枠目の目1 一般寄附金1,500万円の増額は、ふるさと納税寄附額の増加による増額でございます。

最下段の目2 5 環境整備基金繰入金2,245万4,000円の増額は、熊本地震関連災害廃棄物の搬入に伴い損傷した市道の補修整備の財源として、環境整備基金を活用することによる基金からの繰入金の増額でございます。

33ページをお願いいたします。

1 枠目の目1 繰越金1,497万3,000円の増額は、前年度決算の確定に伴う増額でございます。

2 枠目の目3 雑入のうち、最下段の森林整備地域活動支援交付金返還金2,501万9,000円の増額は、国2分の1、県4分の1、市4分の1の補助を受けて事業を実施した菊池森林組合から事業の一部未実施分について返還されることによる増額でございます。

34ページをお願いいたします。

款2 2 市債につきましては、普通交付税の振替分であります臨時財政対策債の発行可能額の確定による増額、市道の補修整備の財源として、環境整備基金を活用することによる辺地対策事業債の減額が主なものとなっております、全体で4,490万円の増額となっております。

32ページに戻っていただきますようお願いいたします。

最下段の枠、目1 財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

37ページをお願いいたします。

目9地域振興費、3枠目のふるさと納税促進事業1,465万9,000円の増額は、歳入で説明しましたとおり、ふるさと納税寄附額が増加しておりますことから、返礼品代や委託料の増額及び基金への積立金を増額するものでございます。

41ページをお願いいたします。

2枠目の目1高齢者福祉費のうち、下から2段目の後期高齢者医療広域連合負担金1,038万1,000円の増額は、前年度負担額の確定に伴う増額でございます。

43ページをお願いいたします。

目1児童福祉総務費のうち、下から2枠目の医療助成事業、節19扶助費のうち、子ども医療費1,559万7,000円の減額は、支給件数の減により、実績見込みを減額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

目4母子福祉費のうち、最下段のひとり親世帯臨時特別給付金1,058万円の減額は、歳入で説明しましたとおり、100%国費により実施しました給付金事業について、対象者が当初の見込みより少なかったことによる減額でございます。

45ページをお願いいたします。

2枠目の目2扶助費、節19扶助費5,613万円の増額は、医療扶助費をはじめとした扶助費の増額でございます。

48ページをお願いいたします。

目3農業振興費、下から2枠目のくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金1,122万4,000円の増額は、歳入で説明しましたとおり、農業用機械導入に係る補助金の増額でございまして、100%県費となっております。

49ページをお願いいたします。

目8農地費のうち、1段目の農業農村整備推進交付金特認事業補助金1,200万円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、土地改良区が実施します農業用施設整備に係る県補助金の増額でございます。

同じく2枠目の目9地籍調査費2,260万5,000円の減額は、事業費の確定見込みによる減額でございます。

50ページをお願いいたします。

2枠目の目2商工業振興費、2枠目の新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給補助金2,741万2,000円の増額は、本年3月に債務負担行為を設定しております中小企業者向け利子補給のための補助金の増額でございまして、財源とし

て臨時交付金を活用予定でございます。

5 1 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 3 道路橋りょう維持費 1, 0 3 9 万円の増額は、傷んだ市道の修繕料の増額及び補助対象事業内の組替えが主なものとなっております。

5 3 ページをお願いいたします。

1 枠目の目 5 災害対策費、最下段の新型コロナウイルス感染症対策事業 1 億 1, 7 7 5 万 9, 0 0 0 円の増額は、消毒液、飛沫防止パネル、間仕切り等の感染防止用資材を備蓄するための防災倉庫建設に係る工事請負費等の増額となっております。こちらにつきましても、財源として地方創生臨時交付金を活用することとしております。

5 6 ページをお願いいたします。

最上段の目 1 学校管理費、中学校営繕工事 7 6 2 万 6, 0 0 0 円の増額は、菊池北中学校プールろ過機が故障し、修理不能のため、次年度の授業に支障を来さないよう、早急に更新工事を実施するための増額でございます。

なお、施工期間が次年度にまたがりますることから、継続費を設定するものでございます。

5 8 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 1 農林水産災害復旧費 1, 4 4 5 万円の増額は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した農地及び農業用施設の復旧に対する補助金の増額でございます。

5 9 ページをお願いいたします。

2 枠目の目 2 利子 1, 3 0 2 万 1, 0 0 0 円の減額は、新規発行の市債の発行実績及び利率見直しによる減額となっております。

それでは、2 2 ページに戻っていただきますようお願いいたします。

第 2 表、継続費補正でございます。

まず、追加につきましては、先ほどご説明いたしました菊池北中学校プールろ過機更新工事でございます。

次に、変更につきましては、七城支所庁舎整備事業について、令和 3 年度と 4 年度の年度間で事業費を調整することによる変更でございます。

なお、事業費の総額に変更はございません。

2 3 ページをお願いいたします。

第 3 表、繰越明許費補正でございます。

主なものとしましては、国の臨時交付金を活用して取り組みます防災倉庫整備事業について、年度内での適正工期の確保が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

そのほか、単県治山事業ほか6件につきましては、県の補助金決定が遅れたことや、関係機関との協議に不測の日数を要したことなどにより、年度内の事業完了が困難な見込みのため、繰越明許費を設定するものでございます。

24ページをお願いいたします。

第4表、債務負担行為補正でございます。

内容としましては、翌年度以降にわたり、複数年の契約が必要となるもの及び翌年度当初より業務を開始しなければならないため、本年度中に業者を選定する必要がある業務について、債務負担行為の設定をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正でございます。

内容としましては、普通交付税の組替分であります臨時財政対策債の発行可能額の確定による3,450万円の増額、市道の補修整備の財源として環境整備基金を活用することによる辺地対策事業債2,320万円の減額が主なものとなっております。

次に、65ページをお願いいたします。

議案第111号、令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けていただき、67ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1億716万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ69億7,316万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、前年度事業費の清算に伴う財政調整基金への積立ての増となっております。

69ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、翌年度当初より業務を開始しなければならない業務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。

議案第112号、令和2年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けていただき、77ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に68万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,787万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、税制改正に伴う電算処理システム改修委託料の

増となっております。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第113号、令和2年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、83ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に8,361万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ59億4,628万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、事業費の実績見込みによる増減及び前年度事業費の清算に伴う基金への積立ての増となっております。

86ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

内容としましては、翌年度当初より業務を開始しなければならない業務について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、95ページをお願いいたします。

議案第114号、令和2年度水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

開けて、97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業費用を112万円減額し、総額を6億3,054万8,000円とするものでございまして、補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による会議の中止によるものでございます。

また、第3条におきまして、資本的収入を558万2,000円増額し、総額を2億9,084万7,000円とするものでございまして、補正の内容につきましては、消火栓設置工事費一般会計負担金の増によるものでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

議案第115号、令和2年度下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

開けて、104ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条の収益的収入及び支出におきまして、下水道事業収益及び下水道事業費用をそれぞれ39万4,000円減額し、総額を18億4,106万7,000円、18億4,949万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、時間外勤務手当の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響により不要となった研修費等の減額でございます。

以上、議案第103号から議案第115号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

ここで、換気等のため10分間休憩いたします。

○
休憩 午前10時32分

開議 午前10時39分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第4 議案第116号から議案第138号まで上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第4、議案第116号から議案第138号を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員は除斥する必要がありますが、関係する議員はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 関係する議員はなしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の115ページをお願いいたします。

議案第116号から議案第119号までの人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在、本市の区域におきましては、14人の委員の方々が法務大臣の委嘱を受け、人権擁護活動に従事されております。

その中で、4名の方々が、令和3年3月31日をもって3年間の任期が満了いたします。

今回、その後任の候補者の推薦につきまして、熊本地方法務局長より依頼がありましたので、議会の意見を求めるものでございます。

推薦に当たっては、人権擁護委員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされております。

十分検討いたしました結果、これまでの委員としての経験と実績から、議案第116号として、菊池市旭志の桑山龍男さんを再度委員として推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

また、議案第117号として、菊池市七城町の霍田光一郎さん、議案第118号として、菊池市旭志の三池勝昭さん、議案第119号として、菊池市泗水町の福田

美代子さんの3名を新たに推薦いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

次に、議案書の123ページをお願いいたします。

議案第120号から議案第138号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在の菊池市農業委員会委員が令和3年3月21日をもって任期満了となることから、その後任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

また、委員任命の際は、過半数を認定農業者が占めること、農業者以外の中立の立場の者を1名以上入れること、及び女性を積極的に登用することが法で定められており、今回ご提案いたします農業委員会委員につきましては、これらの条件を満たしているものでございます。

今回提案いたします農業委員会委員の地域別の人数は、菊池地区6名、七城地区4名、旭志地区4名、泗水地区4名、中立の立場の者1名でございます。

まず、菊池地区の6名ですが、議案第120号、菊池市玉祥寺、松岡忠さん、議案第121号、菊池市原、丸山利明さん、議案第122号、菊池市龍門、川口五月さん、議案第123号、菊池市大平、高木洋一さん、議案第124号、菊池市西寺、笹本一人さん、議案第125号、菊池市出田、米村俊春さん。

次に、七城地区の4名ですが、議案第126号、七城町瀬戸口、古庄正治さん、議案第127号、七城町砂田、徳永久美さん、議案第128号、七城町砂田、西口陽二郎さん、議案第129号、七城町小野崎、加藤浩行さん。

次に、旭志地区の4名ですが、議案第130号、旭志弁利、吉良至誠さん、議案第131号、旭志麓、東博己さん、議案第132号、旭志伊坂、中山真由美さん、議案第133号、旭志川辺、青木孝博さん。

次に、泗水地区の4名ですが、議案第134号、泗水町富納、井藤弘樹さん、議案第135号、泗水町福本、森政喜さん、議案第136号、泗水町吉富、宮本洋子さん、議案第137号、泗水町田島、坂本忠弘さん。

最後に、中立の立場の委員として、議案第138号、熊本市、高山悦子さんであります。

それぞれの方々の経歴につきましては、各議案の裏面に記載のとおりでございます。

いずれの方々も、これまでの経歴を通じて、本市の農業の発展に寄与いただけるものと確信し、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。
質疑はありませんか。
工藤圭一郎君。

[登壇]

○13番（工藤圭一郎君） おはようございます。

大抵こういう人事案件は質疑は出ないんですけど、ちょっと気になって2点、まず人権擁護委員の皆さんは、とても今、新たにこのコロナ禍の中での人権問題が物すごく出てきているかなというふうに私は感じています。そんな中で、今回のこの人選に当たって、皆さんの承認は頂けているのでしょうか。

もう1点、農業委員さんのほうで、すみません、お一人だけちょっと長くされているのが少し気になって、ほかの方が替わられているのに、その何か平等性というか、公平性、その辺りはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、人権擁護委員のほうにつきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、ご本人から承諾を得ておるものと理解しております。

○議長（大賀慶一君） 農業委員会事務局長、泉大助君。

[登壇]

○農業委員会事務局長（泉 大助君） ただいまの工藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議案第121号の方のことを指されたことかと思いますが、確かに議員がおっしゃいますように、今回で5期目となります。ただ、再任は妨げないということになっておりまして、これも今回、委員さんの選任に当たりましては、1か月間の期間を設けまして公募をさせていただいたところでございますが、地元の区長さんからのご推薦もあり、これまでの経歴も加味しまして適任ということで、今回ご提案をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） ほかに質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） ちょっと議案の出し方について質疑します。

人権擁護委員さんには最終学歴がついています。農業委員さんには最終学歴がつ

いていません。先日、国会議員による学歴差別的な発言があったような中で、これ、どうしても最終学歴をつけなきゃいけないのか。つけなくていいなら、つけなくていいんじゃないでしょうか。職歴というのは、やっぱり識見高く、その人が歩んできた道ですから大事ですが、最終学歴で人格を判断される方もいると聞きますので、そこは何か出し方で、最終学歴が例えば高卒以上じゃなければ人権擁護委員になれないとかいうのがあるならばつけなきゃいけないと思うんですが、そこをちょっと教えてください。つけなきゃならないものなのか。

○議長（大賀慶一君） ここで、暫時休憩します。

○
休憩 午前10時50分

開議 午前10時52分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 荒木議員のご質疑にお答えします。

この経歴については特に定めはないということで、以前の議会で、その経歴が分からないと判断しようがないということで、そういったところをつけるようになったということです。その辺はまた議会と相談させていただきたいと思います。以上です。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 2回目の質疑というわけじゃありませんが、識見高く高潔な方であればということなので、私は学歴は関係ないと考えますので、そこは今後、議案の提出については、また協議いただければと思います。

終わります。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで質疑を終わります。

議案第116号から議案第135号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

採決は、1議案ずつ起立によって行います。

お諮りします。議案第116号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第116号は、適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第117号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第117号は、適任とすることに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第118号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第118号は、適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第119号については、原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第119号は、適任とすることに決定しました。

次に、お諮りします。議案第120号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第120号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第121号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第121号は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第122号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第122号は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第123号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第123号は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第124号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第124号は、同意することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第125号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第125号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第126号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第126号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第127号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第127号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第128号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第128号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第129号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第129号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第130号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第130号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第131号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第131号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第132号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第132号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第133号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第133号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第134号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第134号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第135号については、原案のとおり同意することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第135号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第136号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第136号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第137号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第137号は、同意することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第138号については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第138号は、同意することに決定しました。

○

日程第5 議案第139号から議案第141号まで一括上程・説明

○議長(大賀慶一君) 次に、日程第5、議案第139号から議案第141号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長(江頭 実君) それでは、上程されました議案につきましてご説明申し上げます。

議案書の161ページをお願いいたします。

議案第139号、財産の無償譲渡についてにつきましては、菊池環境保全組合新環境工場等整備事業に伴い建設されました桜山地区コミュニティハウスの土地及び建物を桜山1区から9区までの地縁団体に無償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第140号、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法の規

定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第141号、市道路線の認定につきましては、道路法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、提案いたします議案第139号から議案第141号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書の161ページをお願いいたします。

議案第139号、財産の無償譲渡については、桜山地区コミュニティハウスの土地及び建物の無償譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町永の土地及び建物でございまして、地目・種目等は、記載のとおり、譲渡の相手方は、桜山1区から9区までの各地縁団体、譲渡の時期は、令和3年1月18日でございます。

本施設につきましては、桜山地区の環境保全拠点施設として位置づけており、令和3年4月から供用を開始する菊池環境工場クリーンの森合志のモニタリング、観察、調査などの結果を報告する場としてなど、地域住民の皆様と行政の意見交換の場、さらには多くの住民の皆様が利用できる施設として整備したものでございます。

なお、桜山地区住民の皆様のための施設として整備されたことから、譲渡後における運営、維持管理等につきましては、桜山地区において行っていただくこととなっております。

次に、163ページをお願いいたします。

議案第140号、公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするもので、きくちふるさと水源交流館の指定管理でございます。

指定しようとする団体及び指定の期間は、記載のとおりでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

議案第141号、市道路線の認定については、市道路線の認定について、議会の議決をお願いするもので、166ページから168ページまでが認定する路線及び位置図でございます。

以上、議案第139号から議案第141号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

日程第 6 請願第 4 号及び請願第 5 号並びに陳情第 1 号 一括上程

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第 6、請願第 4 号及び請願第 5 号並びに陳情第 1 号の 3 案件を一括議題とします。

請願第 4 号及び請願第 5 号並びに陳情第 1 号が、今定例会までに提出されました請願、陳情であります。その内容につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。会議を来る 12 月 2 日午前 10 時から開き、質疑、委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、11 月 30 日の正午までに議会事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 07 分

第 2 号

1 2 月 2 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和2年12月2日（水曜日）午前10時開議

第1 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 委員会付託

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 委員会付託

○議長（大賀慶一君） 日程第1、委員会付託を行います。

議案第103号から議案第115号まで及び議案第139号から議案第141号まで並びに請願第4号・請願第5号・陳情第1号については、お手元に配付しております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分に審議いただきますようお願いいたします。

令和2年第4回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第103号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について
	請願第4号	「吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立」に関する請願
	請願第5号	携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る条例の制定について検討していただくことを求める請願
福祉厚生 常任委員会	議案第104号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第105号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第106号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第107号	所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例の制定について

付託委員会	議案番号	件名
福祉厚生 常任委員会	議案第139号	財産の無償譲渡について
	陳情第1号	迫間地区における太陽光発電施設についての陳情
経済建設 常任委員会	議案第108号	所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う建設部関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第109号	菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第141号	市道路線の認定について
予算決算 常任委員会	議案第110号	令和2年度菊池市一般会計補正予算（第12号）
	議案第111号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第112号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
	議案第113号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第114号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第3号）
	議案第115号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（大賀慶一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、明日12月3日の午前10時から開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午前10時01分

第 3 号

1 2 月 3 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和2年12月3日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） おはようございます。公明党の城でございます。本年最後の一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染が止まりません。菊池市でも11月19日時点で9名の感染者が発生しております。全国的にも第3波、県内には第2波と言われておりますが、クラスター、GoToトラベル、GoToイート、見直しと、毎日テレビ報道、新聞記事がコロナ関連で満載であります。コロナ感染拡大で全国民が振り回されております。コロナ予防ワクチンの開発を急いでいただき、安心できる日常が早く訪れることを願うばかりです。

そこで、市の新型コロナウイルス感染予防について、市のリーダーシップ策をお聞きしたいと思います。

市も様々な感染予防対策を国、県の指針に沿って打ち出されていると思いますが、現在まで市民へ打ち出されました新型コロナウイルス感染予防に対する啓発活動をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） おはようございます。市民への感染予防対策の啓発につきまして、ご質問にお答えいたします。

市民の皆様への感染予防対策についての啓発や、県からの新型コロナウイルス感染症についての情報などにつきましては、広報きくちへの掲載、チラシの全戸配布、ホームページ、きくち防災・行政ナビ、安心メール、防災無線などを用いて、状況に応じて迅速に行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、部長言われましたけども、マスクは絶対つけて行動すべきと私は考えておりますが、小まめに手洗い、消毒、部屋の換気等の徹底は、新しい生活に欠かせないこととなりました。しかしながら、中にはマスクをつけない人もまれにおります。コンビニの経営者の方とお話しすることがありましたけども、マスクをつけずに入店する方にマスクの着用をお願いするには難しいものがあると話しておられました。あまり強くも言われたいし、お客さんが気分を害されないようにお願いしなくちゃいけないし、どうしたものかと話されておりました。そして、できれば市のほうから感染予防に強いメッセージを発信してもらえたら、マスクの着用のお願いもしやすいかというお話でありました。

国も、県も、感染対策に様々発信されております。そのことを受けて、市は発信されていると思いますが、いまいち市民の皆さんに刺さっていないのではないかと思います。

そのコンビニでは、政府機関のホームページからダウンロードして、その中から抜粋してポスターを作って掲示されております。

そこで、私が考えますに、菊池市独自の感染予防の啓発を考えたらいいと思います。ここは温泉地でありますので、他市とはまた違ったことを考えたらいいと思います。マスク着用は予防接種のようなもので、専門家の話がありました。予防接種のようなものだ。これは絶対ではないが、少なくとも感染しない、人に感染させない、自分が感染しないということではありますが、心配り、気配りにつながるんじゃないかならうかと思えます。

新しい生活様式で、日常も、夜の飲み会も、会食等でもマスクをつけることを市民の皆さんが率先してされることと、手洗い、消毒、換気に取り組むことを市から強いメッセージを発信して、ポスター等を作成し、商業施設、ホテル、旅館等に掲示していただき、市民や旅行者に対してコロナの危険性、感染リスクに対して市の取組の本気度を意識してもらうようにすべきと考えます。

そこで、市のホームページや、菊池市コロナウイルス感染症対策の基本方針を見てみますと、幾つか大丈夫かと思うところがありますので、質問したいと思います。

まず、県外から出張、観光で菊池市に来られる方に対して、具体的にどのような情報発信をして、どのように感染予防のための協力を要請しておられますか。

また、菊池市民の方々や、出張、観光で来られる方々が安心して買物ができて、観光ができて、宿泊ができるための取組が見えませんか。ともすれば事業者任せにな

っていませんか。

感染予防に関する取組や、感染予防の情報発信が弱くはありませんか。

以上のことについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。

先ほど感染症対策につきましては、健康福祉部長の答弁とも重複いたしますが、国や県からの発表されている方針などを受けて、本市においてもホームページにて外出や会食などの際に気をつけることなど、個人でも実践できる対策等を随時掲載して、注意喚起及び啓発に取り組んでいるところでございます。

また、観光客や市民の方々が安心して買物や飲食店や旅館等をご利用いただける環境を整えるために、本市では感染防止アドバイザー派遣事業を実施しております。

本事業は、菊池食品衛生協会に業務委託し、アドバイザー研修を受講していただいた指導員の皆様に実際に店舗に出向いていただき、十分な対策が講じられているか、チェックリストに基づき確認を行っております。

対策を講じておられる店舗等には、ステッカー及びのぼり旗を交付して、お客様が一目見て対策に取り組んでいることが分かるよう、店頭に掲示してPRを図っているところでございます。

市といたしましては、これまでもPRしてきているところでございますが、感染が再び拡大している現局面におきまして、経済を後退させることがないためにも、皆様に安心して足を運んでいただけるよう、本取組の周知を含め、引き続き積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 菊池市新型コロナウイルス感染症対策基本方針につきましては、市民の皆様の命と健康を守り、生活や市民経済への影響を最小限に抑制し、さらに経済の活動レベルを早期に引き上げるための総合的かつ効果的、実行性のある「道しるべ」として、必要な対策を実施するための基本的な考え方を示しております。

基本方針では、3つの密の回避や、手洗い、マスクの着用など基本的な感染予防対策において、市民の皆様に取り組んでいただきたい内容や、イベントの開催、施設の使用に際しての蔓延防止対策なども具体的に掲載しております。今後も積極的に啓発に努めてまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） その基本方針でしたよね。その内容が、感染者が発生した後の対応に集中しているんじゃないかと思います。感染予防に対する具体策が見えないような気がします。いかがですかね。

また、コロナ対応会議はどのようなときに開催されておられますか。感染者が出てから会議を開いているのではありませんか。定期的に会議を開催する必要、義務があると考えますが、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） お答えします。

基本方針につきましては、先ほど申しましたとおり、道しるべとして策定しておりますのでございます。基本方針につきましては、3つの密の回避、手荒い、マスクの着用というのがもう予防対策として一番の主になっております。基本的な感染予防対策において、市民の皆様に取り組んでいただきたいというところの内容であるとか、イベントの開催、施設の使用に際しての蔓延防止策などを記載しているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、国や県の新たな対策が示された場合や、感染状況やレベルが変わった場合、市の対策を早急に検討する場合など必要に応じて開催をしているところでございます。

令和2年2月22日に対策本部を設置しまして、現在まで31回の会議を開催しており、今後も、国・県の動き、また感染状況により随時開催し、迅速な感染予防対策を実施できるよう努めてまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） この基本方針で大丈夫という言い方ですかね。

じゃあ、次に、菊池市のホームページに、この活用を重視していただいて、国や各省庁とリンクさせて、菊池市独自の取組を情報発信したり、ダウンロードして印刷でき、事務所等に活用してもらったらどうでしょうか。その感染予防の何と申しますか、チラシと申しますか。

北九州のホームページを見ますと、11月20日、政府分科会の緊急提言を受けて、本市の対応としてと題して、市長のメッセージが出ております。本市のホーム

ページはいつも変わらないようです。この時期ですから、1ページ目はコロナ関連のページにすべきと考えますが、いかがですか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 市のホームページには、国や県よりの情報をはじめ、啓発資料なども掲載をしております。また、各省庁や県のホームページへリンクできるようにリンク先も掲示し、閲覧された方がいつでもダウンロードし、利用できるようにしているところでございます。

ホームページ等に掲載している資料などにつきましては、各担当部署を通じて、各事業者の方へ情報提供を行っております。

コロナ関連の記事をホームページのトップに掲載すべきではとのご意見でございますが、現在市のホームページでは、最初に特設ページへ誘導するように表示をしているところでございます。

今後も引き続き、市民の皆様にとって、分かりやすく、また利用しやすいホームページであるよう検討してまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 菊池市のホームページのさらなる充実をお願いしたいと思います。

次に、接触感染アプリ（COCOA）の取得についてお聞きします。

多くの方がアプリを利用しないと感染確認ができず、意味がありません。市として、このアプリをどう思いますか。推奨する考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 接触者アプリについてお答えします。

新型コロナウイルス接触者アプリ（COCOA）につきましては、利用者を増やすことで感染拡大の防止につながり、市としましても、利用者を増やしていくことが重要であると認識しております。

本アプリにつきましては、市のホームページに掲載し、利用の啓発を行っておりますが、市民の皆様が自分自身を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、多くの方に利用していただけるよう、きくち防災・行政ナビなど利用するとともに、担当部署を通じて各団体などへも積極的にアプリの利用を推進してまいります。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 最後に、市長にお聞きしたいと思います。

先ほど申しました北九州のホームページなどでは、市長がメッセージを発しておられますが、本市のホームページに市長のメッセージを出すお考えはないか、お聞きします。

それから、通告書に書いておりますように、市がリーダーシップ策を打ち出して先導してもらいたいと書きましたが、防災無線で様々な内容を流しておられます。もちろんコロナに気をつけようなど放送もあります。その放送時に、市長自ら、市民の皆様へコロナ感染対策について協力なり、自分の声のメッセージでコロナの危険性を訴えるべきと考えます。

本市でも感染者がまた出ました。全国的にもじわじわと感染者が、部長、また役所、議会のほうにもコロナが浸透してきております。

総理大臣は、会食時、マスクを利用しての会食を打ち出しました。また東京都の小池知事は、感染予防に「5つの小」を推奨しています。少人数、小一時間、小声、小皿、小まめに換気と、食事のときのコロナ感染策を打ち出されております。以上のように打ち出されておりますが、守るか守らないかが問題であります。時間がたてば、また浸透していけば、効果が出るものではないかと思えます。

菊池市の感染者はまだ多くありませんが、感染爆発が起きてからでは間に合いません。市民の皆様が感染予防に気を引き締めるためにも、市長のリーダーシップに期待したいと思います。どうか今言いましたように、メッセージ等を、また防災に流すお考えはないか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

市ホームページの市長メッセージあるいは防災無線での市長のメッセージという考えはないかというご質問でございます。

この新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐためには、基本的な感染防止対策を市民の皆様お一人お一人に協力いただいて、実際に実行に移していただくということが極めて重要であるわけであります。

ホームページのメッセージということでもありますけども、4月の緊急事態宣言のときにもう既に私の直接の語りかけの動画をホームページにも掲載しておりますし、行政ナビのほうにもお知らせをしております。今後も必要に応じて行っていきたい

というふうに考えております。

それから、防災無線で市長自らの声で訴えたらどうかというご質問でございますけれども、当然伝達手段の一つとして、私としても考えておりますけれども、かなりこれはインパクトが強くなりますので、タイミングを見極めませんと、必要以上に不安感を募らせるおそれもあるということですので、この件は慎重に検討していきたいというふうに考えております。

ただ、万一、全国的な、あるいは県内での発生が急拡大した、あるいは市内での大規模クラスター発生など非常に危機的な状況となったときには、的確に判断して果敢に行っていきたいというふうに考えているところです。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） よろしく願いしておきます。

次に、オリンピックについてということで質問したいと思います。

2020年、コロナ感染拡大で、東京五輪・パラリンピックが中止になりました。現在の状況では開催は無理でしたが、来年は開催すると報道がっております。聖火リレーに本市が入り、市内を本年5月7日に聖火が走る予定でしたが、来年開催となればどのような形になりますでしょうか。何点かお聞きしたいと思います。

まず、聖火リレーは本市を回るのか。回るとすれば、何時頃、何日なのか。回るルートは本年と変わらないのか。沿道の声援や聖火ランナーとの並走はどうか。以上についてお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、城議員の質問にお答えさせていただきます。

聖火リレーの件でございますが、まず、日程につきましては、熊本県内を令和3年5月5日から6日の2日間において、本市を含めました13自治体を走行いたします。

本市を走行する日程につきましては、5月6日木曜日の2日目になります。時間帯につきましては、まだ未定でございます。

それから、コースにつきましては、菊池市生涯学習センター（キクロス）をスタートし、菊池市ふるさと創生市民広場までの約2キロメートルを13人の聖火ランナーで走行する予定でございます。

なお、日程・コース共に延期前の当初予定から変更はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 沿道の声援、応援とか並走はどのようなんですか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 沿道での声援等につきましては、当初の計画と同じということで、今、考えておるところでございますが、まだ本部のほうからそういった内容が正確に出ておりませんので、今のところは当初の計画で進めているといった状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 次にいきます。役所のロビーにピアノを置いて、心を和ませる音楽に触れる機会をつくってはどうかということで質問したいと思います。

今回の提案は、ピアノを役所に設置して、市民の皆さんが自由に演奏できたらいいなという思いからしました。しかし、コロナ禍の中であり、何ば寝ぼけとるやと言っておられるかもしれませんが、コロナが落ち着いてからでもできますし、時期を見てからの判断でいいと思います。その際は、感染予防を徹底してやるのはもちろんのことです。

最近、空港、駅、商業施設にストリートピアノを置いてあります。通りすがりの人が自由に演奏して、演奏する人の人となりとかを紹介したりするテレビをよく見かけます。演奏される方の人間模様に感心させられます。また、子どもの頃から習っている人や、独学でピアノを練習して演奏している人、またプロを目指している人等々、様々です。その中でも男性の方が多いのにびっくりします。半分以上の方が男性であります。大人も子どももピアノを習っている方もおられるかもしれません。度胸試しに演奏されるのもいいでしょう。中にはひきこもりの方がピアノなら演奏ができるからと出てこられるかもしれません。市民の皆さんが音楽をより身近に感じて楽しんでいただけないかと思います。

全国的に見ますと、東京都庁や大阪市、茨木市、青森市、埼玉県とか設置してあります。また、ロビーコンサートを高崎市や佐倉市が開催しておられます。

じゃあ、このピアノをどうするかと。ほとんどの自治体が、設置している自治体が市民の皆様からの寄附でやられております。寄附していただくのもいいですが、私の考えは、ふるさと納税でピアノを寄附していただくのはいかがでしょうか。頂

いたピアノの価値を鑑定していただき、その価値だけの税の控除をして、価値の30%の返礼品を還元するのはどうでしょうか。財源の市の持ち出しも少なくなくて済むし、寄附していただいた方にもメリットがあると考えますが、いかがでしょうか。ロビーにピアノを設置したらどうかと併せて、ピアノの調達方法について伺いたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、城議員のご質問にお答えしたいと思います。

市の庁舎は、毎日、高齢者、障がいのある方、子ども連れの方など、様々な市民の方が各種行政手続や相談などご利用いただいております。

このため、市役所庁舎の管理につきましては、庁舎の保全及び秩序の維持を図り、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に菊池市庁舎管理規則を定め、庁舎内の環境維持に努めているところでございます。

本庁舎ロビーの状況としましては、静かな環境づくりのため、総合案内と各種展示ギャラリーの活用を基本としております。

このようなことから、現状におきましては、市役所玄関ロビーにピアノの設置は考えていないところでございます。

また、そういう考えでございますので、楽器寄附のふるさと納税等も今のところ考えていないところでございます。ご理解のほうをよろしく願います。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） なぜこのような質問をするかといいますと、今回の質問とは若干違いますけども、音楽に触れるということと同じでないかなという思いで質問したいと思いますけども、私が住んでいた地域で食堂があります。小さい食堂ですけど、ここでミニコンサートを開催しました。好評を博しましたので、音楽に触れるという意味では同じかなという思いがします。

コンサートの内容は、トランペットの演奏です。田舎でトランペットの演奏等を持ちかけたところ、皆さんの反応は初めはまいちでした。とにかく演奏はプロ級だから、一度やってみましょうと説得して開催しました。2015年12月24日、クリスマスイブに開催し、お店に入り切らないぐらい地域の人に来てくれて、トランペットの演奏にしばし酔いしれ、終わってみれば、次の開催の話で持ち切りでありました。市民の皆さんは、地域の皆さんは、トランペットなど生で聞いたことが

なかったので抵抗があられましたが、演奏を聞けば感動をされておりました。今まで4回ほど開催しました。このことから、何でもやってみらんと分かんという思いはしました。

音楽に関する方と話しましたが、本物に触れることが大事ですよと言われました。また、市内の学校の吹奏楽部や楽器をされている人たちがミニコンサートを開くことも考えられます。すごく広がる話だと思いますよと、質問するに当たって、歓迎していただきました。

また、河原郵便局に電子ピアノを置いてあります。郵便局ピアノと呼ばれ、その局長も何か発想が同じでうれしかったなというふうに、ここに置いて、曲を弾かれますということでありました。

市のロビーなどが無理であるならば、玄関の外にでもできやせんかなと。広く、ぬれないし、それか、市民広場とか、キクロスなどの関連施設に設置してはいかがでしょうか。様々制約がありましようが、前向きに検討していただければと思います。

それから、もう一つ、全館にBGMを流すのはいかがでしょうか。流すのはピアノの演奏やバイオリンの演奏等、クラシック音楽などが考えられますが、いずれにしても、心が和む曲を流して、市民の皆さんを音楽で癒す考えはいかがでしょうか。市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、私のほうから、庁舎においてBGMを流す考えはないかのご質問についてお答えしたいと思います。

先ほどお答えさせていただきましたように、市役所には行政手続や相談を目的に様々な方が来庁されており、その目的に応じた対応を円滑に行うため、静かな環境を整える必要がございます。

BGMにつきましては、好みなどの問題もございますので、市民の意見なども含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） BGMのことを言われましたが、何を市民に聞くんですか。

その設置を聞くと。流す曲を聞くんですか。どうなんですか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 曲等ではなく、流すかどうかも含めて、その市民の意見なども含めということで検討したいと思います。流すか流さないかも含めてですね。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうから、市役所内ではなくて、市役所の例えば外側であるとか、キクロス等も含めて、いわゆるストリートピアノというんでしょうか、の設置等はどうだろうかというご提案でございます。

本市では、これまでも、本市在住の方あるいは本市出身であるとか、ゆかりがあるとか、そういうアーティストの方々を中心に多くコンサートを開催してまいりまして、熊本地震の後はスイスからもわざわざお越しいただいたりしております。こうした機会を捉えて、音楽文化をぜひ身近に感じていただきたいという取組を熱心に続けてきております。音楽には世代や国境を越えてつながる力がありまして、市民の皆様からも高い評価をいただいているというふうに私は感じておるところでございます。

議員の提案されましたピアノの設置の件でございますけれども、道行く人々がピアノを通して気軽に音楽を楽しんでもらうということ自体は、TPOの適切な選択によっては、交流の場づくりなどの効果もあるというふうに考えておるところでございます。

ただ、ご提案のありましたストリートピアノあるいは駅ピアノというものもございますけれども、そういった名称が示すように、本来そうしたものは人の往来のある自然な雑踏の中で演奏することで、人をつなげて、また、その場に活気を与えるということを狙いとしたものというふうに理解しておりますので、図書館のように、本来静かな環境が望まれている場所にはなじみにくいのではないかなというふうに考えております。市民広場といったところなんかは、ある程度、こうしたものには合う可能性もあるというふうには考えておるところです。

このようなことから、今後につきましては、場所の適性も含めて、実施されている、今、自治体での利用状況等について調査等を行いながら、市民のご意見等も傾聴しながら検討してまいりたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のため10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時38分

開議 午前10時45分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 市長に音楽を癒す力があると認めていただいたと思いますので、次にいきたいと思います。

押印廃止についてお伺いしたいと思います。

河野行革担当大臣の一声で、書類に印鑑不要論が現実味を帯びてきました。反対、賛成と議論が起きましたが、廃止の方向だろうと思います。廃止となるのでしょうか。押印廃止の場合は、廃止を受けて、役所はどう対応されていくのでしょうか。また、書類の何に印鑑が必要で、何に必要ないのか、分かればお示してください。

私も定住書類を取りに行き、本人である身分証明に免許証を提示しましたが、またそれに認め印を押さなくてはならず、何で身分証明しているのに印鑑まで押すのかなとずっと思っていました。それは私だけじゃないと思います。どうなりますか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 押印廃止についてということですが、まず、国の方針として、押印廃止について、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものとして積極的に取り組むこととしており、地方公共団体に対しても同様に取り組むよう求めています。

このことを受けまして、現在、本市におきましても廃止の方向で進めるために、まずは市民などから押印を必要とする申請書や届出書等の全容を把握するため、庁内での現状調査を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） まだ調査中ということですが、だから、いつから始めるのかもまだ分からないということですかね。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 調査次第ではございますけども、できるものから順次廃止を進めているところで進めております。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番(城 典臣君) 調査中ということですので、次にいきたいと思います。

林業について、現在、旧市営牧場跡地を山に戻すため、植林が行われていると思いますが、その進捗状況をお聞きしたいと思います。

前回尋ねた際は、なかなか作業される方がいないようなお話でしたが、順調に林業の作業員が見つかって作業ができているのでしょうか。この山は全体で51ヘクタールほどある広大な面積であります。どれくらい進んでいるのか、お答えください。

○議長(大賀慶一君) 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長(清水 登君) それでは、ただいまの水源林造成事業の実績についてお答えいたします。

まず、本事業につきましては、平成30年9月に森林整備センター、菊池森林組合、菊池市の3者で契約期間80年間、事業区域面積51ヘクタールの分収造林契約を締結し、事業を実施しているところでございます。

この事業につきましては、まず簡単にご説明いたしますと、植栽、下草刈り、除伐などの経費につきましては、森林整備センターが負担し、間伐・主伐を行った際の収益の配分につきましては、市が50%、森林整備センターが40%、森林組合が10%となっており、毎年菊池森林組合から森林整備センターへ造林計画を提出して実施するものでございます。

平成30年度の事業につきましては、事業区域は13ヘクタール、このうち、7.9ヘクタールにおきまして、幅3メートル、延長370メートルの作業道を開設、地ごしらえ、長さ2,425メートルの鹿よけネットの設置、それから、1万9,300本の杉苗を植栽しております。残りの5.1ヘクタールにつきましては、広葉樹区域として管理を行っているところでございます。

次に、令和元年度につきましては、事業区域は14.86ヘクタールで、このうち8.16ヘクタールにおいて、幅3メートル、延長1,690メートルの作業道の開設、地ごしらえ、長さ2,947メートルの鹿よけネットの設置、2万4,000本の杉苗を植栽しております。残りの6.7ヘクタールにつきましては、広葉樹区域として管理をしております。

このほか、前年に杉を植栽しました7.9ヘクタールで、2回の下刈り作業を実施しております。

この作業に当たる方は、菊池森林組合から地元の林業研究グループや林業者に依頼をされており、地元の雇用にもつながっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 失礼いたしました。先ほど、令和元年度の杉苗の植栽を「2万4,000本」と申し上げましたが、「2万400本」の間違いでございます。

以上、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 順調に進んでいるということで安心しました。

これで終わりたいと思います。

○議長（大賀慶一君） これで、城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時53分

開議 午前11時01分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号4番、後藤英夫でございます。久しぶりの一般質問でございます。新型コロナウイルス感染症の対策や、今年の夏の豪雨災害の対応に伴う担当部署等の業務負担に配慮して、しばらくは一般質問を控えておりましたが、市民からの強い要望もあり、今回はしっかり代弁させていただきます。

それでは、通告に従い、順次質問させていただきます。

本日の質問事項は3点でございます。1点目は、作業機付きトラクターの公道走行について、次に2点目は、本市の障がい者施策について、3点目は、本市の交通安全対策について、お尋ねいたします。

1点目、まずは作業機付きトラクターの公道走行についてお尋ねいたします。

本市は、全国屈指の農業地域であり、農業が最も重要な産業の一つであります。農業は、国民への食料安定供給や国土環境保全はもとより、地方活性化を担う基幹産業として大きな役割を果たしております。我が国の経済成長や地方活性化を牽引するポテンシャルは高い分野であります。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の拡大など、様々な課題に直面しており、今後、社会構造が急速に変化すると見込まれる中、抜本的な構造改革により、競争力強化と成長産業化を図ることが急務となっています。

本市を活性化する1次産業は、農業、林業などの産業です。農業は治水面、自然共生、国土保全という環境にとっても大切な役割も同時に担っています。そして、本市における雇用も同時に併せ持つ基幹産業であることは言うまでもありません。

私たち議員は、本市市民、それから生産者、営農者を抱える諸問題を共に考え、産業構造を見据え、農業を核に地域を発展させていく道を提案していく使命があると思います。また同時に、安全・安心を第一に考えて、様々な提案をする必要もあります。

本市の農業振興は、本市各地の農業関係団体にとっても重要な課題だと思いますが、その取組には本市の行政の力と連携が欠かせないと考えます。また、本市にとって、農業振興は地域産業、地域社会の活性化対策として重視される必要があると思います。

生産者、営農者が抱える諸問題の一つに、作業機付きトラクターの公道走行があると思われます。このことについて、市民より多数の相談があっております。農耕トラクターに関わる道路運送車両法の運用見直しにより、農業用トラクターについて、保安基準に緩和措置が設けられ、これにより一定の要件を満たした作業機付き農耕用トラクターは公道走行可能となりました。しかし、最高速度15キロ以上で、全長4.7メートル、全幅1.7メートル、全高2.0メートル、いずれかを超える作業機を装着したトラクターについては大型特殊免許が必要となります。併せて、車両総重量が750キロを超える農業用トレーラーを牽引する場合は牽引免許が必要となります。

本市の農業の競争力強化と成長を図ること、そして、何よりも農業用機械による事故を未然に防ぐためにも、それから、道路運送車両法を遵守するためにも、大切なことだと考えますが、このことについて、本市が把握している現状、課題、本市の取組についてお尋ねいたします。

以上について、1回目の質問といたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの後藤議員のご質問についてお答えいたします。

作業機付きトラクターの公道走行につきましては、平成31年4月に道路運送車両法の保安基準が緩和されたことによりまして、方向指示器を見やすくするなどの

条件つきで、トラクターにロータリーやハローなどの作業機を装着した状態での公道走行が可能となりました。

公道走行に必要な免許に関しましては、後藤議員のご質問のとおりでございます。

これまでも、熊本県立農業大学校では、学生のほか、一般の農業者の方を対象として農作業安全講座が開催されており、熊本県運転免許センターによる農耕車限定の大型特殊免許や牽引免許の出張試験も行われているところでございます。

しかしながら、過去2年間の受講者数は、定員を大幅に超える応募があったと伺っております。

県内のJAグループでは、大型特殊免許取得を目指した安全講習会が全6回計画されておりまして、多数の希望者がおられるようでございます。

また、大型特殊免許を取得できる市内の自動車教習所に確認いたしましたところ、大型特殊免許取得の希望者は順番待ちの状態が続いているということでございます。農作業の効率化を図るために農業機械が大型化している現状を踏まえますと、大型特殊免許の取得希望者は多数おられるものと認識しております。

本市の取組といたしましては、道路運送車両法の保安基準の緩和に先立ちまして、平成30年8月に県内の自動車教習所から講師をお招きいたしまして、菊池市農作業事故安全対策講座を開催しました。この講座では、農耕車に必要な免許の取得方法についても周知を図ったところでございまして、受講者の中からも免許を取得されたケースがっております。

また、先ほど申し上げました熊本県農業大学校の農作業安全講座に関しましては、市の広報やホームページで掲載し周知を図っております。県に対して大型特殊免許の取得ができる機会を増やしていただくよう、働きかけを行っているところでもございます。

今後も引き続き、国や県、農業団体と連携を密にし、事故防止に向けても取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 県、それから農業関係団体と連携して対応してきたことはよく分かりました。本市も菊池市農作業事故安全対策講座を開催するなど、しっかりと対策を行ってきたことも、そこは評価できると思います。しかしながら、現実を見ますと、まだまだ改善する余地はあるのではないのでしょうか。

例えば、熊本県立農業大学校の熊本県運転免許センターによる農耕車限定の大型特殊免許などの出張試験では、年間定員の180名を大幅に超える応募があったと

伺っております。先ほども説明がありましたけどですね。また、これは県全体であって、本市の市民はなかなか抽せんに当たってないと、そういう話も伺っております。受講できた人は少ないと聞いています。

広大な農地を耕したり、短期間で収穫を行ったりするためにはトラクターが欠かせません。また、分散農地で作業する場合、トラクターの圃場間移動は公道走行が余儀なくされることが多いと思います。また、営農者、就農希望者、それから新規就農者の方の中には、トラクターの使用のために必要な免許の取得を検討している方も多数いらっしゃると思います。本市の農業の競争力強化のためにも、さらなる努力が必要だと思います。

今までも県に対して働きかけは行ってきたとの答弁ですが、もっと積極的にアプローチしていただいて、本市市民の受講者を少しでも増やしていただくために、受講回数を増やしていただくなどの努力が必要だと思いますが、それはどのように考えますか。

それから、市内にある大型特殊免許を取り扱っている自動車教習所に、大型特殊講習の状況について問い合わせたところ、大型特殊免許の講習は予約が殺到しており、数か月は受講できないと伺いました。大型特殊免許を担当するスタッフは数人いるものの、講習に使用する車両が2台しかないということでした。本市にある自動車教習所には、まずは聞き取りを行い、調査・研究を行って、例えば台数を一定期間増大できるような対策を行うのはどうでしょうか。

ほかにも、免許を取る予定で教習所などに申し込んでいるが、受講に至るまでの期間が長く、免許が取得できていない営農者に限り、必要な免許を持っている方に圃場までの運搬をお願いするのはどうでしょうか。例えば建設業者などの業界には大型特殊免許や牽引免許を保有しているスタッフが多数います。また、既に免許のお持ちの営農者も大勢いらっしゃると思います。農繁期の朝夕だけでも協力していただけるように働きかけを行ってみてはどうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

熊本県立農業大学校では、農業後継者などを優先的に受講の対象とされており、それ以外の農業者の方は、申込み希望者が多いために、なかなか受講できない状況にあります。

本市からも受講回数を増やしていただくよう要望しておりますが、現在のところ、受講者数を増やすことは難しい状況であるということをお伺いしております。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、市内の自動車教習所では順番待ちの状況

にございますが、県内では大型特殊免許を取得できる自動車教習所も増加しております。また、全県的に見ると以前よりは免許の取得がしやすくなったと伺っております。

しかしながら、まずは免許取得が可能な県内の自動車教習所での受講をお願いできればと考えているところでございます。

また、議員からございましたご提案につきましては、貴重なご意見として受け止めさせていただき、県やJAなどの農業団体、また関係機関などと連携しながら、検討をしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

不安全な作業をお互いに注意、指摘し、事故につながる情報を共有し合うなど、地域で一丸となって農作業事故の防止に取り組むことは、競争力強化と成長産業化につながっていくと思います。これからもさらに積極的に関係各所と連携を図っていただきますよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目は、本市の障がい者施策についてお尋ねいたします。

障がいのある方が生き生きと暮らしていける施策の充実についての一般質問をいたします。

障害者雇用促進法によりますと、雇用義務制度として、事業主に対し障がい者雇用率に相当する人数の障がい者の雇用を義務づけており、45.5人以上の民間企業には2.2%、来年4月より2.3%、国、地方公共団体、特殊法人などには2.5%で、来年4月より2.6%、都道府県などの教育委員会には2.4%で、来年4月より2.5%となっており、障がい者の職業の安定を図ることを目的としております。誰もが平等に社会に参加できる共生社会の実現を理念としている障がい者雇用制度です。ハンディを抱えている人たちの就労を応援する、それは当然のことだとは思いますが、まずその姿勢は、本市自ら率先して示していくべきだと考えております。

そこで、2点目の質問ですが、本市における今年度の障がい者雇用率についてお尋ねいたします。

本市の各部局について、それから、市内の会社についての現状と課題を教えてください。市内の会社については分かる範囲で結構です。

それから、障がい者の団体やスポーツイベントの参加などについて質問いたします。

障がい者スポーツを推進し、スポーツを楽しむ機会を増やしていくための今後の

取組や課題についてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、まず私のほうから、市役所における障がい者雇用率の状況、各部局における雇用の現状と課題について、お答えしたいと思います。

現在、障害者雇用促進法では、国及び地方公共団体の法定雇用率は、先ほど委員がおっしゃるように、2.5%とされております。

本市職員の障がい者雇用の状況は、市長部局においては、昨年度は2.86%で法定雇用率を満たしてはりましたが、今年度にかけて障害者手帳を所持している職員の退職により、令和2年8月時点での算定においては1.62%となり、法定雇用率を満たさない状況となっております。

また、教育委員会におきましては、昨年度の法定雇用率は1.95%でしたが、障がい者雇用の不足数の算定上、不足数が生じていないため、労働局の規定により、法定雇用率は達成とみなされてはりましたが、本年度については1.51%となり、市長部局と同様に法定雇用率を満たしていない状況でございます。

課題となる今後の雇用の確保につきましては、障害者雇用促進法に基づき、障がい者採用計画を作成し、労働局のヒアリングを受け、適切に障がい者の雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） それでは、市内の会社の障がい者雇用率につきましてお答えいたします。

雇用・就労は、障がいのある人の自立や社会参加のための重要な柱でございます。障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者雇用率制度が定められておりますが、これは、ハローワークや熊本労働局で指導などが行われているところでございます。本市では、菊池市の障がい者雇用率の現状について状況把握は行っておりません。

次に、障がい者スポーツの推進につきましては、障がいのある方が参加されているスポーツイベントには、熊本県・熊本市が主催します「くまもと障がい者スポーツ大会」、熊本県身体障害者福祉団体連合会が主催します「熊本県障がい者グラウンド・ゴルフ大会」、「くまもと障がい者ペタンク大会」などがございます。

障がい者スポーツ大会は、スポーツなどを通して障がいのある方の社会参加を推進するとともに、障がいに対する理解を深める機会となります。

現在は広報誌での周知を行いますとともに、前回の大会参加者や障がい福祉サービス等事業所へ案内を送付しまして、参加の呼びかけを行っているところですが、現在、参加者は増えていないのが現状でございます。

新たな参加者を増やす取組としまして、障がい者団体の活動やスポーツ大会を広報やポスターなどを活用しまして情報発信を行い、障がいに対する理解と普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 失礼しました。先ほど市内の会社の障がい者雇用率についてお答えしたところですが、「本市では菊池市の障がい者雇用率」ということで申し上げてしまいました。正しくは、「本市では菊池市の会社の障がい者雇用率」の現状については、状況把握は行っておりません。申し訳ありませんでした。おわびいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 障害者雇用促進法の第5条では、事業主の責務として、障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障がい者である労働者が個人の能力を発揮し、職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えることとともに適正な雇用管理を行うことにより、その雇用の安定を図るよう努めなければならないとなっております。

また、第6条では、国または地方公共団体の責務もうたわれております。そのことから、全ての事業主は法定の雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。したがって、民間企業であれば50人の従業員を有している企業では、1人以上の障がい者を雇用しなければなりません。

本市の障がい者雇用率について、達成されているかどうか、平成30年9月議会の一般質問でも確認しましたが、そのときの説明によりますと、その当時、市長部局の場合で障がい者雇用率は2.46と、2.5%を0.04上回っていましたが、障がい者雇用の不足人数の算定方法で算出された不足人数はゼロで、制度上、法定雇用率は達成していました。

それから、教育委員会部局も法定雇用率が0.6下回ってはいるが、同様の計算方法で計算すると不足人数がゼロで、法定雇用率を達成しているとのことでした。

現在、法定雇用率は、残念ながら達成されていない本市でございますが、来年度

は余裕を持って達成していただきたいと思います。来年度は達成する意思はあるのでしょうか。また、それは継続可能でしょうか。改めてお聞きいたします。

また、委託先の請負企業について、それらの評価制度などはあるのでしょうか。障がい者のための雇用制度があるのに生かされていないのは本当に残念です。自立のためには仕事が必要です。

また、法定雇用率だけでなく、障がい者の雇用拡大を実質的に図るには、中小企業への働きかけも重要です。私は平成30年9月議会において、本市の業務委託先や請負企業の障がい者雇用率は把握されているかについて、また、中小企業における障がい者雇用の拡大について、提案も含め質問いたしました。あれから2年たちましたが、中小企業に対する現状の取組と課題についても改めてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問のほうにお答えしたいと思います。

まず、市の委託先や請負企業について、それらの評価制度はあるのかということでございますけども、本市の建設工事の格付の場合について、熊本県の評価点を参考にいたしております。

市の独自の加点等の制度はありませんが、障がい者等の雇用の状況が加味された熊本県の評価点を用いる対応をいたしているところでございます。

また、本市の法定雇用率の達成、また、それが継続可能かということでございますけども、先ほど答弁いたしましたように、今後は障害者雇用促進法に基づき、障がい者採用計画を作成し、適切に障がい者の雇用の確保に努め、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） それでは、障がい者の就労について、中小企業に対する取組について、お答えいたします。

中小企業等の事業主の方への障がい者雇用に関する各種援助につきましては、労働局やハローワークなどが実施しており、本市独自で行っているものはございませんが、本市におきましては、就労移行支援や就労定着支援など障がいのある方に対して就労支援を行っておりますので、間接的に中小企業の障がい者雇用の一助となっているものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございます。

障がい者の雇用を守り、自立を促すためにも、本市の障がい者雇用率の達成、維持はもちろんですが、本市の中小企業、特に委託先や取引先、請負企業も含め、今、何ができるのか調査・研究を進め、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、障がい者団体やスポーツイベントの参加についての答弁ですが、障がい者スポーツの理解促進を図るための障がい者スポーツの振興は、さらに発展する余地が私はあると思います。

今年の10月7日に熊本県障害者福祉団体連合会主催の第17回熊本県グラウンドゴルフ大会に水上議員と参加させていただきました。江頭市長のご協力もあり、今年もバスが出て、不自由なく会場である熊本県民総合運動公園まで行くことができました。課長も朝から気持ちよく見送っていただきました。係長も一生懸命サポートしていただきました。大変盛り上がり、私は毎年参加したいと思いました。こういうことをしっかり盛り上げていくために、議員もみんな参加したいんです、こういうのはですね。毎年、興味がある議員には案内を出していただきたいと思います。参加、応援をしっかりやっていきたいと思いますので。

また、大会を盛り上げるためには、障がい者団体の存在も不可欠であり、障がい者団体の在り方や補助金の額についても、納得いくまで聞き取りや協議、実態調査が必要だと思います。例えば協議の参加費用を集めるための物品販売など、大変ご苦労されながら取り組んでおられるのです。体の不自由な人が重たいラーメンやレトルトカレーを運んだりしております。机上の計算どおりにはいかないことも多々あると思います。障がい者の団体等についての本市の考え方や課題を教えてください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 障がい者の皆様におきましては、皆様、本当にいろいろなところで頑張っているというふうに思います。市としましても協力をしまして、できるところは、できるだけ一緒に、協議会のほうもございますが、連携を図りながら、また、会員の増に関しましても、呼びかけ等を行いながら、協力しながら行ってまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 障がい者スポーツに関する情報収集、情報発信に積極的に取り

組み、障がい者スポーツへのさらなる理解と普及啓発に努めるとともに、障がいの種類や程度にかかわらず、誰もがスポーツを通じて共に汗を流し、楽しむ機会の創出に努めていただきたいと考えております。

私も障がい者と健常者が同じ立場や目線でスポーツを楽しむ機会について、引き続き提案を進めていきたいと考えております。

次の質問に移ります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前11時32分

開議 午前11時38分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 3点目は、本市の交通安全対策についてお尋ねいたします。

本市の過去5年間の人身事故発生状況は、発生件数で言いますと、平成27年度は208件、28年度は187件、29年度は167件、30年度は116件、令和元年度は108件となっています。

本市での交通事故は少しずつではありますが減少しているようです。これは菊池警察署の方々や、本市の防災交通課のご活躍をはじめ、各種関係団体の啓発活動の不断の努力の成果だと思います。特に最近、小学校の通学路などでグリーンベルトが引かれていることも増えて、ドライバーにも通学路であることを認識してもらい、事故防止につながっていると思います。市民も子どもたちも安心して通行でき、大変喜んでいきます。

しかし、一方で、本市の道路では、特に交差点など白線や矢印、それから横断歩道など、消えかかっているのをよく見かけます。車での走行中、ひやりとすることもありました。視認性の向上など安全対策がもっと必要だと思います。道路を安全に通行するために、路面表示や交通安全のための施設、道路反射鏡はとても重要だと思いますが、巡視状況や管理上の課題を教えてください。

次に、本市の交通指導員についてお尋ねいたします。

概要、どうやって管理されているか、課題について、答弁をお願いいたします。

それから、本市の交通安全関係団体への支援についてお尋ねいたします。

主な団体名や支援する金額、その課題について教えてください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、まず交通安全施設の状態の把握、整備につきましては、原則として現状の状況を身近で確認できる区長さんからの申請により、現地確認をして整備を進めております。また、パトロールなどにより状況を把握しているところでございます。課題としましては、施設の経年劣化に整備が追いついていないことも事実であり、今後も予算の範囲内で通学路や交通量の多い箇所などの優先順位をつけ整備をしていくとともに、市の管理する部分以外もありますので、関係機関と協議を行いながら進めてまいりたいと思います。

また、交通指導員につきましては、菊池市における交通安全の確保に努め、円滑な交通体制を推進し、交通事故防止のため、菊池市交通指導員として本市に住所または勤務場所を有する者のうちから、市長が委嘱しております。任期は1期2年であり、再任される方が多く、退任されるときには新たな指導員を同地区から選出いただいている状況でございます。組織体制につきましては、現在31名在籍されており、菊池地区12名、七城地区6名、旭志地区5名、泗水地区8名で構成されております。

交通指導につきましては、交通指導員会議の中で交通指導の日程や場所確認等を行い、指導していただいているところでございます。交通指導員の主な業務である早朝やイベント等の交通指導についての確認は、同日業務をしている市職員で行っております。

課題につきましては、指導員が各小学校全てにおいて在籍していないことでございます。選出については、過去、指導員の募集チラシを作成、周知し、募った経緯はございますけれども、新規の指導員の獲得にはつながっておりません。今後の選出方法については、全ての小学校区から選出できるよう指導員会の中でも検討してまいりたいと思います。

また、交通安全に関する団体への補助金などの状況につきましては、熊本県交通安全推進連盟へ7万7,000円、安全運転管理者協議会へ9万7,000円、負担金を支出しており、交通安全協会には交通安全指導委託料として160万円、活動補助金として約24万2,000円を交付しております。交通安全協会につきましては、免許更新の際、加入いただいている入会金が減少していると伺っており、今後、協会の体制維持も含め交通安全事業について、引き続き連携してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 本市には誰が見ても危険だと思う箇所があります。例えば限府小学校と菊池南中の間の道を国道325号線、これは大琳寺ですけども、こちらに出る際、矢印が消えていて、怖い目に遭ったという話はよく聞きます。私もよく通るんですが、車がかち合いそうになったのは何回か目撃しました。こういった箇所はまだほかにもあり、巡視で上がってくるはずなんですが、地元区長から要望が上がらないと何もしないのでしょうか。

また、本市の道路は白線が消えているところがとても多いと思います。そのことについてどのように認識していますか。きれいに引き直して、安全な状態にすべきだと考えますが、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 再質問のほうにお答えしたいと思います。

現状、区長の申請により現地確認をして整備を進めているとともに、先ほど申しましたように、パトロールなどにより状況を把握して、整備されていないところがあれば整備を行っているところでございます。

ただ、先ほども申しましたように、整備が追いついていないところも事実でありますので、今後も予算の範囲内で、通学路や交通量の多い箇所から優先して整備を進めていくとともに、市の管理する部分以外もありますので、そういったところは関係機関と協議を行いながら整備をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ありがとうございました。

この質問の最初に、本市の人身事故状況を説明しましたが、昨年度は死亡事故が5件も起きております。本市の安全を本気で守るべきだと私は思います。防災交通課がもっと交通に目を向けるべきだと思います。熱意が私は感じられないと思っています。

次に、交通指導員についてですが、見ていて年配の方が多く感じます。今まで長い年月を頑張っていたら、大変な苦勞もあったと思いますが、安全上、心配な部分もあります。そのことについて、どう考えますか。また、最高齢の交通指導員の年齢は幾つですか。安全を保つため、健康状態や視力、聴力をチェックするなど思いやりを持った施策が必要と思いますが、どう考えていますか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 現在のところ、交通指導員についての健康状態のチェック等を行っておらず、自己管理で対応していただいている状況でございます。また、最高齢の交通指導員につきましては、年齢は84歳ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） 今まで頑張ってきた方々です。今からも頑張っていたかなければなりません。健康上や安全上の管理をしっかりと行っていただきたいと思えます。

それから、交通指導員と各地区の交通安全協会の地区長、この2つは同じ時間、同じような仕事をしています。なるべくボランティアである交通安全協会を活用してはどうでしょうか。例えば交通指導員に交通安全協会に入ってもらって、各地区長を受けていただければ、その費用が抑えられると思いますが、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 現時点では交通指導業務を交通安全協会に委譲するとは考えておりません。交通指導員につきましては、今後も菊池市交通指導員設置規則に基づき、予算の範囲内で事業を執行してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） では、最後に、本市の交通安全関係団体について、先ほど交通安全協会という団体名を答弁されましたが、全国的に免許返納の意識が高まる中、本市の今年度、現在までの協会加入者数は3,575名、全免許更新者の4割です。また、これは年々と減少傾向にあります。市から補助金として24万2,393円、それから教育委託費として160万、一方、会員収入は636万7,510円でした。しかし、これではこの組織を維持していくのは難しいと思っています。来年からは6人体制から5人体制に縮小するようです。この縮小することについてどのように考えますか。

さらに、交通安全協会の主な使途ですが、交通安全のための啓発活動、これは毎月1日、10日、20日の交通安全日に朝の街頭指導を行っていますが、その制服代やのぼり棒代、交通安全の看板等の設置、保育園や学校、老人会における交通安全教育、チャイルドシートの無償貸出し、それから、交通事故防止キャンペーンの実施、青パトによる子どもたちの登下校の見守り活動、免許更新に関する人件費及

び必要経費、その他の啓発活動があります。もしもこの団体がなかったら、本市が直接行うとなると、大きなコストがかかると思います。また、免許更新の際、菊陽町の免許センターまで行かなければなりません。高齢ドライバーの大きな負担にもなり、免許に関する事務も直接警察官が行うことになります。このことについてどのように考えますか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 交通安全協会につきましては、重要な交通安全施策の一翼を担っていただいていると考えておりますので、今後、協会の体制事務を含めて、交通安全事業について、引き続き連携を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 後藤英夫君。

[登壇]

○4番（後藤英夫君） ぜひ、この交通安全協会、しっかり残って活動して欲しいと思っています。

交通安全協会を例に、現状や活動内容を説明申し上げましたが、特定の団体に予算をつけてくださいとの要望ではございません。本市の市民に向けて、交通安全のための啓発活動をしっかりと行っている関係団体はしっかりと存在し続ける必要があると思います。執行部の方々にどうかご協力、ご理解いただきたいと思います。

子どもたちの安全を守り、悲しい交通事故は少しでも減らしていきたいと思えます。

質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、後藤英夫君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から始めます。

○

休憩 午前11時53分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 皆様、こんにちは。公明党の泉田栄一郎です。今年はコロナ禍で暗いニュースがたくさんありましたけれども、熊本出身の正代関が優勝した

ということで、大変うれしく思っております。来場所はぜひ頑張ってもらいたいと思っております。

今日は、まず、目の障がいがある人への支援についてということで、一般質問をさせていただきます。

本年の箱根駅伝で、最後の10区間で13年ぶりの区間新でシード権を獲得した創価大学の嶋津雄大選手のインタビューで、網膜色素変性症のことを知りました。これは暗いところで物が見えにくくなる、いわゆる夜盲症であったり、視野が狭くなったりするような症状から始まり、進行とともに視力が低下していきます。

全国で日常生活用具給付事業の対象に、網膜色素変性症の患者が使用する暗所視支援眼鏡の購入費を支援するため、追加する動きが広がっております。今回はこの暗所視支援眼鏡のことに絞って質問をさせていただきます。

初めに、本市において、目の障がいがある人がそれぞれ何人おられるのか、そしてまた、どのような種類の障がいがあるのか、内容をお答えください。最初にお願いします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

身体障害者手帳の交付者数は、令和2年3月末時点で2,267人おられ、そのうち視覚障がいのある人は147人おられます。障がい等級は、視力や視野が狭くなるなどの状態に伴いまして、1級から6級まで分かれております。1、2級が重度の障がいとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 今、手帳を持っておられる方が2,267人の中で、目の不自由な方が147人ということをお答えいただきました。その中でも1級から6級あって、度合いが違うということを知りました。

たまたま私の知り合いで目の障がいを持った人がおられましたので、その方にいろいろと質問をさせていただきました。現在40歳代で、ご両親と一緒に生活をされております。どんなことに困っていて、どんな支援が必要だと思いますかといういろいろと話を聞かせていただきました。その人の症状は、網膜色素変性症に加え、白内障、そしてまた、緑内障も併せ持っておられました。全盲ではありませんので、光は感じ、明暗は分かりますが、視力が極度に低いので、文字を目の前で持って見れば何とか見えるというところでございました。視野が狭いので、階段の上り下りが

危ないと言われておりました。彼は子どもの頃から苦勞して勉強されていましてので、県立盲学校出身なので学力は高く、誠実に答えていただきました。その中で、視覚障がいを持っていると、まず全般的に情報が入りにくいということでした。生活の情報、緊急的な情報、そしてまた、文化的、学術的な情報も入りにくいということです。だから、自分たちは情報弱者であると自分で言われておりました。

2番目に、行動に制限があるということです。どこに行くにしても、人の手を借りないと移動ができないということでもあります。その方の希望としては、携帯電話はらくらくホンだと音声読み上げ機がついているので便利なのですが、らくらくホンは高齢者向けなので、若い人たちには機能が少なく、物足りないということでもあります。一般の携帯電話やスマートフォンにも音声読み上げ機能をつけてほしいと言われていました。簡単にできるのに、なぜそういう機能がつけられないのかなということでした。また、スマートフォンは表面が平らで指でなぞるような感じになっております。逆に自分は、ガラケーのほうがボタンがあり、分かりやすく片手で使いやすいということも言われていました。やはり現場の声を聞くと、そういういろんな悩み相談が出てきました。

そこで、質問ですが、本市において、目の障がいのある人へどのような日常的な支援があるのか、対象者はそれぞれどのくらいおられるのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 視覚に障がいがある方の支援についてお答えいたします。

視覚に障がいがある方への支援としましては、盲人用安全杖や義眼などの身体機能を補完・代替する用具の支給を行う補装具費支給制度や、視覚障がい者読書器、盲人用音声式体温計、点字図書などの自立支援用具等を給付する、または貸与する日常生活用具給付等事業がございます。

また、障がい福祉サービスについては、介護給付や訓練等給付のサービスがございます。視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供の移動の援護を行う同行援護などのサービスがございます。

それぞれの利用度の対象人数につきましては、一部ではございますが、盲人用体温計は29年度に1件の申請がっております。視覚障がい者へのポータブルレコーダー等につきましても3件等の申請がっております。対象者につきましては、その方の症状や状態によりまして、同じような品物であっても、必要の中身というのが変わってきますので、実数については、ちょっと把握ができてない状況でございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 様々な支援があり、杖とか、または移動するときにはそういう介護の人たちがおられるとか、その支援の内容が様々であるということも分かりましたけども、私もこの質問をするに当たって、目の不自由な方のその支援の内容というのを初めてこういう機会で勉強させていただきました。今後もいろいろと、いろんな角度から質問を受けていきたいと思っております。

国の指定難病の中に331症例となっていますが、その中でも、網膜色素変性症は90症例あるということであります。これは目の中で光を感じる組織、網膜に異常が見られる遺伝性の病気で、日本人の約10万に18.7人の方の患者がおられると推定されるということです。特徴的な症状は、先ほど繰り返しになりますが、物が見えにくくなる夜盲や、視野が狭くなる視野狭窄が進み、視力の低下から失明することもあるという進行性の病気だそうです。

こうした患者用に開発されたのが暗所視支援眼鏡、高感度のカメラの画像を目の前のディスプレイに撮影し、暗いところでも明るく見え、生活の質を大きく改善できる有効な用具とされております。

先日、熊本県の網膜支援協会の山本会長を招いて、本市の生涯学習センターで、キクロスの中で視聴覚室で実際の体験をさせていただき、お話を聞く機会がありました。薄暗い状態にして夜間の状態をつくり、想定して暗所視支援眼鏡を装着して歩いてみました。

そこで、ちょっと私も写真を撮りまして、それを拡大して、皆様にちょっとお見せしたいと思っておりますけれども、これは私がその眼鏡をつけているところであります。ちょっと小さい写真を大きくしましたので、ちょっとぼやけておりますけれども、こういう眼鏡であります。この眼鏡をつけて、バッテリーがありますので、そこに持ってそれで見ると、夜間でも明るく見えるということであります。私たち健常者も、多分夜、これをつけて歩くと明るくなるんじゃないかと思っております。装着は、こういう感じで装着して歩くということであります。装着する前と後では全く見え方が違います。視野が広がり、昼間でもまぶしくないという効果があり、眼鏡の形態が前より薄型になっているということです。

また、山本会長の話の中で、熊本地震の際、夜間で目が見えず、自分が避難するので精いっぱいだったということでした。周りの人を助けたくても助けられなかった。これがあれば、ほかの人たちも助けることができると力強い言葉で言われました。

災害の避難だけでなく、仕事の継続やプライベートなど、いろいろな場面でこの暗所視支援眼鏡は患者の日常生活をかなえることのできる眼鏡だと思っております。しかし、これが画期的な用具なんですけれども、価格が非常に高い。約40万円と高額であります。

日常生活用具支援の給付している自治体が、本年9月現在で全国で12市あります。そのうち、九州では大分県が2市、熊本県では全国で初めて天草市が給付対象に決定しております。その中で、宮崎県ではまだ給付が決まってはいませんが、全市町村が要望書を出しているという状態です。

菊池郡市4市町でも給付について検討会があったと私は聞いております。質問の要点は、一つは、菊池市内に暗所視支援眼鏡の対象者が何人ぐらいおられるのか。そしてまた、この暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業に追加する考えはあるのか。この2点をお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、菊池市での対象となる方が何人いらっしゃるかということですが、網膜色素変性症に関する視野に障がいがある手帳の所持者は、およそ30人いらっしゃいます。しかし、この疾病につきましても、手帳を所持してなくても、指定難病の医療費助成が利用できるため、手帳をお持ちでない人もいらっしゃいます。併せまして、暗所視支援眼鏡の利用者が適する方として、夜盲症や視野などの症状が関係することから、主治医の判断が必要だと考えます。そのため、利用対象となる人数は明確には回答できない状況でございます。

次に、日常生活用具給付等事業の助成についてでございます。令和元年度から、先ほどご紹介がありました助成が開始された天草市の実績は、令和元年度は6件、令和2年は2件の給付が行われており、暗所視支援眼鏡を利用した方の感想としましては、暗い場所でも見えるようになった、視野が広がった、活動時間が増えたなど日常生活が円滑になったとの意見があるようです。また、夜間の災害時などにおいても情報収取を支援する用具となることから、本市でも日常生活用具給付等事業として助成することで、障がい者の自立及び社会参加につながるものと考えます。

本市、合志市、大津町及び菊陽町の2市2町で構成します菊池圏地域自立支援協議会で、日常生活用具給付等事業の対象品目等の統一を図っております。

菊池圏域で協議を行う中で、本市としましては、令和3年4月より、視覚障がい者用読書器の一部とみなし、日常生活用具給付等事業の助成対象としてまいりたいと考えます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） まず、医師の診断が必要ということですが、約30人ぐらいの方がおられると。その中でも、これが必要な方、必要じゃない方はおられると思いますけれども、やはりこの用具を使って日常の生活がいろんな形で広がっていくということは本当にありがたいことだと思っております。そういう意味で、この用具の給付事業に加えていただくということは、本当に素晴らしいことだと思っております。

これは、私も今回、目の不自由な方のお話を聞いて、もっといろんな形で交流し話を聞く必要があるんだということを実感したところでございます。その上で、江頭市長、今回、この質問をさせていただきまして、総括してお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 視覚障がいをお持ちの方に対する支援についてということでございます。

今、部長のほうからもお話ししたとおりでございますけれども、視覚に障がいをお持ちの方々というのは、日常生活の中で、様々なご不便やお困り事が多いことだというふうに思いますけれども、先ほど来の暗所視支援眼鏡というのは、こうした方々の日常生活を円滑にするための用具として大変役に立つというふうに私も理解するものでございます。本市としましても、令和3年の4月から日常生活用具給付等事業の助成の対象としてまいりたいというふうに考えているところでございます。こうした方々のお役に少しでも立てればというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 力強い障がい者の人たちの声に、勇気につながっていくと思っております。今後も目の障がいのある方の声をつなげていきたいと思っております。

次に、質問させていただきます。コロナ禍における経済対策についてということで、全国的にコロナ禍経済対策でプレミアム付き商品券が販売されました。菊池市でも1冊5,000円の販売で、1,000円分の商品券が頂けるという画期的な経済対策が行われました。すみません、5,000円の販売で1万円分の商品券が

頂けるということでもあります。

初めに、1次販売の販売状況はどうだったのか。そしてまた、現在、2次募集があったようですが、残りがどれくらいだったのか。2次募集の状況等を教えていただければと思っております。

また、2つ目に、きくち飲食応援チケットも販売されましたが、その状況も教えてください。

2点よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの泉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、プレミアム付き商品券の1次販売の結果と2次販売の状況についてお答えいたします。

全1万9,606世帯を対象に、9月12日と13日に市内24か所で一斉に販売を行い、8,852世帯が購入されました。また、この2日間に購入できなかった世帯の方につきましては、9月14日から9月30日までの平日に販売を行い、3,683世帯が購入され、1次販売では合計1万2,535冊が購入されたところでございます。作成済み商品券が2万冊からありましたので、販売総数1万2,535冊を引いた7,465冊を2次販売することとしたものでございます。

1次販売のときに2次販売に関しての意思確認を行いました。ほとんどが購入希望でございましたので、2次販売は、再度購入希望申請をいただき、申込みが残数を上回った場合は抽せんにより購入対象者を決める方式とし、広報きくち11月号、各戸の配布チラシ、防災無線、防災・行政メール、市ホームページで周知をしたところでございます。10月30日から11月20日までの締切りまでに9,404世帯から申込みがございましたので、無作為抽せんを行い、当選世帯主のみに現在購入引換券をお送りしております。引換えにつきましては12月4日から12月25日まで、市役所本庁と各支所で販売を開始することとしております。

なお、各支所での販売は12月18日までとしているところでございます。販売時間につきましては、支所が平日の午前9時から午後4時まで、市役所本庁は午後7時までといたしております。

続きまして、きくち飲食応援チケットの販売状況についてお答えいたします。

このチケットにつきましては、コロナ禍において打撃を受けております本市飲食店等を支援するために、1冊1,000円券5枚つづりで5,000円分の飲食ができるチケットを3,000円で販売しているところでございます。

なお、本事業につきましては、発行部数を3万冊とし、販売から換金までを菊池観光協会に委託しているところでございます。

お1人様1日3冊まで、どなたでも購入できるものとして、11月6日から菊池観光協会及び道の駅七城メロンドーム、道の駅旭志、道の駅泗水養生市場の4施設で販売し、11月16日には3万冊が完売したところでございます。

利用者、事業者、両者から好評の声をいただいております。チケットの完売による1億5,000万円以上の経済効果が生まれるものと期待しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 分かりました。私も2次募集を出したんですけども、多分落ちていると思います。来ておりません。

それはそれとして、私も実際に何件かの店舗にこの状況を、商品券の状況、また、その飲食チケットの状況をお伺いしました。電気屋さんやお菓子屋さん、様々のところに行って聞いてみました。そしたら、経済効果があり、とてもよかったと、助かったと、またしてほしいという喜びの声を聞きました。また、使う側の感想もお聞きしました。すごく得した感じが心を明るくさせたという声も聞きました。反面、1世帯1冊だと人数の多い家族には不公平だと、赤、青に分かれているのが使いにくいと、どこでも使えるようにしてほしいと、また、500円券、200円券と少額の券を混ぜてほしい等々、いろいろな意見がありました。

ある人から匿名で私のところにはがきが来ました。全文は紹介できませんが、次のような内容でした。低額所得者の私たち、一人暮らしの人たちは、一度に1,000円以上使うことがあまりなく、無理をして使うと無駄遣いになってしまう。だから、100円券や500円券も混ぜてほしい、お金がある人たちは困らないのでしょうかというものでした。大変厳しい声でありました。確かに、まとめ買いするならともかく、一人暮らしなら外食するのにしても、1,000円以上食べることはあまりないと思いました。また、一度に5,000円出すことができないから、得だと分かっているにもかかわらず買えないという人もおられました。

私は、このプレミアム付き商品券やきくち飲食応援チケットは大変経済効果があり、よかったと思いますが、今後の課題として検証はすべきだと思っております。

合志市では、生活応援商品券として、市民全員に1人5,000円の商品券を配布しました。手続の必要もなく、人数分ですので不公平感もなく、最初に出すお金もなく、大変喜ばれているということをお聞きしました。

今回のプレミアム付き商品券、きくち飲食応援チケットに対して様々な意見や考えがあると思いますが、個人店はそれぞれ効果があったのか、なかったのか、総合的な検証を踏まえ、今後の課題や考えがあればお答えください。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

今回のプレミアム付き商品券は、コロナ禍で低迷している市内の小規模店舗の売上支援と市民の皆様の消費活動の活性化を促すことを目的として、1万円分の利用ができる商品券を5,000円で販売したものでございます。

5,000円の商品券を全戸配布した場合、購入意欲のない方にもお配りすることとなり、期限まで使用されず、消費にもつながらない可能性があるという懸念がございました。

5,000円で1万円分の商品券を販売することにより、商品券の購入代5,000円以上の経済効果が得られ、消費活動の活性化が見込めると同時に、小規模店舗だけで使える赤券5枚と、全店舗共通の青券5枚を1冊として発行したことで、特に来客数が減少しております小規模店舗での利用につながり、小規模店舗の支援につながるものと考えております。

11月30日現在、取扱店舗409店舗におきまして、赤券が3万6,045枚、青券が4万7,555枚、計8万3,600枚、金額で8,360万円分が換金手続をされており、販売済み商品券のうち67.7%が既に使用されておきまして、消費活性化の起爆剤として、経済効果を生んでいると認識しております。

また、泉田議員さんのご意見につきましては、貴重なご意見として賜りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 失礼しました。飲食応援チケットについては完売しておりますが、現時点では11月6日から3月28日までの利用期間となっております、事業開始から1か月ほどしかたっておりませんので、現時点での状況についてご報告させていただきます。

まず、利用可能な店舗数でございますが、市内の飲食店など163店舗となっております。また、対象店舗の条件といたしましては、本市で実施しております感染防止アドバイザー派遣事業の認定を受けた感染症対策が講じられた店舗となっております。

次に、換金の状況でございますが、毎週1回の換金を実施しておりまして、12月3日現在の換金状況は、換金店舗数103店舗で、3,071万1,000円となっております。利用可能店舗のうち、換金された店舗の割合は63.2%、金額面では、チケット販売の1億5,000万円のうち、20.5%ほどが換金され、現金化されている状況でございます。

最後に、飲食店経営者の方々からのご意見といたしまして、コロナ禍でお客さんが落ち込んでいたが、チケット販売後は多くなった、また、客単価が上がったなどのご意見や、チケットの利用率が大変高いなどのご意見をいただいているところでございまして、コロナ禍で落ち込んでおりました本市経済の活性化に効果のある事業と認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 先ほどチケットのきくち飲食応援チケットにつきまして、11月6日から令和3年3月28日と申し上げましたが、令和3年2月28日でございますので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 経済効果があったということでございます。今度のプレミアム付き商品券及びきくち飲食応援チケットが、本市の商店街の活性化、経済効果を目的としていることは十分理解をしているところですが、生活困窮者や高齢者の一人暮らし等の生活弱者の方々の対策も今後は考えていただき、これは要望としてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、泉田栄一朗君の質問を終わります。

ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時33分

開議 午後1時41分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆様、こんにちは。田中教之です。今回は、地方公会計制度と菊池市情報化推進基本方針について質問させていただきます。

まず、地方の公会計制度についてです。

菊池市では、平成28年度決算から貸借対照表などの財務諸表を市のホームページ上で公開しております。これは平成27年1月の総務大臣通知により、全ての自治体において、発生主義、複式簿記会計の考え方を取り入れた新しい地方公会計を導入するというので、菊池市もそれに基づいて財務諸表、書類を作成し、公開しております。

私もホームページ上で見ていまして、せっかく作成されているのであれば、もっと有効活用できないかなというところで、今回質問させていただきます。

この公会計について、少し説明させていただきます。

新しいこの会計制度のポイントとして3つ挙げられます。

1つ目は、先ほど申しましたが、発生主義、複式簿記の導入による財務諸表の作成です。これによって、道路や橋、いろんな施設などの資産価値を正確に把握でき、現金主義会計で見れなかった行政のコストも分かるようになります。発生主義は契約などの取引時のタイミングで計上しますので、売り掛け等の数字も把握できますし、減価償却も計上しますので、正確にそのコストや資産価値が理解できると考えられます。

2つ目は、固定資産台帳の整備をするということで、財務書類の作成に必要な価格情報を備えたものとして、いろいろな固定資産の台帳を作成することが特徴です。市が保有する学校や道路などの固定資産情報を管理し、一覧することによって、お金だけじゃない、いわゆる動産、不動産の価値も全体として把握するということができます。

3つ目、最後ですが、統一的な基準による財務書類の作成というところで、総務省から全国の自治体、全部同じようなフォーマットで作成しなさいというところで、一般会計、特別会計、また、第3セクターを含めた全体財務書類や連結財務書類も作成すると。それぞれ、貸借対照表、行政コスト及び純資産変動計算書、資金収支計算書の3つの表を作成するというところで、他の自治体との比較もしやすいというところになっております。

私の基本的な理解として、自治体会計にこういう企業会計のような発生主義を持ち込むことで、現金だけでなく、資産の管理をしやすくなったり、減価償却費用などの全てのコストが見えやすくなるというところが、新制度のいいところかなと思っております。

そして、一般的な市民の方は、決算書など企業会計に触れることはあっても、なかなかこういう行政会計には触れたことがないので、こういった貸借対照表など、バランスシートなどのほうで発信したほうが、その情報公開にもつながるかなとい

うふうに思っております。

また、現金主義は、自治体にお金が足りているか、足りてないかといった視点を重きに置きますし、発生主義であれば自治体はどのような返済の能力があるかどうかといった視点も入れられるので、こういった視点の違いが両方あると、より自治体のその財務状態を把握しやすいというところにつながるんだろうと思っております。

前置きが長くなりましたが、そこで、質問させていただきます。

新しい地方公会計制度において、これまで菊池市が財務書類の作成などの公開をやってきたと思いますが、その整備状況をお聞かせください。また、財務書類を活用している事例があれば、教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 地方公会計の整備状況につきましては、今、議員さんのほうからご紹介がありましたように、平成27年に国から発生主義、複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性、比較可能性を担保した統一的な基準による地方公会計の整備の方針が示されたことを受け、本市におきましても、平成28年度決算分から統一的な基準による整備を行っております。

なお、整備しました財務書類につきましては、市ホームページ上で公表を行っているところでございます。

また、財務書類の活用につきましては、財務書類を作成することにより、将来世代に残る資産はどのくらいあるかといった資産形成度、将来世代と現世代との負担の分担は適切かといった世代間公平性、また、財政に持続可能性があるか、どのくらい借金があるかといった持続可能性などの視点から、様々な分析が可能となっております。その分析結果につきましても、ホームページ上で公表しているとともに、活用としては、市の職員研修等でも活用しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ここに、平成30年度の財務書類というところで伺っています。確かに、統一的な財務書類というところで、例えば貸借対照表を見ると、菊池市の資産は、大体983億円という資産があるということが分かったり、あと、諸表からどうやって持続可能性はあるのかというところで、住民1人当たりの負債額が75万4,000円だったりというふうに、いろんな他の市町村と比較しやすいところが挙げられております。

この決算書の中身については、また別の機会にやるとして、このいわゆる公会計について、自立性、先ほど言った自立性や持続可能性といったいろんな数字を見ることができるといふふうに理解していますが、ちょっとすみません、1点だけ、これは、財務諸表は基本的に内部で作られているのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 今現在、財務書類のほうは委託して行っております。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 職員の方が複式簿記はまだできる方はいなかったりとか、そういう環境的なものがあるので、委託されているのだと思います。ただ、できれば、後で述べますけど、庁内で作っていくほうが、やはり、先ほど研修で使われるとおっしゃいましたけど、やっぱりいろんな仕訳作業をすることによって、いろんな現場の原課の職員さんがやっぱりそのコストを意識するためにも、日々やっていくのが一番いいのかなと思います。

一応いろいろ調べましたら、総務省のホームページに、この財務諸表をいろんなことに活用している例がたくさん挙げられておりました。3つほど、ちょっと述べたいと思います。

1つ目が、施設マネジメントと連携というところで、長崎県島原市、菊池市でも公共施設等総合計画というのがあるかと思いますが、ここに管理を計画的、効率的に進めるために、固定資産台帳のデータを活用して、施設の更新など、例えば手数料、市民の方にいただく手数料の改定とか、そういうときにも、全体的にこの施設はこういうふうなコストがかかっていますというところで、経費見込みを算定するように使われているところもあります。特に減価償却累計額、これは菊池市もちろん出していると思いますが、加えて老朽化比率もこの財務諸表から数字を導いているというような例もございます。

もう一つが、先ほど冒頭で申しました特徴である2番目の固定資産台帳を利用して、未利用の財産、利用してない財産の売却事例というところで、岡山県も含めて、固定資産台帳から遊休、遊んでいる土地をこれによってリスト化することによって、ホームページに上げますと。こういうふうなところが、企業の方は購入されませんかとか、使えませんかというところで、こういった工業用についてはどこの自治体もやられていると思いますが、これをいろんな部署内で共有されて、ほかの部署が、あ、うちはこういうところに使いたいから、使いたかったというところで、庁内で情報共有をされていったというところで、結果的にその部署が企業に紹介して売却

したという事例もございます。

ここも大事なのは、やっぱり市民の方もそうなんですけども、やっぱり職員の方が、あそこの部署にはこういう財産があったのかというところを知ることができるというところで、特に企画のほうとか、こういう施設を使いたいといったところの、こういう土地が余ってたとかいうのを全庁で知ることができたというのは大きな役割かなと思っております。

最後に、静岡県浜松市では予算編成への活用ということで、図書館の事業の予算をつくる際に、まず、こういう決算書に基づいて、貸出し1冊当たりのコストを算出されております。いわゆる利用者が何人で、何冊借りて、それに対して人件費、物件費、もろもろ含めた、図書館はやっぱり不動産ですので、年々減価償却で価値が減っていくと。その中でのコスト計算をして、いかに住民サービスを落とさずに、どういうコスト削減していくかというところで予算を反映すると。その根拠をこの財務諸表で示すことによって議会にも説明していくと。委員会ですか、委員会に説明していくというところもやられております。

このように、いろんな形で、ただ作っているのは、言い方は失礼ですけど、作って公表するだけではなくて、議会や行政、執行部のほうで利用していくという事例がたくさんあります。現在、職員研修というところで使っているということでしたが、今後、この財務諸表を議会の予算、決算や、いろいろな行政試算の活用するところにも利用していく考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 財務書類を議会、委員会や行政試算への活用の考えはどのことでございますけども、地方公会計制度は、現行の地方財政制度の基本である現金主義会計を補完し、コストの正しい把握や、現金支出以外の減価償却費等も含めたフルコストを正確に算出する役目を担うものでございます。

そこで、本市におきましては、受益者負担の適正化を目的とした施設使用料等の見直しにおいて、施設を維持するためのコストを念頭に、地方公会計を整備することにより算出されます受益者負担比率等も参考にしながら、適正金額への見直しを検討し、必要に応じて予算に反映していくこととしております。

また、議員よりご紹介のありました他自治体の事例もございましたとおり、本市におきましても、公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新や改修、整理統合を検討するに当たり、固定資産台帳を活用し、施設ごとの老朽化度合いの検証、更新や改修等の優先順位を判断した上で、必要な事業費につきましては予算化してまいりたいと考えております。

今後は、人口減少に伴い歳入が減少する一方、高齢化の進展やインフラ、公共施設の更新時期が迫ることにより歳出は増加するものと見込まれることから、財務書類を基に算出した各指標や類似団体との比較分析を行うことにより見えてくる課題の解決に取り組むとともに、議会や市民の皆様に対し分かりやすい財政状況の公表などに積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 特に施設経営を施設マネジメントとしっかり連携してやることは非常に大事かと思っておりますので、そこは引き続き進めていってほしいと思います。

あと、議会に対してですが、やっぱり予算審議のときにこういった事業ごとの行政コストが把握できるような財務諸表があると本当にいいのかなど。委員会審議の際に活用している自治体もありますので、こういったものがあれば非常に有効かなと思いますが、現在、菊池市はやっぱりこの平成30年度の財務書類が公開されたのが今年の5月だったと把握しております。というふうに、やっぱり1年、本来では令和元年度がこの年内に出てくるべきなことなのに、やっぱり1年も遅れて出てきているというサイクルは、先ほど部長がお答えいただいたように、外部に委託している部分もあるのかなと思っております。

熊本県の宇城市は、結構こういった公会計に先駆的なところと言われておられて、そこは毎日といいますか、日々仕訳というところで、物の契約が起これば、そこで仕訳が発生して、そのまま入力していくと。そういう仕訳自体はそんなに、私も小さいながら申告するときに自分で会計ソフト使いながら仕訳するんですが、今、やっぱり会計とITというのは非常に親和性が高いですので、そういったソフトを使いながら、あまり職員の方がそういうデリケートになる問題でもないのかなと思っております。やっていけば、普通の決算と同じように、9月にその決算書は出てくると。この公会計制度による財務諸表が9月に出てくるというふうに考えております。

ですので、次の質問として、今後、この財務諸表を市で作成していくつもりはないのか。そういった環境面に問題があるというのであれば、そういった人材育成や会計システムの整備が必要だと考えますが、そのような環境を整備する考えはあるかどうか、そこを聞きたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 現在、委託により作成しております財務諸表を市で作成し

ていく予定はとのご質問だと思えますけれども、おっしゃるように、現在、委託による仕訳方式としまして、期末一括仕訳を採用しているところでございます。

市で、日々仕訳により財務諸表を作成するということになりますと、取りまとめ期間の短縮と職員の財務諸表に対する理解の向上が図られることにはなりますけれども、人材育成とシステムの変更が必要になってまいるところでございます。

今現在、人材育成の取組として、全職員を対象とした研修等を実施しているところではございますけれども、まだちょっとしばらく時間が必要と考えているところでございます。

そのようなことで、当面は人とシステムの問題から期末一括仕訳による作成を続けながら、日々仕訳に向けた基盤づくりを行っていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） できれば、なるべく早く取り入れてほしいと思います。仕訳、特に複式簿記がいいのは、やっぱりなかなか複式簿記をやると不正はしにくいという状況でございます。自治体がやっぱり単式でやると、どうしても数字がどうしてもできるというところも一部ありますので、まずは仕訳という考え方を含めて、全職員で複式簿記に慣れてもらうというところで、しっかりその財務諸表の有効性と確実性を担保するというところを人材育成の柱で、そのスピード感というのは多分システムによって大分変わってくると思います。そこは、ぜひちょっと前向きに取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

これで、公会計についての質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後2時02分

開議 午後2時10分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 引き続き、次の質問に移ります。

次は、菊池市情報化推進基本方針について質問させていただきます。

2019年の4月の月例会で配付されました、この菊池市情報化推進基本方針というものと、菊池市情報化推進アクションプランというものをいただきまして、こ

の2つについて質問させていただきます。

その前に、ちょっと中身について簡単に説明したいと思います。

2019年3月に菊池市情報化推進基本方針が策定され、その方針に基づき、基本目標を達成するためにアクションプランも作成されました。基本方針の目的は、菊池市のICT、すなわち、情報通信技術をどのように最大限活用すべきか、その情報化施策を実現するためとお聞きしております。また、基本方針の位置づけは、総合計画の行政機能の充実という分野に基づき、市の情報化の在り方や目標等を示す方針として位置づけられております。

次に、アクションプランですが、アクションプランは、基本方針の推進目標である基本方針に目標は3つ書かれております。1、ICTの利活用による業務効率化の推進、2つ目が、市民への各種サービスの利便性の向上、3つ目が、ICTを活用した地域情報化の推進という、この3つの推進目標を踏まえて、アクションプランに6つの施策の方向性があり、10の施策と32の取組を選定して体系化されております。

例えば、推進目標1、ICTの利活用に業務効率化の推進というところで、方向性として、1-1、情報システム運営の最適化の推進というところで、3つ目標がありまして、自治体クラウド等の検討、情報化企画、プロセスの標準化、情報端末の最適化というところで、その中に、例えば自治体クラウド等の検討であれば、サーバー集約化等の検討というのを平成33年（2021年度）までに行うというふうなアクションプランがこちらのほうには書かれております。

質問しますが、このアクションプラン、基本方針に基づいたアクションプランの進捗状況と、情報化の推進における今後の課題について教えてください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。情報化推進アクションプランの進捗状況と情報化推進における課題についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、2019年3月に情報化推進の基本目標や推進目標を掲げた情報化推進基本方針を策定し、同時に、この目標を達成するための情報化推進アクションプランを策定しています。

このアクションプランによる取組として、本年8月から公共施設予約システムの運用を開始し、オンラインにより、社会体育施設や各公民館の予約と予約状況の確認が可能となり、利用者の利便性の向上を図っています。

また、市役所の内部事務におきましては、本年4月から庶務事務システムの運用を開始し、庶務に関する電子決裁やペーパーレス化を実現しています。

ICT推進における今後の課題としては、ICTを取り巻く環境の変化が早いことに加え、新しいシステムを導入するには多額のコストを要するため、ICTをどのように活用し、どのような効果を上げていくのかを的確に見極めることが重要であると考えています。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） アクションプランを見ますと、第1回目なので、策定とか、運用、検討するとか、そういったところが多いので、なかなか導入の検討とか、いつがゴールなのか分からないところもありますので、なかなか把握しにくい部分もありますが、先ほどの予約システムやペーパーレス化というのは一部できているところでは評価できると思います。

ただ、部長がコストがかかるので見極めとおっしゃいますけど、まずは業務改善をどのようにしていくかというところからで、手段としてのICTですので、そこはコストありきで考えるんでなくて、どういうふうに業務改善をしていくか、そこから手段として、システムを導入したほうがいいのか、今のシステムでいけるのか、そこはまだちょっと一足飛びじゃないのかなというところは危惧しております。というのは、できるところから始めるというのが、やっぱりこのICT化の基本かなと私個人は思っております。

このアクションプラン、実は結構進んでいる部分もあります。というのが、今回、コロナで大分社会状況は変わりまして、いわゆる前倒しで実現した部分もあったかと思えます。特にオンラインというのは多様化しまして、ふだんの会議、面と面と合わせてする会議から、打合せ、あと研修などのセミナー、学校の授業、もう本当に懇親を深める会食までもオンラインでというように多様化してきました、このコロナの中で。それに基づいて、庁舎の仕事もやっぱり在宅ができるようになったりとか、あと部署のレイアウトも大分スペースを取ってとかいうふうに、庁舎の仕事のやり方も変わってきたのかなと思っております。

加えて、これは菊池市だけのことじゃなくて、全国的な問題だと思いますが、特に給付関係ですよね。1人10万円の給付の件についても、やっぱりデジタル化は進んでないというところで、やはり不満が出てきたのかなと。速やかな給付が実現できなかったというところで、日本全体でデジタル化といいますか、情報化が進んでない部分での不満が現れてきたのかなと思っております。

そこで、質問なんですけど、このアクションプラン、コロナで一気にデジタル化といいますか、情報化が推進して、予定よりも早く実現した分野があるのかなと思えますが、この予定より前倒しで進めた項目があれば、ちょっとお示してください。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） コロナ禍で前倒しで進めた項目はということですが、議員のご質問にありましたように、テレワーク、オンライン会議及びペーパーレス会議を行うための端末やソフトにつきましては、アクションプランの計画を前倒しして導入しております。

そのほかにも、本年9月から社会体育施設及び各公民館の利用料において、QRコードによるキャッシュレス払いができる環境を導入しています。さらに年度内には、本庁及び各支所においてW i F i環境を整備し、庁舎内のどこにおいても、オンライン会議やペーパーレス会議を行える環境を整えることとしています。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。

やはり会議が面と向かわなくてもいいということになれば、それに対して、じゃあ資料はメールでやりましょうとか、結果的にペーパーレス化になっていくところで、そういった環境は整ってきたのかなと思います。

部長、そういった業務の効率化的なところで進んだところはございませんでしたか。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 業務の効率化ということでございますけれども、市役所の内部事務におきましては、先ほども言いましたように、本年4月から庶務事務システムの運用等を開始しております。それから、先ほど言いましたように、テレワークオンライン会議、こういったものも市役所内でできるような環境を整えておりまして、こういったものが業務の効率化に資しているのではないかと考えております。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） すみません、そのほかにも、現在、RPAやAIについて、入力作業を自動化するシステムや会議などの録音データを文字に変換するシステムを試行的に導入し、効果の検証を行っております。今後は、その検証結果などを踏まえまして、システムの本格導入に向けて検討してまいります。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 特に最後おっしゃった、そういった自動入力システム等を含めて、そこは先ほどの会計もそうなんですけど、非常に業務改善に親和性高いところですので、早く進めてほしいと思っています。

日本全体が情報化に遅れているというところは、このコロナである程度、特に自治体含めて、皆さんが実感したところじゃないかなと思います。ただ、オンライン診療が導入されたり、いわゆる教育分野にとっては、G I G Aスクール構想がもう当初あったよりも大分早く進むようになったりとか、また、業務改善というところで、その判こをなくすとか、必要なところだけにするとか、稟議のやり方を電子化するとか、日本全体で、今、国もI C Tを使ってどのように効率化していくかというところで動いている部分もあると思います。

国のほうは新しい生活様式をというところで、皆さんに生活のやり方を根本的から見直すようなことを進めています。やっぱり私としては、それは情報インフラの環境を提供して、初めてできるものもあるかと思っていますので、そこはセットかなと思っています。

菊池市においても、やっぱり先手先手で情報インフラを整備していかなきゃいけないと思っています。これは市民の利便性向上だけじゃなくて、何度も申しますように、職員の方の生産性を上げる、効率性を上げるというところと、あと菊池市にそういった環境があれば、やはり菊池市外から菊池を訪れる方にとっても、あ、ここはW i F i使えるんだとか、結構速いんだとか、ネットが使えるというのは、非常に最高のサービスだと考えておりますので、そういった面で、やっぱりそういった整備をやっていかなきゃいけないかと思っています。

最後に、現在のこのアクションプランは来年度までなんですけど、それ以降もやっぱりもっともっとアクションプランを策定されると思います。さらにデジタル化、情報化を推進していく必要があると思いますが、例えば人材に関しても、外部、内部を問わず、専門的な人を呼んだり、また、先ほどあったソフト、そういった面のシステムを整備する必要があると思います。この点、今後の方針については、この基本方針の情報化推進委員の委員長である副市長にお聞きしますが、今後、菊池市の情報推進化をどのようにしていくか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 副市長、芳野勇一郎君。

[登壇]

○副市長（芳野勇一郎君） 改めまして、皆様、こんにちは。ただいま田中議員からのご質問にお答えしたいと思います。

今後、菊池市市役所業務の情報化を進めていく上で、やはり最も大事なものは人材の確保、育成だというふうに思っております。デジタル化、I C T化を推進するた

めの人材の確保につきましては、外部の有識者でありますICT推進アドバイザーから、既存システムや新たなICT技術を活用した情報化推進に当たっての助言や指導をいただいているところであります。

併せまして、専門性を有する職員を確保するための取組としまして、昨年度に引き続き、本年度も職員採用試験におきまして、ICT技術職として民間企業等経験者を募集しているところでございます。

また、先ほどもお話がありましたけども、大量データの自動入力を行います、いわゆるRPAですとか人工知能、AIの知識を深めるため、昨年度より職員を説明会や研修会に参加させるなど、専門スキルを持った職員の育成にも取り組んでいるところでございます。

RPA並びにAIにつきましては、先ほど部長が申しましたとおり、現在、実証的に試行を行っておりまして、その検証結果を踏まえて、本格導入を検討したいというふうに思っております。

デジタル技術は、市の業務の基盤として今や欠かせないものであることから、今後も地方創生臨時交付金などの各種財源の活用に努め、引き続きデジタル化を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 人材育成を中心に取り組むと。私もそのように感じております。現時点でも外部の有識者の方に協力いただいていることは私も存じ上げています。ただ、やはり職員、内部にしっかりとした方、今、情報政策課でいらっしゃるんですけど、私はもっともっと研修含めて、そして中途採用含めて、しっかり内部で育てていくことが必要だと思っております。

先ほど申し上げたとおり、新しい生活様式をこれからやっていく上で、やはりデジタル、ICTの技術は必要です。そういったインフラ整備をしていかなければ、そういった生活様式を守れないと思っておりますので、これはもう全庁的な問題として、執行部の皆さんにはますます取り組んでほしいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、田中教之君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思っております。

次の会議は明日12月4日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立ください。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午後 2 時 2 8 分

第 4 号

1 2 月 4 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和2年12月4日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭 実 君
副市長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	後藤 啓太郎 君
総務部長	上田 敏 雄 君
市民環境部長	笹本 義 臣 君
健康福祉部長	渡邊 弘 子 さん
経済部長	清水 登 君
建設部長	中村 喜 範 君
経済部次長	本田 憲 仁 君
教育長	渡邊 和 博 君
教育部長	木下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	倉原 安 浩 君
旭志支所長	竹村 秀 一 君
泗水支所長	水上 孝 道 君
財政課長	山田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田 智 浩 君
市長公室長	松原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水道局長	安武 邦 男 君
監査委員事務局長	山口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事務局長	歌岡 憲 一 君
事務局課長	中尾 孝 浩 君
課長補佐	古田 浩 敏 君
議会係長	笹本 聖 一 君
議会係	吉岡 結加里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席ください。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

初めに、水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） おはようございます。議席番号8番、水上隆光です。我がふるさとの里山の裾野に広がりますこの菊池市が活気づくまちになりますよう、いろいろな質問をしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

今日は、最初に、すくすく子宝祝金について、次に、政治倫理審査会について、最後に、旭志の湯舟の堤についてを質問していきまます。

最初に、菊池市すくすく子宝祝金について質問しまますけれども、子どもの人口ということで質問していきまますが、熊本県においても、都市圏は人口が増えて、県北、県南は人口減という状況が続いているのかなと思えます。

そこで、菊池市すくすく子宝祝金、このコロナ禍の中で、都市圏からの移住というものも大分話を聞きます。Uターン、Iターンあたりが出ているのかと思えますけれども、我が菊池市においても、少しアクションを起こすときが来ているんじゃないかなと思っています。

それでは、直近3年間の10万円から30万円までの4段階の支給がありますけれども、この4段階に支給された子どもの数をお示してください。

それから、この祝金、他自治体はどのような取扱いをしているのでしょうか。状況をお示してください。

それから、菊池市の合計特殊出生率、この示す材料があれば、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。水上議員のご質

問にお答えいたします。

すくすく子宝祝金は、子どもの健やかな成長を願い、第3子以降の出産に対して祝い金を支給するものでございます。

直近3年間の支給状況につきましては、平成29年度は延べ100件に支給し、内訳は、第3子78件、第4子13件、第5子8件、第6子以上が1件です。平成30年度は延べ107件に支給し、内訳は、第3子74件、第4子24件、第5子5件、第6子以上が4件です。最後に、令和元年度につきましては、延べ101件に支給し、内訳は、第3子73件、第4子22件、第5子3件、6子以上が3件となっております。支給状況につきましては、増加傾向となっております。

ほかの自治体状況につきましては、こちらで調査をした範囲内ではございますが、水俣市や南関町、産山村などで実施されており、第1子より祝い金を支給されているところもございます。

合計特殊出生率につきましては、平成20年から平成24年までが1.69、平成25年から平成29年までが1.72となっており、0.03ポイント上昇しております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） ありがとうございます。出生率のほうは、以前、私、不妊治療のことで一般質問させていただいたときは1.6台だったと思ってたんですけど、今度1.72ということで、もう上がっているということで、うれしく思っているところです。

この子宝祝金支給要件の中に、現に日常の子を養育する保護者であり、以下のいずれかに該当する場合ということで要件が書いてあります。1、1年以上継続して本市に住所を有すること、2、1年未満は、その後、継続して本市に住所を有したときというふうにあります。それでは、この金額は、合併当初から4段階だったのか、途中で変わったものなのか、その推移あたりが分かればお示しいただきたいと思えます。

それと、令和元年度でいいですから、1人目、2人目が生まれた数ですね。令和元年度の1人目、2人目、いわゆるこの支給を頂けなかった子どもの数はどれぐらいになるのか、そのパーセンテージをお示しいただくならと思えます。また、1子目、2子目の数が何人かが分かればお示し願いたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 祝い金の推移につきましては、合併当初から平成26年度までは、第3子以降の出産に対して一律10万円を支給しております。

その後、平成27年度から支給額を拡充しており、現在に至っております。支給額は、第3子が10万円、第4子が12万円とめぐるん券3万円、第5子が15万円とめぐるん券5万円、第6子以降が20万円とめぐるん券10万円となっております。

次に、令和元年度の第1子、第2子の出生数の割合につきましては、全出生数が343人で、第1子が117人の34.1%、第2子が130人の37.9%となっており、合わせますと全出生数の72%となっております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 1子、2子がまず生まれなければ、3子目は生まれにくいことですので、その1子、2子目の合計が72%もあるということでございます。

そこで、私は現在福祉厚生委員会に属して、いろいろ議論を交わすわけですが、この話もよく出てきますし、何とかこの辺でアクションを起こすべきじゃないかなと私がずっと個人的に思っていましたので、第2子に5万円を支給すべきという考えを私は持っています。その辺のお考えを執行部としてはどういうふうな受け止め方をされているのかをお聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 祝い金を第2子から支給できないかというご質問ですが、この子宝祝金は、多くの子どもが出生されることを祝福し、多子世帯への支援を目的の一つとしております。そのような理由から、現段階においては、第3子目以降の給付を基本的に考え行っており、第2子目からの支給は考えていないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 最後に、今、市長にお尋ねしますが、第2子に5万円支給して、市役所、市議会、共にこんなにやっぱり子どもが生まれるということに関しては喜んでいるんですよと、うれしいことなんですよと、生まれることを祝っているんですよということを示すという意味でも、2子目に5万円を給付し、活気づ

く菊池市になっていきたいという思いを市長はどういうふうと考えられているのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの水上議員の質問にお答えいたします。

すくすく子宝祝金の拡充を考えてはどうかというご質問でございます。

子宝祝金につきましては、合併当初から支給している事業でございます。実績を見ますと、先ほどの報告のように、直近の3年間は約100件を維持しております。この少子化の状況下においては、大変ありがたいというふうに感じております。

また、実際に保護者の皆さんからも「祝い金があり、とても助かります」というお声もいただいているところでございます。

多くの子どもさんを養育されているご家庭にとって、この祝い金というものが経済的負担の軽減の一つであり、また、安心して子育てできる環境の手助けとなっているというふうに考えているところでございます。

第2子からこの祝い金を考えてはどうかという趣旨のご質問でしたが、まず現状について、近隣の比較をしてみますと、近隣市町を見ましても、子宝祝い金という形で現金を渡しているのは本市のみでありますし、また、県全体でも14市の中で水俣市さんが1人一律3万円の支給はございますけれども、そのみであり、本市の施策というのは非常に際立っているというふうに考えておりますので、既に私どもとしては、これを菊池ならではの強みと捉えて、市内外に一層広報しながら、子育て支援策を推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 私も他の自治体はもう少し、多くの自治体がやっているのかと思ってましたけれども、思ったよりも少ないということで、ということは、菊池市独自のあれで、非常に伸び代があるというふうに思いますので、何とか考えを、きちっともう一回アクションを起こすような考えをお願いしたいと思います。

それでは次に、2番目の政治倫理審査会について質問いたします。

自治体の公務担当者、議員、首長等、うちで言うならば、市長・副市長・教育長になりますけれども、その公的地位を利用して私的な利得を得ていないことを証明するためにあるというのが政治倫理になるわけですが、審査会は、条例で議員の

政治倫理のより一層の向上を図り、市民の皆様により信頼される議会となることが目的ということで、政治倫理条例、政治倫理審査会というものがあるかと思っています。議会においても、全員協議会や本会議の決議案などで、菊池市政治倫理条例に抵触するのではないかという文言もよく聞くところです。

そこで、合併後、本市ではこの政治倫理審査会、過去何回開かれているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、水上議員のご質問にお答えします。

平成17年の市町村合併以来、本市におきまして、政治倫理審査会を開催したことはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） それでは、この政治倫理審査会、政治倫理条例ということを経験するときに、議員必携の菊池市政治倫理条例第8条、67ページ、「市民は、議員及び市長等について第3条に規定する政治倫理基準又は第4条に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定める事前届出書による届出が受理された後、違反していると疑うに足る事実の証拠資料を添えて、規則で定める調査請求書により、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、調査請求をすることができる。ただし、議員が調査請求を行うときには、議員の定数の5分の1以上の者の連署をもって行うものとする」というのは、条例のほうの第8条ですね。

それから、70ページにあります菊池市議会政治倫理条例施行規則第3条、「条例第8条第1項の規定により調査を請求しようとする者は、当該請求を行う時点において本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、調査請求書を議長に提出しなければならない」と。この2つを今日はちょっと議論していきたいと思います。

それでは、調査請求にはどのようなパターンがあるのか。市長、議長に提出ということになるかと思いますが、市民が市長とか、市民が議員をとというふうなパターンがあるかと思いますが、どのようなパターンがあるかをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 政治倫理審査会への調査請求は、先ほど水上議員のご質問の中にもありましたように、菊池市政治倫理条例第3条に規定する政治倫理審査基準、または第4条に規定する市の契約に対する遵守事項に違反する疑いがあるときに請求されるものでございまして、お尋ねのパターンにつきましては、まず1つ目が、市民が、市長・副市長・教育長に違反の疑いがあるとして調査請求するとき、2つ目が、市民が、議員に違反の疑いがあるとして調査請求するとき、3つ目が、議員が、定数の5分の1以上の連署をもって、市長・副市長・教育長に違反の疑いがあるとして調査請求するとき、4つ目が、議員が、定数5分の1以上の連署をもって、議員に違反の疑いがあるとして調査請求するとき、以上の4つのパターンがございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 今、4つのパターンをお示しいただきました。

まず、有権者の100分の1、どのパターンでもそろえなければならないのか。議員のほうからすれば、議員が議員をといるところは、議員が議員を議長にですから、これはさすがに要らんのかなというような感じも、もうずっとこのところを受け取ったわけですけども、4パターンとも必要なのかということと、議員が議員のところはいいんじゃないかということと、じゃあ、この4パターンのうち、市長に提出する調査請求、市長に提出するパターンはどれとどれ、どれなのかをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、どのパターンであっても、有権者の100分の1以上の署名が必要かということでございますけども、まず市長などに対する調査請求が提出された場合は、菊池市政治倫理条例施行規則で、調査を請求しようとする者は、本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、市長に提出しなければならないと規定されております。

また、議員に対する調査請求が提出された場合は、菊池市議会政治倫理条例施行規則で、調査を請求する者は、本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、議長に提出しなければならないと規定されております。

調査請求の際は、いずれも有権者の100分の1以上の者の連署が必要になるところでございます。

また、市長に提出するパターンは、どのパターンかということでございますけども、先ほど申しました中で、まず1点目の市民が市長等に違反の疑いがあるときとして調査請求するとき、また、3点目にお伝えしました、議員が定数の5分の1以上の連署をもって、市長等に違反の疑いがあるときとして、調査請求するときがそのパターンに該当いたします。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 5月の全員協議会だったと思いますけども、この政治倫理のことが出て、みんなで話して、そのときは、議員は定数の5分の1、4名の連署でいいんですよみたいな結論というか、そういう感じで終わりました。

9月にある案件で政治倫理審査会ということが目前になったときに、深く執行部あたりと話し、執行部の話を聞くと、この議会側の政治倫理施行規則の3条というのは、理解の仕方としては、今、部長がおっしゃられたように、全部のパターンに係ってきますよということが、9月になって、みんな、そののところが9月に聞いたところでございますけれども、そのときは、5月、そういうふうな全協での話し方をしていましたものですから、みんなが、いやいや、議員は連署は要らんのではないかなというような雰囲気、私としては雰囲気が漂ったというふうに感じました。

そういう中で、今、部長が言われた、市長に係る、市民が市長、議員が市長という部分ですね。市長に提出というところが、この70ページの議会側の政治倫理施行規則の3条では扱えないなというふうにずっと思っていました。じゃあ、何なのかと。総務のことをずっと議論を交わす間で、私たちが知らなかったのがいけないかもしれませんが、執行部には執行部の菊池市政治倫理条例施行規則というものがあり、その7条に、「条例第8条第1項の規定により、調査を請求しようとする者は、当該請求を行う時点において、本市の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1以上の者の連署をもって、調査請求書を市長に提出しなければならない」というふうにあるということが、私、未熟でございます、この政治倫理の菊池市のほうをあまり把握していなかったという部分はあります。ですから、この70ページの議会側の施行規則というものと、執行部側といいますか、市側の施行規則というものが2つ存在するということであります。

そういう中で、5月の全協では、議員はさすがにそぎゃんと要らんのではないかなという雰囲気でしたので、その規則の3条はそうありますけど、そういう雰囲気でしたので、この条例をつくった当時の議員さんに、元議員さんに2人ほどお話を聞いたところ、1人の議員さんは、議員はもう定数の5分の1、4名でいいよとい

うところをつくったんだよと言われました。もう1人の議員の人は、いや、ちょっともう忘れたから、当時の弁護士さんに聞いたほうがいいよと。多分今の弁護士さんと当時の弁護士さんは同じ弁護士さんだから、聞いたほうがいいよという話をされましたので、その話を執行部もしくは議会事務局に話をしたところ、もう執行部といますか、議会事務局長か、もうその時点では弁護士さんにお話を聞いておられて、弁護士さんとしては、当時は議会の場合は4人の連署でいいという感じをつくったと言われた。弁護士さんは、今、そう言われているということでございます。

とにかくそういう問題を含んでいるなら、5月の全協の雰囲気と違う感じではないかなければならないならば、議会が、議会として条文の改正というところをしなければならぬと思っています。そこはもう議会が決めて、事務局が起案し、議長がそれを決裁すれば、できることであるというふうに聞いております。そういうことで、非常に分からない部分もあったので、いろいろ質問させていただきました。

それでは、次の質問ですけれども、審査会の任期は2年であるが、調査請求の内容次第では、審査委員会を当該調査請求の案件の専門家に交代させることがあるのかということなんですけど、まだ全然その委員さんが決まっていますので、当該請求が出たときに市長が収集するというか、指名するという形になるかと思えますけれども、請求の案件の専門家あたりを入れられるのかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 政治倫理審査会の設置及び運用に関する内容につきましては、政治倫理条例で規定されており、委員は社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱し、その任期は2年とされております。2年の任期中に、調査請求の案件に応じて委員を交代させるということは原則ございません。以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） さっきの100分の1のところ、ちょっと言い忘れたところがありますので、ここでちょっと言わせていただきますけども、議会側が有権者の100分の1の署名が要るかという部分ですけども、この政治倫理審査会請求というのは、政治倫理審査会という会を開いて、ちょっと審議していただいけませんかという案件ですから、リコールとか、そういう重いあれとは違うと思うので、やはり議会のほうとしては、その有権者の100分の1というのは、リコールなんかとは違うから、4人の連署でいいんじゃないかなというところをさっき言いたかったん

ですよ。ちょっと言い忘れたので、今、ちょっと言わせていただきました。

今、部長が言うたところなんですけれども、専門家のとこですけども、調査請求で人権問題の調査請求が出てきたと。専門家も入れとったほうがええだろうということで、市長が専門家を入れたと。政治倫理審査会が終わったと。例を挙げるなら、人権問題の調査請求が出たから、人権問題の政治倫理審査会を開いたと。終わりまして、この半年後、1年後に、今度は入札関係の調査請求が出てきたという場合に、その入札関係を人権問題でもし入れとったならば、その人たちが入札の問題を扱うという形になるんですけども、まあまあ2年間で替えられないということですから、そうなるのはそうなるかと思えますけども、この辺の委員を選ぶ市長としてのお考えはどうなのかなと、お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 政治倫理審査会の委員の要件についてということであろうかと思えます。

政治倫理審査会につきましては、先ほど総務部長が答弁したとおり、条例の規定に基づいて委員を委嘱することになるわけであります。

条例では委員は8人をもって組織し、その任期は2年というふうに規定されております。特段テーマ別に委員を切り替えるというふうなことではありませんので、この任期中は、同一の委員で調査審議をお願いするということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 次の質問にいきます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩します。

○

休憩 午前10時31分

開議 午前10時39分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） それでは、最後の3番目の質問に入らせていただきます。

旭志の湯舟の堤について質問します。

まず、湯舟の堤の紹介を少しさせていただきます。

湯舟の堤は、大津矢護川地区と隣接する湯舟地区にある農業用ため池です。旭志では、よく写真などで鞍岳と湯舟の堤、二大名所ということでよく紹介され、風光明媚で癒しスポットとして注目されています。

まず、ここにあるB&G事業は続いていくのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、水上議員の質問にお答えさせていただきます。

湯舟の堤においてのB&G事業は、昭和62年にB&G財団からカヌー、ヨット等を提供いただき、子どもたちを中心に海洋性スポーツに親しんできたところがございます。

しかし、近年の堤の水位低下等によりまして、カヌー、ヨットの利用ができない状況にあることから、湯舟の堤を利用した事業については、他施設と統合する予定にしております。

現在、B&G関連の艇庫が旭志及び泗水にございますが、利用者が安全に海洋性スポーツを楽しめる環境、利用状況等を踏まえ、今後は個別施設計画により両施設を統合し、2025年をめどに竜門ダムの斑蛇口湖ボート場へ集約する予定です。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 撤退ということでございますので、立つ鳥跡を濁さずというのはもう十分ご理解の上かと思えますけれども、B&Gができた頃、私もカヌーとかボートに乗った記憶があります。そういう利用者のために、当時、旭志村がトイレを設置したところがございますが、そのトイレも現在はもうぼろぼろで使えないという状況です。

そういう湯舟の堤であります。現在も釣り客、休憩する人、犬を車で連れてきて、そこで散歩させる人、また、癒しのスポットということで、車で来て、ただ静かに湖面を見詰める人、魚釣りする人、そういう人が相当来られております。

私もこの間、11月29日日曜日午後2時半頃、湯舟の堤に行ってみました。久留米ナンバーの大型トラックが休息というか、昼寝をして休んでおられました。それからバイクが1台、乗用車が6台、そのうち釣り客は3組でした。

日頃は北合志保育園の季節ごとの、また、クラス別の散歩、北合志保育園に聞きましたところ、直近では11月の16日に歩いて行きましたということでした。また、旭志小学校に尋ねたところ、小学校では総合学習の場として、湯舟の堤の散策、

遠足等が行われているようです。2年前は地域の人がクラシックコンサートなどを開いております。花見、秋には月見などが行われて、ドライブの回遊コースというところもこれからは考えていかなければならないと思っています。

このコロナ禍の中、心の癒しとなる山懐の湖、山懐で心が澄む場所に行きたいという人が相当数います。この湯舟の堤のトイレがもうぼろぼろでありますから、再設置すべきと考えております。地域住民からもトイレぐらいはどぎゃんかしてくれんどかという話が来ておりますので、このトイレの再設置というところでのお考えをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 現在、本市では、菊池市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の保有総量を最適な規模とするを一番の目標として掲げ、実施しており、今後も公共施設の保有総量を大幅に削減する必要があることから、公共施設の新設や再設置等は原則行う考えはございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 新しいところというよりも、そういう湯舟の堤には市所有の土地が、そのB&Gの艇庫のところに1か所、相当広くあります。それと湯舟地区から上がってきた、今、駐車場として利用しているところがまた市の所有になります。

公共施設の削減ということでもありますけれども、話はちょっとかなりずれますけれども、座りものという意味でラブベンチありますけれども、私の委員会での記憶では、院の馬場は取得ですよ。買取りか、取得だと思っんです。それと、県事務所のところは、今、借りていると。借り上げですよ。借りているという状況の中で、この湯舟の堤のトイレというのは、市の土地があるわけですよ。市の土地があるんです。そこに設置すべきと。何も土地を買ったり、借りたり、そういうところに再設置してくれという考えではないんです。艇庫がありましたから、ボーリングして、水資源も、水道の施設も、もう十分に準備ができております。電気も来ているという状況でございます。

市長には、鞍岳、湯舟の堤の資源を生かすべきということでお尋ねしますが、今のB&Gの艇庫のほうから湖面を見ると、湖面に鞍岳が映り、その山々が鞍岳とともに湖面に映るというふうに、非常に絶景でありますし、特に市長には、将来的にこの湯舟の堤を何とか利用していただきたいということで、トイレと森林浴を体験できる湖畔の遊歩道あたりを癒しスポットとして、市長には計画すべきだという

ことを、私の考えを述べますけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 湯舟の堤についてというご質問でございます。

湯舟の堤というのは、これまでお話あったように、農業用水としての利活用はもちろんでありますけれども、今、議員がおっしゃったように、憩いの場としての利用もあるということは存じているところでございます。また、本市においても、今まで子どもたちを中心とした海洋性スポーツ等に親しむ場ということでの役割も果たしてきたところであるというふうに考えております。

先ほど教育部長、それから総務部長が申しましたように、艇庫自体をなくしていく方針でありますのと、公共施設の新設というのは原則として考えておりませんので、今のところ、トイレについての計画はございませんけれども、湯舟の堤全体については、湯舟の堤を地域の皆さんがどうされたいのかということを経験の方々に自ら考えていただいて、議論された上で、地域づくりの機運が高まっていくようであれば、市としてもどういうお手伝いができるのかということと一緒に考えていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 水上隆光君。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 市民からはそういう声が上がってきて、議員のところにも、私以外の議員のところにもそういう声が上がってきていましたけれども、3月の総会あたりで、地区地区の陳情あたりがそろってくるのではないかなと思っています。そのときはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、水上隆光君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時50分

開議 午前10時58分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 皆様、おはようございます。猿渡です。通告に従って、質

問いたします。

今回は、子育て支援、中でも乳幼児期の子育て支援について質問をいたします。

災害などの危機にあるとき、平常時にある不安が拡大する。熊本地震のときに聞いた言葉です。現在のコロナ禍にあっても、その言葉が現実となった様々な出来事が報道されております。非正規労働者の雇い止め、シングルマザーの経済的な困窮、産後鬱の増加、女性の自殺の増加、虐待の増加等々、そして、それらの問題が絡み合って深刻な事態も生まれております。こんなときだからこそ、子育て支援が重要だと考えます。

気になった報道の一つが、出産後の母親の4分の1が産後鬱の可能性があるというラジオ放送でした。確認してみますと、筑波大学、松島みどり准教授と助産師さんが行った調査で、出産後、1年未満の母親2,132人のうち、産後鬱の可能性のある人が24%に上り、その原因として、新型コロナウイルスの影響で人と触れ合う機会や外出する機会が極端に少なくなったことや、収入の落ち込みなど経済的不安が影響していると見られる。そんな内容でした。

もちろん産後鬱の問題はコロナの前からありました。厚生労働省が行った人口動態統計を基にした調査によって、2015年から2016年の2年間で亡くなった妊産婦のうち3割が自殺、少なくとも102人ということが書いてありましたが、さらに、そのうちの9割が産後1年以内であり、自殺の主な原因は産後鬱であるということが明らかになっています。

国は、産後ケアを充実するために母子保健法を改正し、2021年4月の施行となります。改正に伴い、来年度から産後ケア事業が市町村の努力義務になるとのことなので、今後、このことも注視していきたいと思っています。そのような状況を踏まえ、産後鬱の対策も含めて、産後ケアについて、3点質問します。

1点目です。コロナ禍にかかわらず、平常時において、菊池市では産後の母親に対してどのような支援を行っているのか、お尋ねします。

2点目、これまでの取組でどのような成果があり、どのような課題があるのか、お尋ねします。

3点目、妊産婦の方々は、ただでさえ不安を抱えることが多いわけですが、特にこのコロナ禍で懸念されることはどんなことでしょうか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 本市における産後の母親に対する取組につきまして、まずお答えいたします。

産後1から2か月後に、全ての産婦に対して保健師が家庭訪問を行い、産後の体調や育児に対しての心配事などを伺い、保健指導を行っております。

また、産科での1か月時健診のとき、産後鬱のリスクの高い方につきましては、医療機関より市へ情報提供がございます。そのような方につきましては、連絡を受け次第、保健師による家庭訪問を実施しております。

産婦さんの状況に応じては、継続して支援を行い、子育て支援課と連携しながら、必要なサービスにつないでおります。

これまでの取組の成果といたしましては、保健師の家庭訪問により、育児に関する心配事や不安なことを解消することができたという声が聞かれております。

また、母親の状況に応じて、医療機関への受診勧奨や公的サービスの紹介などを行うことにより、母の体調回復や子育ての不安などの解消につながっています。

課題としましては、核家族化や晩婚化、若年妊娠等により家族など身近な支援が得られない方や、医療機関によっては、出産から退院までの期間が短く、育児不安を抱えたままの退院となる方もあり、不安や孤立感を感じながら育児を行わざるを得ない家庭が見受けられることより、育児支援を行う社会資源の整備が必要であると考えております。

現在のコロナ禍において懸念されることにつきましては、まず里帰り出産ができず、支援が得られないままの出産産後となり、精神的にも身体的にも大きな負担を持ったままの子育てとなることが考えられます。

また、医療機関によっては、退院後の育児についての指導が簡略化され、十分習得できない状況での退院となり、不安を抱えての子育てとなること。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐために、妊産婦自身が気軽に外出ができず、人との接触も少なくなることにより孤立化し、不安を抱えたままの子育てとなり、虐待への要因となり得ることが懸念されます。

以上のような産後の母子を取り巻く様々な状況より、国が勧めております産後ケア事業につきましても、今後支援策の一つといたしまして検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） これまでの様々な取組があっても、育児不安を抱えたままの育児という状況がまだまだあるということ、それから、部長のお口からも、もっと社会資源が必要だということをお答えいただきました。特に、今、コロナ禍にあつて、それまであった不安が、先ほど言いましたように、里帰り出産もなかなか難しくなったり、外出を控えたりする中で孤立化が懸念され、それが虐待に進むの

ではないかというようなお話でした。

今、部長のお話の中にも孤立化という言葉が出てまいりましたし、虐待という言葉が、それが虐待につながるのではないかというお話がありました。産後鬱は虐待のリスクも高めます。

続けて、児童虐待の防止について質問します。

1 1月に発表された厚生労働省のまとめでは、全国の児童相談所が2019年度に対応した児童虐待の件数は、前年度比21.2%増の19万3,780件、過去最多、熊本県内の対応件数も前年度比32%増で過去最多となっています。

そこで、虐待防止について、3点質問します。

1点目、菊池市における児童虐待の近年の実態はどうなっているのでしょうか。

2点目、これまでの虐待防止の取組と現在の課題はどんなことなのか、お示しく下さい。

3点目、児童虐待については、近年の大きな課題とされていますが、とりわけこれもコロナ禍で懸念されることはどのようなことでしょうか。

以上、3点お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 本市における虐待の実態についてのご質問でございますが、本市における児童虐待の相談件数は、平成27年度が44件、平成28年度が28件、平成29年度が58件、平成30年度が90件、そして令和元年度が147件と増加傾向にあります。

相談内容としましては、令和元年度の147件で見ますと、子どもの前で配偶者へ暴力を振るう、言葉での脅しなどの「心理的虐待」が95件、食事を与えない、ひどく不潔にするなどの「ネグレクト」が32件、殴る、蹴るなどの「身体的虐待」が20件となっております。関係機関と連携して対応を行っているところでございます。

今年度より子育て支援課内に「こども・女性相談係」を設置しまして、家庭児童相談員、女性相談員を配置し、児童虐待防止を含めた様々な相談対応や支援を行っております。

その中で、虐待防止につながる取組としましては、要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会をはじめとして、児童相談所、警察、小・中学校、保育園など、それらの関係機関と連携した支援を実施しております。

また、令和元年度に子育て世帯包括支援センター「きくぴあ」を設置しまして、妊娠期から子育て期までの相談支援体制の充実を図っております。

そのほか、子育てに不安がある保護者などに対して、自宅での支援を行う「養育支援訪問事業」や、子育ての絆づくりをテーマに開催します「新米ママの子育ておしゃべり広場」などの事業を実施しております。

また、虐待の要因となる育児不安を解消する意味では、つどいの広場などで実施しております地域子育て支援拠点事業もその一つと考えております。

課題としましては、児童虐待の予防と早期発見についての啓発と周知であると考えております。

児童虐待は、地域社会全体で取り組むべき問題でありますので、多くの方へ児童虐待の予防と早期発見について、丁寧に啓発や周知を行っていく必要があると考えております。

コロナ禍において懸念されることとしましては、家庭の経済不安や家族が自宅で過ごす時間が増えたことなどによる、様々な問題が家庭不和の原因となり、児童虐待のリスクが高まることが心配されます。

また、コロナ禍で、児童が外部と接触する機会が少なくなると、児童虐待の把握が難しくなることが予測されますので、さらに関係機関との連携を強化し、児童虐待の予防と早期発見に努めていく必要があると考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 市が相談を受けられた件数が、平成30年で90件、令和元年度147件、この数字には正直驚いたところです。この数字、ちょうど今月号の広報にも載っておりましたので、昨日、計算をしてみました。63%増、本当に深刻に受け止めなければならない事態になっているなど痛感いたします。

令和元年度は、振り返れば今年の1月、2月、3月、まさにコロナへの不安が非常に高かった時期とも重なってまいります。令和2年、今年度がどんな結果が出るのか、またこれも心配されるころではあります。

今まで、1か月健診、訪問、きくぴあなどによる相談体制の強化、取り組んでこられましたが、やはりそれに追いついていかないような事態が発生していると考えなければならないと思います。なおさらいろいろな対策を講じていかなければならない時期になっていると思います。

11月14日の熊日新聞で「育児で孤立、支援の手を」という見出しで、乳児への傷害容疑で熊本市の母親が逮捕された事件が取り上げられておりました。報道によりますと、母親は泣き続ける子どもを見て、怒りを我慢できなかったと供述しており、子育て中の母親らが自身の経験と重ね、全てを母親が担うワンオペ育児の苛

酷さや孤立感、支援の必要性を訴えているという記事の内容でありました。

厚生労働省によりますと、虐待が子どもの死亡に至るケースでは、3歳未満の乳幼児、特に0歳児の占める割合が非常に高く、先ほどの産後ケアの重要性と重なってきます。産後ケアにおいても、児童虐待防止においても、育児の孤立化を防ぐというのがキーワードではないでしょうか。

そこで、着目したいのが、2002年以来、菊池市が取り組んできた地域子育て支援拠点事業です。先ほど部長の答弁の中にも支援の一つとして取り上げておられました。現在、社会福祉協議会へ委託したつどいの広場が3か所、保育園で行われている子育て支援センターが3か所開設されております。折しも、広報きくち12月号の特集が「児童虐待とDV」で、この事業のことも支援センターの一つであるさくらんぼハウスを通して紹介されていました。

改めて、ここで、地域子育て支援拠点事業について、取組の意義と果たしてきた役割をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） まず、今の答弁の前に、まず最初に、先ほどの答弁の中で、養育支援訪問事業や親子の絆づくりをテーマに開催する新米ママの子育てということでご紹介をしましたがけれども、子育ての絆づくりをテーマとして実施をしております。おわびをしまして、訂正させていただきます。

失礼いたしました。先ほどは、子育ての絆づくりをテーマとしてということで申し上げましたがけれども、新米ママの子育ておしゃべり広場は、親子の絆づくりをテーマとしております。おわびして、訂正いたします。すみません。

それでは、地域子育て支援拠点事業につきまして、取組の意義と果たしてきた役割についてお答えいたします。

地域子育て支援拠点事業につきましては、主に0歳児から3歳児までの子どもを持つ親と、その子どもが気軽に集い、支援員の元で、子育ての不安や悩みの相談や育児に関する情報などを受け取ることができる相互交流の場を提供する事業でございます。

その取組の意義と役割については、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化が懸念される中において、子育て中の親の孤立化を解消するものとして、身近で気軽に相談できる場所としての役割を担っていると考えております。

また、昼間一人で子育てを行う保護者にとって、育児の不安や負担感は大きいと感じておりますが、気軽に相談できる人や、同じ子育て中の親同士で気持ちを共有することは、情報を得るだけでなく、安心して子育てできる気持ちにつながり、

虐待予防や児童の健全育成にも寄与するものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。今、部長から答弁されたとおりで私も感じております。

今月の広報きくちの記事の中で、さくらんぼハウスを運営されるさくら保育園の本藤園長が、話せる場がないとどうなっていたか分からないというお母さんの声を紹介されていました。

実はこれとぴったり重なる記事を読ませてもらう機会がありました。つどいの広場の一つ、隈府にありますひだまりの元の職員さんが、もうこれは10年以上も前に書かれたという文章で、県人教ニュースという冊子の中にありました。その中にもこんな言葉がありました。虐待する気持ちが分かります。つどいがなかったら、私、どうしていたか分かりません。そんなお母さんの言葉でした。

地域子育て支援拠点事業は、長年にわたってお母さんたちの子育てを育て、孤立化を防いできた役割を担ってきたと再認識いたしました。

先ほど、来年度から市町村の努力義務となる産後ケア事業について少し触れましたが、この事業には宿泊、通所、訪問がありますが、誰でもというわけではなく、支援が必要であると認められた人が利用できる事業であり、また、料金も発生いたします。私はその事業の利用が必要となる前の段階で、気軽に、いつでも、誰でも、何回でも、しかも料金なしで行ける、ハードルの低い、お母さん、お父さんたちの居場所、子どもの様子も見てもらって、愚痴が言えて、話し相手になってくれて、相談相手になってくれる人がいる、そんな場所こそが必要ではないかと思います。重症化の前の予防的ケアです。

ひだまりの職員さんにお話を聞いたとき、まず聞くこと、その方のお話を受け止めることを大切にしています。県外から来られた方、引っ越してすぐの方、菊池に友達がいない方もいます。ママたちが近づけるように、友達関係が横につながっていくように心がけています。このように話していただきました。地道に続けられてきた育児を孤立させない取組であると思います。

今、地域子育て支援拠点事業の一つであるひだまり閉鎖の話が出ております。10月のことでしたが、ひだまりが閉鎖するらしいと話を聞いた市民の方から、確認してほしいという相談を受けて、東議員とともに子育て支援課に尋ねてみますと、決定というわけではないけれど、4月から閉鎖するという方針で進めているということが分かりました。そのときは担当課のほうに、利用者さんにきちんと説明をし

て話も聞いてくださいとお願いをしました。今日は改めてお尋ねいたします。ひだまりを閉鎖する理由は何でしょうか。お願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 今回の地域子育て支援拠点の閉所につきましては、令和元年度にパブリックコメントを実施し策定いたしました第2期子ども・子育て支援事業計画に沿って実施をしているところでございます。

その計画の中で、地域子育て支援拠点事業については、本市の施設数が国・県平均より多いことや、平成30年度に実施しましたアンケート調査結果、また財政面など、ほかの事業と総合的に判断しまして、各地域に1か所を基準として、現在の6か所を令和3年度に5か所に、また令和4年度から4か所とする計画としているところでございます。

以上の計画を踏まえまして、ひだまりについては、老朽化と耐震補強が行われていないこと、また、別に子育て支援拠点の一つである子育て支援センターが、菊池さくら保育園で実施されていることなどにより、閉所としたところでございます。

しかしながら、今回、市民の皆様から多数のご意見をいただくなど、新型コロナウイルスにより市民の皆様への説明が遅れ、意見の共有ができていないことが判明いたしましたので、地域子育て支援拠点事業につきましては、まず皆様の意見を改めてお聞きしながら、来年度1年間をかけて全体的な見直しを行いたいと考えております。

なお、現在のひだまりにつきましては、すぐに閉所ということではなく、建物の耐震等の課題もございますので、暫定的に今の場所で実施をしまして、今後は極力早期に別な場所を検討していきたいと考えております。

また、来週、ひだまりを利用される皆様と市長が直接お話を聞きする機会を予定しているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 最初に子育て支援課とお話をしたときに、4月に閉鎖という方針はなかなか動かしにくいという感触がありましたが、いろいろな市民の声が届く中で、来年度1年は暫定的にそのまま運営し、その間、議論を深めていくというような内容であったと思いますので、ひとまずよかったと思っております。

耐震の問題は、確かにあります。私、あそこの卒園生ですので、もう60年以上も前の建物です。しかし、地盤の固い菊池にあり、天上の低い平家でありますので、

またすぐに逃げ出せる園庭がありますので、今すぐ深刻な事態に陥るということは考えにくいと思うので、今年1年ゆっくり考えていただきたいと思います。

パブリックコメントによって、利用したいという数がそんなに多くなかったということは承知しております。しかし、このニーズ調査自体が年齢層が広くて、0歳児から18歳以下の子どもたちの親御さん全体に向けてなされたパブリックコメント、ニーズ調査でありますので、その中で、3歳児未満の子どもさんが利用することが多いお母さんたちのニーズとはやはり違うと認識していただきたいと思います。

これまでの答弁の中にありましたように、ふだんでさえ課題が大きかった産後ケアや児童虐待が、コロナ禍でますます状況が悪くなっている今、早急に支援の拠点を減らすべきではないと考えます。経済でコロナ対策が必要であるのと同じように、子育て支援においてもコロナ対策が必要だと考えていただきたいと思います。

11月13日に行われた子育て支援課からの説明の後、お母さん方がすぐに動き始められました。市長への手紙を書かれたり、閉鎖の方針を見直すことを求める署名を集められたりしております。そのエネルギーに正直驚いています。お母さん方のこういった動きは、裏返せば、地域子育て支援拠点事業というこれまでの市の施策がお母さん方の支えになってきたんだと評価されているのだと私は考えます。ひだまりがあってよかった、助けられた、ありがたかった、だからこそ残したい、そんな思いがお母さん方を動かしているのだと思います。

先ほど部長の答弁にもありましたが、お母さん方は市長にも直接会って話したいと考えられております。その場でお母さん方の声をまずしっかりと聞いていただくことをお願いして、このことについての一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午前11時31分

開議 午前11時38分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子さん。

○9番（猿渡美智子さん） 次に、小中学校の標準服・制服について、男女を問わずスカートかズボンか選べるようにする選択制の導入について、質問いたします。

私は平成31年の3月議会においても同様の質問をいたしました。菊池市内でも過去にスカートをはくことに拒否感があり、登校が困難になった生徒さんがいたこと、質問した当時においても、教育委員会はLGBTの児童生徒の存在を複数把握しておられたことを踏まえ、これらの子どもたちを受け止める教育環境をつくって

いくという視点から、標準服・制服に選択制を取り入れてはどうかと質問いたしました。

そのときの教育長の答弁は次のようなものでした。「小中学校の標準服や制服については、これまで学校や保護者と相談したり、あるいは理解を得ながら判断してきた経緯がある。一方で、多様性を尊重しながら、様々な配慮が必要になった時代になってきたことも確かである。標準服や制服の幅などのことについては、まずは校長会議で議論を深めていただいて進めたいと考えている」と、このように答弁をいただきました。

そこで、まず、これまでの間、標準服・制服の見直しについて、どのような議論が行われてきたのかを質問いたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、猿渡議員の質問にお答えさせていただきます。

校長会での議論の内容ですが、まず現時点での各学校の状況を把握したところです。把握した結果、それぞれの取組の差はありながらも、学校だけでなく、保護者や児童生徒と議論しながら合意形成を図り、各学校で標準服や制服の選択制の導入を目指すこととなったところです。

その結果、小学校では、新たに限府小学校、菊之池小学校、七城小学校の3校でキュロットタイプの標準服を選択できるようになり、来年度から菊池北小学校でも同じくキュロットタイプの標準服を選択できるように準備しております。中学校では、今のところ制服の選択制の導入はありませんが、変更する方向で協議をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） ありがとうございます。

実は、今、部長の答弁を聞いて、正直驚きました。既に選択制を取り入れられている小学校が個別にはあるけれどもあるということは、今、初めて知った次第です。よかったなと思います。

前の質問から2年ばかりたって、この間にも標準服・制服をめぐる状況は変わり続けています。当時、一般質問の中で先行例として挙げたのは、東京都の中野区、世田谷区、そして、近隣では合志中学校でした。

その後、福岡市では、先ほど部長が言われたのと重なりますが、制服を着る当事者である子どもたちを含めた検討委員会が開かれ、そこでの論議を経て、今年度か

らは全ての公立中学校において、男女を問わずスカートかキュロットかズボンかを選べる選択制となりました。

同じく北九州市の公立学校でも今年度から選択制が導入されています。沖縄では制服を定めている58の県立高等学校のうち、既に選択制が取り入れられているのが、今年の9月時点で35校、導入を決定しているのが9校という報道がありました。個別の学校で挙げれば、もっともっとたくさんの学校があり、ああ、菊池でもそういう学校が出てきたなというのはうれしいことです。

近隣では、大津町の小中学校で、これは全ての小中学校ですが、今年度から選択制が導入されました。導入に当たり、当時の大津町PTA連絡協議会会長は、時代の流れに合ったうれしい判断、子どもが当たり前のようにズボンかスカートか選べるようになってほしいとコメントされています。また、大津町教育長は、一人一人が自分らしく生きられる社会を実現するための第一歩であると言われていました。

また、近く開校する合志市の楓の森小中学校の制服も選択制にすると決まっていると、実はこれは今回の一般質問の聞き取りのときに教えていただきました。

加えて、11月に参加した菊池女子校の発表会で頂いた資料に、制服にパンツスタイル追加、来年度からスカートでもズボンでもオーケーという記事がありました。このような動きは今後ますます広がっていくのではないのでしょうか。

そこで、ちょっとさっきの答弁をいただいた後では聞きにくいかもしれませんが、2回目の質問です。

菊池市教育委員会としては、近年の標準服・制服をめぐる社会的動向をどのように認識されておられるのか、お尋ねします。

2点目に、今の時代にあって、そもそも男子はズボン、女子はスカートと分けることにどのような意義があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1点目の近年の社会的動向をどのように認識しているかというご質問でございますが、近年、それぞれの自治体や学校の取組からも、LGBT等の社会的課題の認知が進み、児童生徒が選択できる制服の導入は、個に応じた対応が求められるものと認識をしております。

また、文部科学省から平成27年4月に出された「きめ細やかな対応の実施等について」では、児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底が通知されております。現在、制服を着ることに抵抗を感じる本市の中学生について学校が教育相談を行うことで、本人の要望に沿って体育服で学校生活を過ごしているという中学校

の事例もございます。

2点目の男子はズボン、女子はスカートと分けることにどのような意義があるかについてでございますが、それぞれの学校において、保護者と協議しながら、現在の標準服・制服となったところでございます。しかし、現在においては、LGBT等の認識が高まる中、制服や標準服の意義を改めて考える時期を迎えていると捉えております。

そのようなことから、本市の先進的な事例を申し上げますと、菊之池小学校では、本年度の新生より、上靴の色を男女で区別するのではなく、自分が好きな色の上靴を履いております。赤色やピンクは女の子の色、青色や水色は男の色と知らず知らずのうちに色によって男女の別を区別していることがありますが、男女の性に対する固定的な概念にとらわれず、自分が身につけたい好きな色を選ぶことで、一人一人の多様な個性を認め合うことができる取組となっております。

前回の一般質問のときもお答えいたしました、男子がズボン、女子がスカートと一律に分けるのではなく、多様性を尊重し、児童生徒のニーズに応えられるよう配慮したいと考えております。

しかしながら、それぞれの学校においては、標準服や制服を変更するに当たっては、保護者や児童生徒と合意形成を図る必要がありますので、学校でさらに論議を進めていただきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 今、教育部長のほうから答弁していただいた中に、標準服や制服の意義というものを見直す時期が来ているという内容がありました。

実は、先ほどちょっと触れました女子校の資料の記事を見て、校長先生にお会いしに行きました。そこでお話をしたときに、ズボンだのスカートだのということより、必要なときにけじめのある服装ができるということが大切だと思っておりますとお話されました。そもそも制服・標準服、そこが大事だと私も思います。けじめのある服装をもって学校生活を営む。そのための服であれば、別にスカートでもズボンでも関係はないのだと認識します。

ふだん着のみならず、女性看護師さんたちの服装、就職活動をするときの女子大生の服装、葬儀や通夜式に参列するときの女性の服装、スカートかズボンか好きなほうを選ぶというのはもう普通になっております。標準服・制服でもこの流れは止まらないと思います。

前回の質問のとき、私は、LGBTの子どもたちがいることが分かっているのだ

から、その子たちが少しでも楽に学校に来れるように、そう願って質問いたしました。その当時も体操服で通学をしている子どもさんがいるということは聞いておりました。でも、私は今は全ての子どもたちが選択できるということが大切だと考えております。

小学校では、様々な見直し、実際にキュロット等を取り入れるとかの動きも出ているとお聞きしましたが、中学校はまだまだこれからそれぞれの学校で論議をされていくということです。しかし、私は、教育委員会としては、ぜひイニシアチブを取っていただきたいと考えています。

改めて、教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、こんにちは。ただいまの猿渡議員の男女を問わない標準服・制服の導入について、今現在の見解をとということでしたので、お答えいたします。

先ほど教育部長が答弁したところもありますが、児童生徒それぞれの思いや、あるいは困り感など、個に応じた対応を第一に考えることが大事であるというふうに思います。その上で、それぞれの学校において、保護者の皆様からの意見をお聞きしたり、児童生徒が見直しについて話し合う機会を設けたりするなど、児童生徒や保護者が参加した上で合意形成を図りながら、男女を問わない標準服・制服の選択制の導入を目指したいというふうに思います。

市内の小中学校の様子、現状については、先ほどありましたとおりですけれども、中学生の学生服等は、学ラン、セーラー服というようなところ、そうじゃなくて、ブレザーをしている学校とでは少し進捗と申しますか、進め方、導入のしやすさといえますか、それが異なるのかなというふうにも思っております。そういうこともありますが、今後もそれぞれの学校の事情や地域性、伝統など、それらにも考慮しつつ、男女という分け方に縛られることなく、自分らしさを発揮して、お互いが認め合うことができる、そういう教育環境の整備に努めてまいりたいというふうに思います。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） お話の中で、とりわけ子どもたちの意見を聞くとおっしゃっていただいたことは大変うれしいことだと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

なお、午後からの会議は1時から開きます。

○

休憩 午前 11時54分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、道路整備、国道387号、市道西迫間寺小野線、古川伊倉線、立石野間口線の整備の状況について、お尋ねをいたします。

国道387号については、これまでに重味地区、篠倉集落部分の改良も完了しておりますが、その後も豊間地区戸豊水の交差点から北中学校までの区間の整備の要望を一般質問等で続けております。

これまで、地元県議とともに、県、市も一緒に同行していただいて、危険箇所の確認をしておりますので、市としても整備の必要性は十分認識をいただいていると思われませんが、いずれにしましても、国道ですので、市としては国・県に対しての要望となります。現在の整備の計画状況が分かればお示しをさせていただきたいと思えます。

次に、市道西迫間寺小野線についてお尋ねをいたします。

この路線は、竜門ダム下流域の避難道路としての整備の必要性がありながら、特に市野瀬区の集落内においては未整備の部分が多く、道路幅員も狭く、地域住民の生活道路としても支障が出ております。現在は寺小野区の第1寺小野橋の架け替え工事が行われておりますが、橋梁工事の進捗状況をお示してください。

次に、市道古川伊倉線についてお尋ねをいたします。

この路線は、国道387号の交通渋滞を含め、災害時に対する迂回路として、また産さん滝、千畳河原への観光ルートとして、これまで何度も質問、要望を続けてまいりました。市としても必要性を認識していただき、千畳河原、滝区集落内の整備は完了しております。その後も継続して伊倉区までの整備が行われる予定ですが、今後の整備計画をお示してください。

次に、市道立石野間口線についてお尋ねをいたします。

この路線は、植木インターへの主要な道路であります。道路幅員が狭く、また用水路が絡んでおりますので、歩道の段差等の問題もあり、安全面にも支障が出ておりました。平成26年1月に地元野間口区長様より要望書が提出されておりましたので、私からも質問、要望を続けてまいりました。現在、平成29年度より七城方面から整備が継続事業として進んでおりますが、これまでの整備の状況と今後の計画をお示しいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、こんにちは。それでは、木下議員の質問にお答えいたします。

まず、国道387号線の豊間地区のところでございますが、その整備につきましては、県の事業となりますので、県北広域本部のほうに確認をいたしております。

本箇所はカーブが急であるため、部分的な道路改良を行うと聞いております。現在、地形測量を完了し詳細設計が行われており、県としては、引き続き進捗を図っていききたいということで伺っております。今後も、本事業につきましては、随時、進捗状況の確認をしていききたいと考えております。

次に、市道西迫間寺小野線につきましては、第1寺小野橋の架け替えと、それに伴う道路改良工事を行ってまいりました。昨年までに橋梁に接続するまでの道路改良と橋梁下部工、そして、工場製作の上部工が完了しまして、現在、橋梁上部工の架設工事のほうを行っており、本年度完了予定となっております。

次に、古川伊倉線につきましては、平成26年度より用地交渉を始め、平成27年度から滝集落側より道路改良工事に着手してまいりました。本年度におきましても、延長100メートルの改良工事を行っているところでございます。来年度は生味川に新設予定であります橋梁の詳細設計のほうを行い、並行して改良工事のほうも進めていきたいと考えているところでございます。

次に、立石野間口線につきましては、歩道部の段差解消工事を行うもので、平成28年度までに地元協議を終え、施工方法等について同意を得られましたので、平成29年度より工事に着手してまいりました。本年度につきましても、延長50メートルの改良工事を近々発注いたします。今後も引き続き事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

国道については、地元県議のほうにも、地元区長様方と一緒に要望させていただいて、あとはいかにして市のほうから県に対して一生懸命お願いをしていただくかというのがポイントだと思いますので、しっかり要望を重ねて行っていただきたいと思います。

それとあと、市道については、それぞれやっぱりその地域にとっては非常に大事な道路でございますので、継続してやるところは継続してやって、きちんと整備を完了させていただきたいと思います。

以上、よろしく願いしておきます。

それでは次に、学童保育運営の地域格差等の解消のための連絡協議会の設立についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和2年第2回、第3回定例会において、新型コロナウイルスの影響によって、施設運営に対する支援の充実や拡充の必要性を指摘、要望させていただきました。特に地域によって対応に差が生じており、利用者からの不満の声が出ておりましたので、市全域で同じように子どもたちが安心して利用できるように、対応の統一化を図るために、放課後児童クラブの連絡協議会の設立の提案をいたしました。市としても、放課後児童クラブとしての運営においては、ある一定の統一的な考え方で行う必要があると認識していただき、これまで6月と7月に協議会設立に向けた会議が開催され、9月11日に第1回の連絡協議会の予定と第3回定例会の一般質問で答弁をいただきました。

関係の方から無事設立できましたとの連絡をお聞きしましたが、設立の状況と今後の対応をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） それでは、連絡協議会の設立後の現状につきましてお答えいたします。

放課後児童クラブの第1回の協議会が9月11日に開催され、各クラブの代表者や支援員との間で意見交換や情報共有がされております。

また、協議会の名称が「菊池学童さくら会」に決定し、第2回目の会議を来年1月に予定しているところでございます。

菊池学童さくら会を通して、クラブ間の連携はもとより、学校や教育委員会とも連携し、子どもたちが安全で安心して利用できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。無事名称も菊池学童さくら会という形で決まったということで、安心をいたしました。

今、放課後児童育成クラブは全部で13あるみたいでございますが、その中で指定管理、また、随意契約というふうに分かれていますと聞いております。今回、私が提案しました理由の一つに、それぞれに利用に対しての差があると。そのことも含めて、今後はこういった連絡協議会ができましたので、そういう差、指定管理、随意契約等のことも含めて、やっぱりしっかり連携をとっていただいて、子どもたちが安心して利用できるようにしていただきたいと思えます。

それと、午前中、猿渡議員のほうからひだまりのことが提案がございましたけど、私もこういった形で署名を、活動の資料を頂いておりました。本当に執行部の答弁でちょっと一安心でございますけれども、私もこれまで、子育てサポートの拡充とか、今回は学童の連絡協議会、それぞれに子育て支援には一生懸命やってきたつもりでございますので、猿渡議員が指摘をされましたように、しっかりと市民の意見を聞いて、特に今回はこのコロナ禍で、やっぱり市民がとても先行きが見えない状況で不安なときに、そういう閉所するとか、そういうことについてはしっかりとやっぱり協議をした上でやっていただきたいと、改めてお願いをしておきたいと思えます。以上です。

それでは次に、旧迫水小跡地への進出企業、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の着工の遅れと事業計画の変更についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、城議員とともに、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、住民とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について確認をさせていただきました。

その後は、平成30年6月12日に行われた進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月を示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大きく期待をしておりましたが、企業側の着工の遅れ、具体的な事業計画の地元への説明がありませんでしたので、一般質問等で迫水小跡

地の現状の説明を求めてまいりました。

本年第2回定例会において、私に迫水小跡地を転売しているのではないかと心配される連絡があったことを申し上げましたが、その後、ようやく市長が企業側と連絡を取られて、やっと8月17日に進出企業の地元での説明会が初めて開催されました。コロナ禍ですので、迫龍ふれあいセンターで5回に分けて行われ、各区長から質問、要望等の意見が出ましたが、ほとんどの区長が、進出協定時から交代をされており、企業訪問されたこともなく、エミューも見たこともないばかりであり、なかなか説明を受けても理解できなかつたと思われます。私は5回全部に参加させていただき、事業計画の遅れに対する確認、地元雇用、避難所、レストラン等の今後の計画についてお尋ねをいたしました。

その後、9月9日に企業側に対して迫間水迫地区より要望書が提出されて、10月28日に要望書に対する報告会が開催されましたが、企業側からの参加はなく、市長からの報告会でした。コロナ禍ですので、仕方ない点もあると思いますが、地元としても納得できないとの意見も出ておりました。

いずれにしても、企業側は地域貢献を企業理念としておられますので、当初の計画を確実に行っていただきたいと思いますが、市としての今後の対応をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。私のほうから、まず今年度のエミュー観光牧場株式会社の状況についてお答えをしたいと思います。

迫水小学校区への説明については、議員ご案内のとおり、8月17日にコロナウイルス感染防止拡大の観点から5回に分けて区長説明会を開催し、会社側からエミューの飼育を先行して始める旨の事業計画の説明がありました。また、この説明会を踏まえ、迫水校区区長会から会社側へ、伊倉区水源池の環境保全や管理人の配置、計画的な事業展開などについての要望書の提出がありました。

このような状況を踏まえ、10月19日に市長と私とで福岡市の会社を訪問し、会長、社長等の幹部の方と意見交換を行い、これからの事業展開についての確認を行いました。

その後、10月28日には市長出席のもと区長説明会を開催し、要望書の回答について説明を行いました。

なお、要望書にありました伊倉区水源池の環境保全については、会社側において水質検査を行い、伊倉区との間で覚書の締結を行っております。

事業の進捗状況としては、10月下旬からエミューの飼育施設の工事に着手され、

11月13日には県家畜保健所の立会いが行われるなど、エミューの飼育開始に向けた準備を進められています。

今後、エミュー導入の日程が決まりましたら、地元へも報告をすることとさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

部長も福岡のほうに行かれて、改めてその状況は確認していただいたと思いますけれども、私もこの問題については何度も一般質問しておりますけれども、最初は、もう本当に夢のような計画でございました。エミューはもちろんでございますが、あそこの学校跡地に新しい、校舎はレストランに改装して、そこで地元の人たちを雇用すると。大体100名から150名ぐらいを雇用すると。そして、地元の食材を使って、地元へ一生懸命貢献をしていきますと。そういう話がある面ではメインでした。

コロナが出ましたので、いろいろ私が説明会のときにはコロナのことを一生懸命おっしゃいましたけど、コロナの発生する前の1年前の4月に、本来であれば着工だったというのがこのプレスリリースのときもおっしゃったことであります。

そして、もちろん熊日も大きく掲載されましたけど、西日本新聞にも掲載されまして、その中に、レストランに改装する。100名から150名、現地で雇用する予定、災害時には校舎の一部を避難所として地元住民に開放すると。そういう記事もちゃんと掲載されております。多分熊日より福岡中心の西日本新聞ですから、部数ちょっと調べたら、やはり57万部とか、そういう人たちがやっぱりこういう記事を見てるんですね。だから、ある面ではこの企業はそういうイメージをみんなに知らしめて、やっぱり企業的なイメージアップになっとるんですよ。それが、今現在、何も基本的には進んでいない状況の中で、やっぱり私にはそれなりの責任もあるんじゃないかというのを痛感しておるわけですね。だから、大きな期待をしていたからこそ、やはり地元の人たちはエミューだけですかと。避難所の問題も、何か鳥を飼いますから、なかなかそういった形には開放はできないというふうな説明でのお話を聞きました。

私は地元として、最初、そういうことを期待した以上は、それなりに連絡を取り合って、市長は説明のときに、やっぱり買っていたいただいた地元も企業もいろんな都合があるという形でおっしゃいましたけど、やはりその窓口となるのは市長でございますので、やっぱり地元のいろんな思い、また、その状況の説明をしながら、き

ちんとしたある面ではその計画を含めた約束は守っていただきたいと思うわけですよ。だから、市長に改めてお尋ねをしたいと思いますが、今後はやっぱりコロナ禍でございますので、そのことは私も十分理解します。しかしながら、最初の計画をやはりきちんとした形で守る部分は守っていただいて、エミューを4年間かけて何千羽に増やすだけの報告会みたいな説明会で行いましたので、私もちょっとびっくりしたわけですが、そのことを含めて、市長として、今後こういった形で企業側と取り組んでいただくのか、説明をしていただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） エミューの計画に関するご質問でございました。

先ほどの部長答弁にもありましたように、10月に福岡市の会社を訪問しまして、会長ほかの皆様と面談しまして、改めてこれからの事業の確認をしたところでございます。会社側からは、スケジュールに関しましては、コロナをはじめ様々な理由でずれ込んでいるけども、将来のレストラン事業も含めて、事業計画そのものについての変更はないと。しかしながら、まずはエミュー飼育事業の立ち上げに尽力して、しっかりと軌道に乗せたいという説明を受けたところであります。

これまでも市としましては、市民の皆様立場に立って、地元のご不安であるとか、要望を会社側に伝えてまいりました。企業からの説明会あるいはその間に入った市の説明会の開催などの調整を図ってまいりました。

先日の市が主催しました説明会では、事業スケジュールやタイミング等は会社の事業でありますので、相手方の計画を尊重していただきたいという旨の説明を行いました。これは、市としても、あるいは地元としても、この事業を成功させることは様々な経済効果につながるため、改めて地元を挙げて歓迎していただきたいということをお願いするとともに、事業の規模拡大にはある程度時間がかかることもご理解いただきたいという思いを伝えたものであります。

近々、飼育の試行も始まるというふう聞いております。今後につきましても、これまでと同様に地元と会社側との間に立ちまして両者の調和をとりながら、共存共栄に向けて事業計画の遂行をお願いしてまいりますので、どうか温かく見守っていただきますようお願いをいたすところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしましても、やはり事業計画に基づいて、企業の立場というものもござい

ましようけれども、やはり地元の立場に立って、そのことを伝えていただきたいと思います。スペインスエカ市のときのように、相手が変われば、もう白紙になりましたという形にならないように気をつけてやっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午後1時26分

開議 午後1時31分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 次に、公園整備の現状と維持管理、費用対効果についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、市の観光戦略「癒しの里」構築プロジェクトの下に推進されておりますが、長期プロジェクトとはいえ、現在の公園の維持管理、今後整備される公園については、維持管理も含め大変心配をしております。

現在計画中の花房坂周辺公園については、令和元年10月21日に議会の説明会で執行部より、頂上も下のり面も追加で公園化するという報告がありましたので、私と荒木議員は将来の経費等も含め指摘を申し上げ、どうなるかと心配しておりましたが、地元区長会より、上の展望所だけでよいとのことになりましたので、安心をしたところでございます。

これまで、特に菊池公園南側、堂山展望所については、事業費、安全性等の観点から、計画時から指摘を申し上げてまいりましたが、私が心配していたことが発生してしまいました。展望台の中心部が陥没し、のり面が崩壊しております。下は築地井手がございしますので、地域住民も大変心配されており、市としても原因究明と今後の安全対策が必要であります。

堂山展望所につきましては、一般質問最終日に二ノ文議員より通告されておりますので、答弁は求めませんが、私が常に申し上げているように、市の厳しい財政の中、優先順位を考えて事業化する必要があったと考えます。

そこで、お尋ねをいたしますが、菊池市の公園の現状と維持管理と費用対効果についてお示しをください。

次に、菊池さくら千年プロジェクトの現状とコロナ禍での継続の必要性についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、本年第2回定例会において、コロナ禍ですので、今年度は緊急性を考慮し、さくら千年プロジェクトについては見直しをお願いいたしましたが、市長は、長期的なプロジェクトになりますので、毎年度植樹を行っていくと答弁をされましたが、現在はさらに第3波となり、菊池市の経済状況は厳しい局面を迎えております。

私は当初から桜を植樹することに反対しているわけではなく、市の税金を使うのではなく、市民の力で、先人の努力、功績を引継ぎ、植樹をしていただきたいと思います。私も還暦の記念に観光協会を經由して1本3万円で桜の植樹をいたしました。また、さくらサポーターの個人会員として毎年会費を納めさせていただいております。やはり今後は市民の寄附でないと、菊池市の厳しい状況では継続的な維持管理はできないと私は考えます。

今回、改めてお尋ねをいたしますが、第2回定例会で申し上げましたように、コロナ禍でのさくら千年プロジェクトの必要性も含め、お答えをいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、公園のほうの維持管理と費用対効果ということで、そちらのほうにつきましては、私のほうから答弁いたしたいと思います。

まず、本年度第2回の定例会のほうの一般質問でも、維持管理についてはお答えしておりますが、ちょっと重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。

公園全体の過去3年間、平成29年度から年度ごとの公園管理事業費の総額について申し上げます。平成29年度が約5,900万円、平成30年度が約8,600万円、令和元年が約6,520万円となっております。

このうち、修繕工事を除きまして、経常的な経費であります作業員等の人件費、除草清掃等の委託料、光熱水費の維持管理で申し上げますと、平成29年度が約4,700万円、平成30年度が約4,840万円、令和元年が約4,800万円で、3か年の平均で申し上げますと、約4,780万円となっております。

それから、公園の費用対効果ということでございますが、公園のような公共の施設にありましては、利益を生むものではありませんので、一概に費用対効果が出せると言い難いものがございます。さくら千年プロジェクトや癒しの里づくりという、その一環の中で公園についても整備を進めているところでございます。これにより観光客の増加にもつながりますし、市民の健康づくりにも役立つということで、費用対効果がある程度あるんじゃないかということで考えているというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、さくら千年プロジェクトの考え方について述べたいというふうに思います。

菊池のこのさくら千年プロジェクトというのは、ほかにない、菊池らしい景観づくりと、それからもう一つは、地域の方々が自ら参加していただくことでの地域づくりを目的としたものでございます。そういう意味では、官民一体となった長期で取り組んでいくプロジェクトでございます。特に桜が相手でございますから、景観が変わっていったら、名所となるには、恐らく10年、20年単位といった大きな視点で取り組む必要があるというふうに思っております。そういう意味では、1回の量ではなくて、継続性というものが大変大事になるというふうに思っております。

今年も既に幾つかの地域から取り組みたいという希望が上がっております。今年度は新型コロナの感染という問題もございますので、感染の状況等も十分に踏まえた上で、規模であるとか、あるいは植樹のやり方については適切に行っていきたいというふうに思っております。

目下のところは、市が主導する形で進めてきましたけども、大変おかげさまで、この趣旨をご理解いただく人が増えてまいりまして、NPO法人の方々が竜門ダムを山桜の里にしようということで、もう何年にもわたって桜や紅葉をお植えになったり、あるいはほかのNPO法人の方々が菊池公園の一带を歴史の森として、散策ができるすばらしい資産に変えていこうということで、自発的な形で植樹も行っておられまして、こうしたふうな裾野が大変広がってきていると。うれしく思っているところでございます。まさに、市が主導する中で、だんだんにこれが市民事業になって、気づきが広がって裾野が広がると。市民事業として一本立ちするのが、ある意味では目指す理想の姿であるわけでございます。

木下議員からも桜を1本寄贈いただいたと。大変うれしい話を今伺いました。ぜひ、そういう意味では長期的なプロジェクトでございますから、できればまた2本目もお願いしたいと思っておりますし、友人、知人の皆様にもぜひ広く呼びかけて、ぜひ市民事業にしていいただければと、切にご協力をお願いするところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

私は、先ほどから申し上げますように、桜の植樹に反対しているわけじゃありません。

せん。やっぱり厳しいこの菊池の財政の中で、やっぱり優先順位を決めてやらなければいけないというもとに提案をしているわけでございます。ですから、このコロナ禍で、今、350万強の予算を使って、今年植える必要があるのかということの問題提起をさせていただいておるわけでございますので、そこはしっかり受け止めていただきたいと思います。

さくらサポーター、個人会員で1人1,000円で、年間1,000円の会費を払うんですが、今、9名しか会員にはいないそうでございます。ですから、そういうことの少しずつの金額の中で大きく広げていって市民に広めていくのが、私は非常に必要性があると思います。

限られた予算ですから、この間、7月の豪雨でのり面が崩壊して、棚田が崩壊したようなところのお金のある面じゃ小災害の拡充とか、そういうのはやらないのに、桜を植えるという優先順位について、私は疑問を持っているわけでございますので、そういうことも含めて、しっかりと今後は、このさくら千年プロジェクトの今年度の予算については、しっかりとした検討をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、九州産廃菊池事業所廃止後の維持管理と地元水迫地区への活性化策についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、令和元年第2回定例会で質問をいたしました。令和元年8月7日に突然議会の説明会で、平成31年2月に熊本県への通報を受けて、九州産廃株式会社を調査したところ、廃棄物を違法に処理したとの報告がありました。平成30年度で約12億600万円の補償金の支払いが全て完了した直後に、九州産廃は県、市、地元に対して違法行為を行っていたこととなります。

これまで長年にわたり水迫地区の住民に対して、九州産廃への反対運動も含め、多大な迷惑をかけてきた焼却施設がやっと完全に廃止となり、喜んでいた矢先に大変な裏切り行為であります。

今後は、最終処分場に伴う浸出水処理など管理を続けていかなければなりませんので、市もさらに監視体制の強化に努めていただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますが、九州産廃に対して菊池事業所内の不適正処理物の撤去と、残存廃棄物の適正処理の着実な履行が行われていると思われませんが、現状と今後の市の対応をお示しください。特に、長い間、産廃問題に苦しみ、取り組んでいただいた水迫地区の方々に対して、環境整備基金の運用も含め、活性化策を考えていかなければなりません。現在の基金の状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、こんにちは。ただいま木下議員のほうからの九州産廃についてのご質問にお答えいたします。

九州産廃菊池事業所における廃棄物処理業の廃止状況について、まずご説明をいたします。

メタン発酵の廃止、これにつきましては、令和元年9月30日、破碎等の中間処理業、収集運搬業の廃止及び最終処分業の終了については、令和2年3月31日となっております。

また、堆肥化につきましても、本年6月30日に廃止されておりました、事業所内にある残存廃棄物の処理につきましては、令和4年3月31日までとなっております。

次に、環境整備基金の積立状況についてでございますけれども、この状況につきましては、本年11月末日現在での積立額について申し上げます。約1億4,200万円となっております。

なお、熊本地震に伴います環境保全協力金につきましては、平成28年度から平成30年度までの3か年におきまして、市外自治体の延べ24自治体になりますけれども、合計約1億1,700万円が納入されまして、平成29年度から本年度までの4か年におきまして、災害廃棄物の搬入に伴う大型車両の往来により損傷した市道の舗装補修工事等の財源として充当しているところでございます。本年度をもちまして、納入額全額の充当が完了する予定でございます。

また、水迫地区の活性化策というところでございますが、今後における環境整備基金の水迫地区への活用につきましては、地域住民の皆様のご意見やご要望等をお聞きしまして、それを踏まえた上で、基金積立状況を考慮しながら、条例に基づいた活用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

最終的には、もうしばらくかかるみたいですので、その後がやっぱり浸出水なんかの管理、何か年間に4,000万強かかるということでございますので、そういうことも含めて、その処理をするために、八代の九州産廃のほうの事業所は延命されたということになっておりますので、そういうことも含めて、きちんと緊張感を持ってやっていただきたいと思います。

基金については、平成28年の4月に発災以降、そのときにすぐある面では協力

金については申請をしていただければ、その分が入ったのかもしれませんが、10月28日に環境省のほうに申入れをして、その後、11月からもらうようになって、協力金というのが入るようになったんですが、その間、最初からもらっていただければ6,000万強が菊池市の基金として積み立てることができたと思われま。そういうことも含めて、やはりその後はその協力金を11月からもらうようになったおかげで、これだけの基金というのがありますし、そのおかげで、私が議会のほうでも申し上げた、その道の改修とかそういうのができたんだらうと私は思っております。

いずれにしても、水迫地区がこれまで何十年にわたり、この産廃があるということで精神的にもいろんな面で苦勞されておりますので、その基金の活用については、いろいろは申し上げませんが、いろんな形で地域限定の用途目的も決まっておりますから、それに基づいて対応をしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは次に、国道387号沿いの太陽光発電事業に対して環境基本条例の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、本年第3回定例会において質問をいたしましたが、市の環境基本条例があるにもかかわらず、当初は関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、地域住民、特に隣接住民の方々より、安全面、景観等の不安、不満の相談がありましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

市も条例に違反したケースであると認識され、事業者に対して事前協議終了までの間、開発中断の要請を行い、開発の休止を求めています。

その後、土木や景観の学識経験者からの意見を聞き、各地区からの要望も取り入れて、事業者への環境安全性に配慮した対策に指導されたとのことであります。

しかしながら、今回、議会への要望書に記載されておりますが、開発業者が学識経験者の熊大教授からの指導、改善に対して対応できないとの回答をしており、また、市の避難所に指定してある迫間支館に隣接する場所にも設置予定であることも判明しており、地域としては太陽光事業に対して反対の陳情書を提出となったのであります。

そこで、お尋ねをいたしますが、市として開発業者に対して、現在、環境基本条例に基づいてどのような指導をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） それでは、太陽光発電についてのご質問にお答えします。

現在の状況でございます。国道387号沿いの太陽光発電事業につきましては、これまで開発事業者は、市からの環境に配慮した対策についての指導を受けまして、各地区の代表者と協定書の締結に向けて話し合いが行われてまいりました。

この387号沿いの太陽光は3か所ありまして、まず豊間地区につきましては、9月に協定書の締結が行われております。

次に、重味地区につきましては、関係住民の方から協定書の締結は不要であるという意向により締結は行ってないところでございます。

この2地区につきましては、菊池市環境基本条例に基づきまして、事前協議の終了に向けて手続を進めているところでございます。

そして、残りの迫間地区につきましては、協定締結の協議の中で、関係住民の方から発電設備の一部撤去という新たな要望がございました。このため、市といたしましては、専門家同席の上、開発事業者と関係住民による現地確認を行いまして、環境保全と安全性の観点から行った指導内容を説明した上で、一部施設の撤去やその代替案について開発業者と関係住民による検討を行っております。

検討結果につきましては、木下議員からも言われましたように、開発業者が持ち帰り、精査の上、回答することとなっておりますけれども、結果としては、その検討案について対応できないという回答が出たところでございます。

開発事業者からの回答を受けまして、迫間地区では関係住民の連名で太陽光発電事業の開発における要望書が提出されまして、市へもその写しとともに、要望に対する協力依頼文書の提出がございました。

その要望書には、開発事業者が関係住民へ十分な説明がなされていないまま対応ができないという回答があったということで、これについては納得ができないという内容でございましたので、市といたしましても、このことを重く受け止めまして、菊池市環境基本条例に基づき、開発事業者に対しまして撤去の要望や当該地区の太陽光設備計画について、関係住民の理解が得られるような詳細な説明を行っていただく旨の指導通知を再度発出しております。

現在、菊池市におきましては、その指導内容に対する対応について、業者からの報告を待っているという状況でございます。

迫間地区における事前協議終了につきましては、開発事業者から市の指導に対する報告書が提出されましたら、その内容を確認した上で、改めて菊池市環境審議会に諮問した上で判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 部長の答弁によりますと、審議会のことも含めて報告がありましたけれども、私が先ほど申し上げましたように、その審議会の中で、学識経験者の熊大の教授から、その説明の現場で地域の方々に、業者も含めて、これは危険であると。そういう指示をしているのに、それに対して対応しないということであれば、その審議会自体が成り立たないのではないですか。そのことも含めて、いずれにしても、今回議会のほうにも陳情書が出ております。福祉厚生常任委員会に付託という形になると思いますけれども、しっかりとやはり現場確認、また、地域住民の意見聴取なども含めて、しっかりと審議をしていただきたいと思います。

それと、私は今回、追尾型の太陽光については、国は再生エネルギーは推薦でございますので、推進でございますので、やはりこういう問題が私どものようなこういう地域にはどんどん出てくる可能性がありますので、この環境基本条例自体をやっぱり見直しの時期にも来ていると思います。そういうことも含めて、委員会ではしっかりと審議をしていただきたいと思います。

最後に、市長のほうから、最初からこの業者はルール違反をしているわけですよ。そのことについてもしっかりとやっぱり市としての指導をする立場でありますから、そのことも踏まえた上で、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 現在の太陽光発電事業についての考えというご質問でございます。

今回の開発事業者が行ってきた太陽光発電事業の開発行為につきまして、迫間地区の関係住民の方々が今回は新たに要望書を提出されたわけではありますが、その要因の一つは、工事をする前に十分な事業計画の説明がなされていなかったことであるというふうに考えております。

私自身も現場を確認いたしましたして、地元の皆様のご意見もお聞きしました。大変不安を抱いていらっしゃるということを十分理解しているところでございます。

開発事業者に対して迫間地区の関係住民の方々から要望書が出されたことにつきましては、これまで何回か行った説明会での不安感が払拭されていないということ、それから、太陽光の設置状況に対する心情的な不安の気持ちの表れが形として出たものであると受け止めているところでございます。

今回、開発事業者に要望書が出された行為に対しましては、市は再度、菊池市環境基本条例に基づきまして、関係住民の方々の理解が得られるよう開発事業者に対

して丁寧な説明を求めた指導通知を発出しております。

先ほど、市民環境部長が答弁しましたように、今後の対応としましては、迫間地区における事前協議終了については、開発事業者から市の指導に対する報告書が提出されましたら、その内容を確認した上で、改めて菊池市環境審議会に諮問した上で判断したいというふうに考えているところでございます。

また、今回の件を踏まえまして、今、現状の環境基本条例というのは、これは手続を示しておりますけれども、市が許認可を持っているものではございません。ですから、ある程度そこに定められた手続が満たされると、我々としてはそれ以上の拒否ができないというふうなつくりになっているところが限界があるわけでありませう。そうしたことも踏まえて、本市におきましては、一定要件に該当する大規模な太陽光発電設備であるとかいうものについては、住民の安全性の確保ですとか、それから自然環境の維持・保全を目的とした許認可型の条例ができないだろうかということに向けて、今、研究を既に進めているところでありますので、このことを付け加えて答弁申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

いずれにしましても、市としては、市民の安心・安全、命を守ることが一番でございます。今回の追尾型の太陽光については、今、集中豪雨とか風、物すごく、もう本当に今までの過去に歴史のないような風が吹き、雨が降る。そういう異常気象の状況でございますので、何があってもおかしくないような状況でございますので、そういう危険分子については、きちんとした対応を市としても考えていただきたい。

また、市長のほうからも申されましたように、環境基本条例についても、やっぱり拘束力のある、そういう条例に変えていく必要があるんじゃないかということ指摘をしまして、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大賀慶一君） これで、木下雄二君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時02分

開議 午後2時09分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。本日最後の一般質問をさせていただきます。

新型コロナによる影響は、収束の兆しも見えぬまま、さらなる感染拡大をし、市民の皆さんへ大きな打撃を与え続けております。これから執行部、議会ともに連携しながら、市民の皆さんにとっての最善策を講じていけるよう努力していくことが大切だと思っております。一日も早く安心した日常生活が送れるよう頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、花房坂公園整備について質問をいたします。

この花房坂公園整備につきましては、何度か質問をさせていただいております。花房台にし尿処理施設が建設されるのに伴い、花房地域から要望された案件の一つであり、残されていた要望の一つであった小学校周辺の駐車場の確保ができたことにより、ただ一つ未達成の案件となっているものです。

この間、執行部においても、地域住民の方々の意見を聞くためのワークショップの開催、また、花房地域連絡協議会との交渉など、花房坂公園整備に関して前向きに対応をしていただきました。その結果、花房地域の多くの方々から、坂の頂上に当たる土地に公園整備をするのが望ましいとのことで、ご意見が一致したところがあります。3月議会において公園整備関連の予算が計上されたことで、公園整備に関して準備が進んだものと考えますが、その進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

花房坂周辺公園整備の進捗状況ということでございます。昨年度に基本設定を終えまして、本年度、不動産鑑定評価業務と境界確定測量業務を、それぞれ業務委託により実施しております。この成果を基に、現在、該当地権者の方と用地交渉を行っているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 現在、既に用地交渉を行っているということでございました。いよいよ最終段階ということになると考えます。さらなる行動、努力をお願いいたしますところであります。

そこで、今の答弁の中で、不動産鑑定評価業務というものがありません。不動産

鑑定というものについては、土地の所有者の方に価格を提示するために必要になるものと理解しますが、それはどのような体制で、どのような基準をもって価格の決定をされるのか。また、不動産鑑定により価格が出た後に行われるであろう評価委員会、これはどのような方々で構成され、また、その内容について、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、緒方議員の再質問にお答えいたします。

不動産鑑定評価業務につきましては、今回の公園整備予定地が国道に面しておりますということや、土地形状や地目も台帳と現況との相違がございましたので、適正な買収予定価格算定のため、不動産鑑定士及び補償業務管理士の資格を有する専門業者のほうに依頼をしたところでございます。

公園整備予定地の地番ごとの1平方メートル当たりの単価等の根拠につきましては、対象不動産を確認後、国内及び地域経済の動向や、周辺の地価動向などの地域分析、それから対象不動産の最有効使用の判定などの個別分析等により算定され、最終的に不動産鑑定評価書ということで成果品が上がってくるというところになっております。

それから、公有財産評価委員会ということでございますが、専門業者から上がった不動産鑑定の価格は、公有財産評価委員会に諮り、鑑定の成果が適正であるかの審議をお願いし、合意をいただくということになっております。

当評価委員会は、菊池市公有財産取扱規則に基づき、財産の取得、処分等を行う場合の評価額が20万円以上の物件の評価額について、適正であるか調査、審議するものでございます。会長を総務部長が務め、委員に各部長、支所長、農業委員会事務局長など計14名で構成され、調査結果につきましては、市長のほうに答申するという規定になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 価格の決定に関しましては、今、説明ありましたように、今回は不動産鑑定士及び補償業務管理士の資格を有する方に依頼をして、経済の動向であったり、地域の分析など個別分析で不動産鑑定評価書というものを作成され、その後には評価委員会、14名ということでございましたが、ここで合意をいただき、市長に答申するというようなことの流れは分かりました。

そこで、この公園整備について、維持管理などしっかり考えていかなければなら

ない課題が多くあると思いますけれども、まずはこの花房坂公園整備については、整備をすることを第一に考えていかなければならないものだと考えております。

さきにも述べましたように、花房地域の方々には、17年余りの長きにわたり、希望を持って待っていただいている公園整備です。また、地域の皆さんが一致して決定された場所でもあります。これから丁寧な説明や行動をもって、公園整備の進捗を図っていただくよう強く要望をいたして、次の質問に参ります。

次に、コロナ禍における農業支援について質問をいたします。

国の農家支援の一つに高収益作物次期作支援交付金というものがあります。この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大で被害を受けた園芸農家へ向けた交付金ですが、イチゴ、ゴボウ、野菜等に関しては、一律で10アール当たり5万円、花卉に関しましては、10アール当たり一律80万円の支援交付金を支払うというものだったと思います。

また、この制度の要件の一つに、農地の貸借が証明できるものが必要であったということから、一般的にヤミ小作と言われるものの解消にとっては大きな効果があったとお聞きしました。

しかしながら、農業新聞によりますと、242億円の予算に対し420億円の申請があったことにより、予算を大幅に超過したとの報道があり、この制度の交付要件の変更がなされました。当初見込みよりも交付額が減るなど、農家の方々は制度自体がどのように変わっていくのか不安になっておられるのが実情です。

そこで、この交付金申請の窓口となっている市として、この交付要件の変更はどのような点であると考えておられるか、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。ただいまの緒方議員の交付要件の変更についてのご質問にお答えいたします。

高収益作物次期作支援交付金につきましては、当初、交付対象者を本年2月から4月の間に、野菜、花卉、果樹、茶の出荷実績があるか、廃棄して出荷できなかった農業者としており、減収がない場合でも一定の要件を満たせば、取組面積に応じて交付金が支払われる仕組みとなっておりました。

しかしながら、10月12日に運用の見直しが行われまして、当初は不要となっておりました品目ごとの減収額の申告が追加で必要となり、減収額を超えない範囲で交付金が支払われることとなりました。

今回の運用見直しにより、交付金の減額や交付の対象外となった農業者の方が多数おられる事態となり、交付金を見込んで次期作に向けた機械や資材購入等の先行

投資を行った農業者に対しては、当初の交付予定額を上回らない範囲で交付金が支払われる追加措置が講じられているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今、回答がありましたように、変更点については、当初、2月から4月の出荷実績だけでよかったものが、品目ごとの減収額の申告が必要になったということだったと。私もそのようなことで一致しているところです。

新聞等の報道あたりで情報はいろいろ伝わってくるんですけども、農家としては、その確実な部分というのがどうしても不透明になって、不安になっている方がたくさんおられると思います。これから大事になってくるのは、要件変更により不安になっておられる農家の方々が納得、安心されるよう、しっかりとした説明をしていくことが大切だと考えております。

この変更点について、農家への周知はどのようにされているのか、お答えをいただきたいと思います。また、要件変更により申請数に変化があれば、併せてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、高収益作物次期作支援交付金の運用見直しの周知といたしましては、まず10月17日に本市のホームページで掲載を行いまして、10月20日付で全ての申請者に対して文書を発送しております。

また、11月9日から13日の5日間、九州農政局から出席いただきまして、地域ごとに制度の運用見直しの説明会を兼ねた申請受付会を開催しております。

なお、JA菊池の各部会員の皆様におかれましては、JA菊池が中心となって部会ごとに説明会が開催されました。JA菊池と連携を行いながら、運用見直しの周知と申請の支援を行ったところでございます。

また、高収益作物次期作支援交付金の申請件数につきましては、当初は407件の申請がございましたが、今回の運用見直しに伴いまして、144件が申請を取りやめられ、現時点での申請件数は263件となっております。

農家の皆様におかれましては、国より制度内容が大きく見直され、短い期間の中で追加資料の提出をお願いしたところでございますが、できる限り農家の皆様のご負担にならないよう、申請の支援を行ったところでございます。

今後も引き続き、JA菊池と連携を行いながら事業を円滑に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） ホームページへの掲載や、地域ごとの説明会、もう既に実施されており、申請数にお答えをいただきました。申請数に関しましては、407件の当初申請数があったんですけれども、263件と、144件の方が申請を取りやめられたというようなことでした。要件変更により、農家それぞれが申請したものかどうか不安になっておられた中で、いち早く対応をしていただいたことは大変ありがたかったと思っております。申請数の変更についても、情報が確実になったということでの判断だったとしますし、本当に農家の方々も安心されたと思います。このような運用の見直しというのは、運用する当事者が一番不安に思われるものだと思います。今後もこのようなことがあった場合には、素早い対応、説明会などの開催をされるようお伝えして、次の質問に参りたいと思います。

次に、菊之池体育館について質問をいたします。

この体育館は、熊本地震の際は支援物資の集積場所として重要な役目を果たしましたし、市民の方々が気軽に利用できる施設として大変重宝がられている施設でもあります。

しかしながら、近くを通りますと、カーテンがビニールシートのようなもので代用されていたり、私も以前利用した際に、すぐに修理はしていただきましたが、床が破損していた部分があったりして、けがの心配をすることもありました。このようなことから、今後の維持管理について心配に思っております。

公共施設の個別施設計画にはあると思いますが、この菊之池体育館のまずは利用状況と耐用年数、また、この施設の抱える課題、問題があれば、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、利用状況と耐用年数についてですが、菊之池体育館の利用状況は、過去3か年では、平成29年度が延べ5,588人、平成30年度が延べ4,852人、令和元年が延べ6,877人でございます。

また、耐用年数は、構造が鉄筋コンクリート造りとなっていることから、国の基準によりますと47年となっております。菊之池体育館においては、昭和54年3月に竣工していますので、築41年が経過しているところです。

次に、菊之池体育館の問題点ですが、先ほど申し上げましたように、築41年と

施設全体が老朽化しており、床の傷みや、先ほど議員のほうもおっしゃいましたが、カーテンの破損、また駐車場が不足していることは把握しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 利用状況に関しましては、延べ人数でのお答えをいただきました。やはり多くの方々に利用されている施設であるということは、今のお答えで分かったと思います。

また、施設の抱える課題、問題点、先ほども申しましたように、カーテンがビニールシートのようなもので代用されているということであつたり、床の破損、また、私も思っておりましたけども、駐車場が大変狭いということから、駐車場の不足というような点があると思っております。

このような課題、問題ということに関しましては、まずは解決をしていくことが執行部としてやらなければならないものだと考えております。ぜひとも前向きな対応を要望いたします。

そこで、耐用年数ということになりますけれども、国の耐用年数の規定では47年ということで、昭和54年の建築で41年を経過しているということでありました。先ほども申しましたように、個別施設計画等あると思いますが、今後の建て替え等の計画があるのか、計画があればいつごろであるのか、また、他のお考えがあれば、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

現在、床の補修等につきましては、今後対応していく予定でございます。

それから、建て替えや改修につきましては、施設の老朽化に伴いまして個別施設計画を基に、令和8年をめどに整備を進めていく計画としております。

今後、施設の利用状況等を踏まえ、施設利用者及び地域住民との合意形成を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） ありがとうございます。床の補修等、すぐにできるようなものはすぐにやっていただきながら、今のお答えですと、令和8年、整備計画をされて

いるということでございます。

現在、本市においては、総合体育館のような大きな体育館はありますが、どうしても大きな大会などが優先になって、市民の方々が気軽に使える体育館は不足しているように思います。そのようなことから、この菊之池体育館に関しては、今後、問題点ありましたように、駐車場の確保等を十分考慮していただきながら、地域との合意形成を図っていただき、地域の体育館として、最低でも同規模を確保した施設として残していただくことを要望して、この質問は終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午後2時32分

開議 午後2時39分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 次に、小中学校及び主要な体育施設のトイレについてお尋ねをいたします。

この質問に当たっては、皆さんもお読みになったと思いますけれども、11月12日の熊日新聞に「洋式トイレ48%、熊本県内の公立小中学校、全国平均下回る。文科省は改修推進」との掲載がありました。

本市においては、2016年41.0%だった洋式化率が、2020年には54%となっており、13ポイント増加しております。

そこで、これは平均値でありますので、本市小中学校それぞれの洋式化率と多目的トイレの設置状況、併せて、主要な体育施設の洋式化率と多目的トイレの設置状況をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、市内小中学校の洋式化率と多目的トイレの設置数について、今年度改修を行います限府小学校の洋式化工事の完了予定分を含めてお答えをいたします。

数値は、各学校の校舎と体育館、屋外に設置しております男性用・女性用・多目的用トイレの大便秘器数に占める洋式トイレの大便秘器数を洋式化率としたものです。

各学校ごとに申し上げたいと思います。限府小学校が大便秘器数66器中61器が洋式大便秘器で、洋式化率が92.4%、うち多目的トイレが7か所、以下同様に、

菊池北小学校54器中23器で42.6%、多目的トイレ1か所、菊之池小学校43器中26器で60.5%、多目的トイレ2か所、花房小学校29器中12器で41.4%、多目的トイレ0か所、戸崎小学校17器中10器で58.8%、多目的トイレ0か所、七城小学校56器中26器で46.4%、多目的トイレ3か所、旭志小学校35器中24器で68.6%、多目的トイレ5か所、泗水東小学校30器中23器で76.7%、多目的トイレ2か所、泗水小学校59器中46器で78.0%、多目的トイレ3か所、泗水西小学校31器中24器で77.4%、多目的トイレ1か所、菊池北中学校52器中22器で42.3%、多目的トイレ8か所、菊池南中学校57器中20器で35.1%、多目的トイレ2か所、七城中学校45器中19器で42.2%、多目的トイレ1か所、旭志中学校28器中18器で64.3%、多目的トイレ2か所、泗水中学校58器中16器で27.6%、多目的トイレ2か所となっております。合計しますと660器中370器で56.1%、うち多目的トイレは39か所となっております。

議員ご案内のとおり、全国平均で57.0%、県平均で48.4%ですので、県平均は上回っているものの、全国平均では若干下回っている状況となっております。

次に、主要な体育施設としまして、菊池市総合体育館、七城体育館、旭志体育館、泗水体育館の4つの体育館の洋式化率と多目的トイレの設置数についてお答えいたします。

まず、総合体育館が27器中7器で25.9%、うち多目的トイレは3か所、七城体育館が8器中4器で50%、うち多目的トイレは1か所、旭志体育館が7器中1器で14.3%、うち多目的トイレは1か所、泗水体育館が5器中0器で0%、うち多目的トイレも0か所でございます。合計いたしますと47器中12器で25.5%、うち多目的トイレは5か所となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） ありがとうございます。

個々の洋式化率についてお答えをいただいたわけですが、小中学校にしましては、隈府小あたりは92%、泗水中学校の27.6というのは、校舎が完成すれば、また洋式化率というのは当然上がってくると思います。そうすると全国平均も上回ってくるのかなという思いはいたします。

体育施設にしましては0というような数字もありますし、このようなばらつきというのは、それぞれに理由があるとは思いますが、均等化をしていく必要があると思いますので、その辺は前向きに対応をお願いしたいと思います。

そこで、文科省は、小中学校のトイレの洋式化については、100%を目指す必要はないけれども、バリアフリーの観点から洋式化の促進が望ましいというような見解をしております。実際、先ほどの熊日新聞によりますと、洋式化率100%を達成している自治体もございます。また逆に、洋式化率が29.6%であったり、33.7%といった自治体、それぞれにばらつきがあります。

そこで、本市において、今お答えいただいた洋式化率を踏まえて、今後洋式トイレへの改修の考えがあるか、お考えがあれば、また、どのように進めていくのかをお答えください。併せて、多目的トイレの設置についてのお考えもお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

今後につきましては、今年度より着工しております長寿命化改良工事中の泗水中学校に加え、各学校の洋式化の改修工事も計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、多目的トイレにつきましては、設置がない学校もあり、障がい者やLGBTなど多様化したニーズに配慮する面からも、その必要性は感じておりますので、学校では「だれでもトイレ」の表示をするなどした多目的トイレ改修を、各学校施設及び主要な体育館において検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 長寿命化による計画的な改修をしていくというお答えでございました。

私たち小学校の頃というのは、このトイレに関しましては3K（臭い・暗い・汚い）というものであったと思っております。トイレに行けない症候群というものもあったように思いますし、しかしながら、現在は新しい3Kということで、きれい・快適・カッコいいと言われるようになっており、和式トイレに関しても、そのような意見になったというように書いてありました。しかし、バリアフリーの観点から、洋式化へ進めるのは自然の流れではないかと思っております。

また、この小中学校のトイレについては、熊本市で、熊本地震後に施設が被災した2つの中学校の全生徒を対象として、和式トイレを残すかどうかのアンケートを行ったそうでございます。その中で、中3女子の40%が和式トイレを残すという声であったということで、この和式トイレの一部を残すことにしたとのことでした。

自宅などはほとんどが洋式トイレにもかかわらず、どうして和式トイレを望む声が多かったのかなと驚いた学校施設課長のコメントもあったようでございます。このようなことから、今後は子どもたちの意見等を取り入れながら対応していくことになっていくと思います。

また、多目的トイレについて、今、回答にもございましたように、みんなのトイレという呼び方もあるようでございますし、今後、LGBTなど多様な観点から必要になるものと考えます。今後、必要性を認識しながらの設置対応をお願いして、次の質問に参ります。

それでは最後に、コロナ禍における小中学校の状況について質問をさせていただきます。

6月定例会において、小中学校の体育祭、修学旅行等の実施についてのお考えをお尋ねをいたしました。執行部からは、適宜調整を図りながら、できる限り実施の方向で検討しているとご意見をいただきました。

そこで、今回は体育祭、文化祭、修学旅行等、主要な行事のこれまでの実施状況をお答えをいただきたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、今年度実施または予定しております学校行事につきまして、現在の状況を申し上げます。

まず、運動会ですが、例年5月に開催しておりましたが、全ての小中学校で9月以降に延期し、無事全ての学校で実施されております。

実施の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、全ての学校で時間を短縮し、参加につきましても人数を制限などして開催されております。そのほか、児童生徒の待機場所のテントの間隔を空けたり、保護者には競技ごとに応援場所を設けるなど、長時間の密を避ける対策を行ったところでございます。子どもたちへの指導につきましても、競技以外でのマスクの着用、アルコール消毒、手洗いの徹底がされておるところでございます。

次に、学習発表会につきましては、小中学校15校中実施または今後実施予定が13校、中止が小学校2校となっております。

なお、実施する13校のうち小学校3校が延期して年度内の実施を予定しております。中止した学校におきましては、感染拡大防止の観点から体育館に大勢の人を集めることを避けるため、開催を断念した次第でございます。

実施に際しましては、コロナ対策としまして、一斉に体育館に集まることを避けるため、ステージ発表は行いますが、保護者につきましては、発表ごとに入替えを

行ったり、人数を制限したりと可能な限りの対策を取りながら開催した学校や、授業参観のときにクラス内で発表する学校など、それぞれの実情に応じて開催した、または予定がされております。

最後に、修学旅行ですが、現在小学校7校が既に実施しております。残り3校は12月から1月にかけて、予定をいたしております。中学校は5校とも12月予定でしたが、うち3校が延期になっております。

修学旅行に関しましても、移動時のバスの増便や、移動先での感染症対策、子どもたちへの感染予防の指導の徹底などを図りながら、できるだけ実施ができるように、教育委員会としましてもバックアップをしていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 今のお答えの中で、体育祭に関しましては全て実施と。学習発表会については、中止が2校あるというようなお話でもございましたし、修学旅行に関しては、延期、実施、全て実施する方向でのお考えだと思います。

私がこの質問をしましたのは、全国版のニュースで見たのですけれども、高校も含めた学校の主要な行事が新型コロナの影響で中止になったと。そのおかげで、卒業アルバムの制作ができないというような報道を見たからであります。卒業アルバムに掲載するような写真がないということで、卒業アルバムの制作をやめたしまったという報道でございました。

今のお答えからすると、本市においては卒業アルバムの制作については心配ないと思いますけれども、何か卒業アルバムの制作に関連で連絡を受けておられるのであれば、何かお答えをお願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

各学校のほうに確認しましたところ、小中学校15校のうち、学校行事の減少により卒業アルバムの作成に影響があると答えた学校が9校ございますが、アルバム作成への影響としましては、今年度初めの4月、5月の休校期間に予定していた行事の中止や、中体連の中止の影響により、一部の写真が不足するなどがございますが、クラス写真や、他の行事の写真、練習風景の写真を入れるなど、それぞれの学校で工夫することで、全ての学校でアルバムにつきましては作成するところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） やはり心配することもあったと思いますけれども、それぞれの学校での工夫により、アルバムの作成というのは行われるようであります。

今の新型コロナの状況を踏まえますと、これからも学校行事等は当然自粛の方向で進んでいくものと思われまふ。そうなった場合、特にそれぞれの最終学年に当たる子どもたちにとっては、心残りの学年になってしまわないように、思い出深い学校生活になるようにしなければならぬと考えております。

兵庫県の中学校では22名の感染確認があつております。これは合唱コンクールの場で集団感染が発生した可能性があつて、感染経路を調べているということでございますが、マスクを着用しなかつた。また、例年どおりの配列で、適切な間隔を空けるなどの措置が取つていなかつたというような会見があつておりましたが、このようなことから、行事の取りやめであつたり、自粛という考えだけでなく、先ほど部長言われましたように、工夫をしながら、なるだけ実施できる方向、できることもあつて思ふので、今後ともしっかりとした対応をしていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思ふ。

次の会議は12月7日に行います。引き続き、一般質問となっております。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。

○

散会 午後2時59分

第 5 号

1 2 月 7 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和2年12月7日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（19名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（1名）

4番 後藤英夫君

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。傍聴席の方も、可能な方はご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） それでは、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

初めに、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問をします。

今回は、介護保険について、そして、コロナ禍における保育所の問題について、2点質問を行います。

まず最初に、介護保険について質問します。

来年度から介護保険制度が第8期に入ります。2000年に始まった介護保険制度は、制度開始から20年がたちました。3年ごとに保険料の改定が行われ、全国平均で月額2,911円が、20年後の今、5,869円になり、スタート当初と比較して2倍を超えています。一方で、介護保険サービスの取上げや、介護施設の慢性的な不足で、介護難民、介護離職が大きな社会問題となっています。まさしく、保険あってサービスなしの状況です。

さらに、国は今年度、要支援1、2と認定された方に限定して提供しているサービスであり、サービス単価も介護保険給付より安く設定され、サービスの担い手も無資格者やボランティアでも可能とする総合事業の対象を要介護者にも広げることを含んだ省令改正まで強行しています。

読売新聞の今年3月23日付の記事では、主要自治体の首長が、今後10年、現行のまま制度を維持するのは難しいと認識しているとの報道が上がっています。この記事では、さらにその理由として、人材や事業者の不足が最多で74%、保険料の負担に住民が耐えられないが64%と続いており、6割を超える自治体が2040年に介護難民が出る可能性があるかと答えています。

それでは、最初の質問を行います。

1点目に、菊池市の第8期の計画についてお聞きします。

具体的に2点、特別養護老人ホームなどの整備目標について、待機人数は現在どれくらいでしょうか。待機ゼロとなるように計画を持つべきと思いますが、第8期の計画はどうなっているのでしょうか。

次に、保険料についてお聞きします。

現在月額6,500円となっている標準保険料は、来年度、第8期においてどのようになるのでしょうか。

2点目に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所、利用者への対応についてお聞きします。

コロナの影響で利用を控える方が出て、全国的にも事業所の運営にも影響が出ていると聞いています。この点で、市として市内事業者や利用者の実情の把握はできているのでしょうか。また、コロナの影響を受けて、通所系サービスでは利用者の同意を条件に、提供したサービス時間より2段階高い介護報酬を月4回まで算定できるようになっています。その結果、介護報酬の1割から3割を所得に応じて支払う利用料の引上げに直結し、利用者は使ってもいないサービスの負担増を強いられている状態です。国に財政支援を求めると同時に、当面はコロナ禍であっても利用者負担とならないように、特例措置の部分を市として補助をするべきではないでしょうか。

以上、1回目の質問とします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

今年7月末時点で特別養護老人ホームの待機者は219名、その中で、入院中や施設等に入所されている方を除いた在宅での待機者は48名となっております。

特別養護老人ホームの待機者への対応でございますが、ご家族の介護の負担などを考えますと、在宅の待機者48名が早期に対応が必要な方と考えられます。

今年7月末現在の市内特別養護老人ホームの空床は30床となっております、そのほか、認知症の方が共同生活をする在宅で、スタッフによる食事や入浴などの介護や支援及び機能訓練が受けられるグループホームや、通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスなどを受けられる小規模多機能型や訪問看護も受けられる看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用を合わせると、54名の受入れが可能な状況にあります。

これらのサービスの利用や、特別養護老人ホームを含めた介護保険施設の利用により、待機者の対応が可能であると考えております。

第8期計画の介護保険料につきましては、令和3年度からの3年間におきまして、適正な介護サービスが提供できるよう、介護給付費や地域支援事業費の見込み、高齢者人口の推移などを基に、現在、算定中でございます。

次に、新型コロナの影響を受けた事業所、利用者の実情につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響ということでは、県内の介護保険事業所でもクラスターが発生しており、感染防止ということで、入所施設における面会の制限や、通所施設による一部利用の制限などのほかに、体調チェックや施設内の消毒、換気、職員自らの体調管理など、これまで以上に感染対策を行っている状況でございます。

また、ケアマネジャーなどから、一部のサービス利用者の中には、通所サービスの利用を控える方がいらっしゃるという報告を受けているところでございます。

新型コロナの国の特例措置についてでございますが、事業所の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、通所サービス、短期入所サービス事業所におきましては、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意を得られた場合には、提供したサービス時間の区分に応じた報酬区分の2区分以上の報酬算定が可能となっておりますが、そのことにより、利用者の自己負担も増加することとなっております。

このことにつきましては、国の制度によるものであり、利用者への説明、同意を得ることが前提でもありますことから、今回、特例措置においての利用者負担分を市が補填することは考えておりません。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） すみません、誤ってお答えしましたので、訂正させていただきます。

認知症の方が共同生活をするグループホームについてですが、認知症の方が共同生活をする「住宅」になります。先ほど「在宅」というふうに申し上げました。

もう1点ございます。診療報酬の件でございます。「報酬区分の2区分以上」というふうに申し上げました。正しくは「2区分上位の報酬算定」になっております。

おわびして、訂正いたします。失礼いたしました。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 特別養護老人ホームの待機者は全体で219人、そのうち在宅が49人ということでした。

特別養護老人ホーム等の整備計画に関しては、今の答弁では、早急な対応が48人ということで、今の54床が空きということで、それで対応が可能という答弁がありましたけれども、私は、やはり入院していらっしゃる、退院後は入所を希望している方々も含めた人数219人という、この数にも待機が上っているということが重要であると思います。病院は期限が来たら退院をしなければなりません。今は入院する前に退院先を決めておかなければならない状態で、やはり219人という全体の待機者をどうするかを前提に計画を立てるべきであると思います。このままの状態を放置すれば、冒頭に述べたように、介護難民を生み出しかねません。第8期でしっかりと計画を持つことを改めて要望しておきます。

次に、2点目のコロナの影響を受けた事業所、利用者への対応についてですが今、答弁がありましたように、菊池市においても様々な影響が出ています。経営困難となる事業所も出てくることは十分予想されます。市として、今以上に実態を把握し、きめ細かい救済策を講じることを要望しておきます。

また、感染予防対策等についても、相談窓口の整備なども検討していただきたいと思います。

さらに、自粛での閉じこもりにより、生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対しては、迅速な実態把握と支援を行う体制をつくることを要望しておきます。

質問しました通所サービスを受けている高齢者が、コロナ禍で同意の上とはいえ、利用金額のさらなる負担が生じることについて、市としては、その補助については、今、考えていないとの回答でしたが、負担が利用を控えることにつながり、認知を含め様々な介護度を進めていく懸念材料にもなりかねません。補助の検討はぜひしていただくことを再度要望しておきます。

次に、1点目に質問しました第8期の保険料について、再質問をいたします。

答弁では算定中という回答でしたが、策定に当たっては、現在の保険料が高齢者の負担能力を超えているという実態をしっかりと考慮していただきたいと思います。

冒頭で、全国の平均の保険料が20年間で2倍を超えていると述べましたが、菊池市の場合、どうなっているのか調べてみました。平成15年、今から17年前は、第2期は旧菊池市で3,775円、旧七城町で3,300円、旧旭志村で3,200円、旧泗水町で3,400円、現在が6,500円なので、菊池市でもこの20年間で約2倍の保険料となっています。

一方で、菊池市の介護保険の特別会計の基金の状況はどうなっているか、特別会計にどれくらい余剰金として残っているか、これも調べてみました。第2期のとき

の基金残高は5, 135万6, 000円であった基金が、直近の基金残高は1億9, 976万4, 000円、約2億円となっています。3年前が4, 245万7, 000円でありますから、この3年間で1億5, 000万円以上積み上がっています。

私は、政務活動費を使って、オンラインで介護保険問題についてのセミナーを受講しました。その中で、講師の先生が言われていたのが、本来、基金は3年間の計画の中で残ったら、次の計画のときに保険料の引下げを行わなければならない、ということでした。もちろん当面のサービス給付のために一定の残高が必要であることは承知しますが、2億円も積み残しているのなら、次の第8期の保険料で活用すべきではないでしょうか。引下げを行うべきではないでしょうか。

高齢者の負担能力を超えている介護保険料について、国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰入れや基金も活用して、第8期の標準保険料の引下げを行うべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 東議員の再質問にお答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、これまでの介護保険料の余剰分を積み立て、介護給付費の不足が生じた場合に備えるものでございますが、保険料を算定する場合にも基金を取り崩すことで保険料を抑制することができるものでもあります。

しかしながら、介護給付費の増大など不測の事態に備えるため、介護給付費準備基金の取崩しについては慎重に判断し、まずは適正な介護保険サービスを提供しつつ、介護保険料を上げないために、これまで以上に介護認定や介護給付の適正化、介護保険制度の周知、啓発等を行うとともに、高齢者の健康づくりや介護予防に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 不測の事態に備えて、慎重に判断するとの答弁でありましたが、2億円も積み立てられている基金の活用というものは、今の高齢者の生活の実態に照らすならば、至急に活用すべきではないでしょうか。

全国の保険料と比較しても、全国平均は5, 869円、菊池市は6, 500円、全国平均と比較しても高い状況です。先ほどの読売新聞の調査でも、6割を超える自治体の回答として、保険料の負担に住民が耐えられない、こういう回答が寄せられております。

介護保険法令上は、法定を超える一般財源からの繰入れを禁じる規定や、制裁措

置は一切ありません。介護保険法124条の2で市町村の特別会計への繰入れ等を示しております。やろうと思えばできます。改めて来年度からの第8期では、払える保険料にすることを要望しておきます。

次に、総合事業の対象について再質問をいたします。

冒頭に述べましたように、国は総合事業の対象を市町村の判断で要介護者まで広げることを可能とする旨の省令改正を行いました。

私は以前から、総合事業に関しては、介護保険の給付の枠から外し、無資格者、ボランティアの訪問や、集いの場に置き換えるものであり、介護サービスの後退を招くものであると指摘をしてきました。その対象がさらに要介護1、2と認定された方にまで広がることは認められません。

菊池市の第8期計画においては、総合事業の介護予防生活支援サービス事業及び介護予防ケアマネジメントについては、要介護者までを対象拡大すべきではないと思いますが、市としての見解はどうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 今回の国の見直しは、社会保障審議会介護保険部会において、「現在、総合事業の対象者が要支援等に限定されており、介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業サービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うのが重要」という意見を踏まえたものになります。

弾力化が可能となる総合事業サービスは、市町村の補助により実施されているもので、例えば住民主体の自主活動として行う生活援助などであり、このサービスを従前から受けていた高齢者が要介護認定となっても継続的に利用することを可能とするものです。

現時点では、本市の総合事業サービスにおいて該当するサービスはないと捉えています。今後、国から示される指針やガイドラインに基づき、本市の方向性について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今後、検討していきたいという回答でした。

しっかりと考えていただきたいのは、この国の狙いは、介護給付から要介護者を外していくことでもあります。なし崩しにサービスの後退となることにつながらない

よう、きちっと国に対して制度改悪に対しては意見を上げると同時に、住民に直接責任を負う地方自治体では、総合事業の対象を要介護まで広げることがないよう強く要望しておきます。

次に、利用者の負担について、もう1点質問します。

現在、非課税世帯の方の介護保険施設入所者、ショートステイ利用者の部屋代、食事代について、補足給付という形で利用者の負担が軽減されています。国は、2021年、来年8月からこの軽減措置の改悪を行おうとしています。部屋代、食事代の負担が増えることが予想されます。仮にこの改悪が強行されても、利用者の負担が増えないよう、市独自の軽減措置を講じるべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 現在、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入所する場合、住民税非課税世帯の方で、年金収入額、預貯金等の資産要件など、一定の条件に該当される方は、居住費、食費の負担限度額が設けられており、それを超える分は、介護保険による助成が行われております。

現在、国が、在宅で介護を受けられる方や、助成を受けられない施設利用者との公平性の観点から、この介護限度額の要件である年金収入額や預貯金などの資産要件についての基準の見直しを行うことによって、能力に応じた負担となるようにするために制度改正を検討しているところでございます。

この制度改正の詳細、施行時期については明らかになっておりませんが、現時点では、国の制度改正に伴う利用者の負担の増加分を市が補助することは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 失礼いたしました。先ほど、負担限度額の要件につきまして、「介護限度額の要件」ということで誤って申し上げました。「負担限度額の要件」が正しくなります。訂正して、おわびいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 今の回答では、公平性の観点から、能力に応じた負担をしてもらおうということで、市独自の軽減措置は考えていないという答弁でありました。

しかし、これが実際に強行されたら、実際、どれくらい低所得者の方の負担になるか調べてみました。年金の月額10万円を超える人の施設利用者負担が大幅に引

き上げられ、特別養護老人ホームの相部屋代でも4割近くが引上げが行われ、今より月2万2,000円の負担増となります。ショートステイ、短期入所者は、食費1日当たり210円から650円も引き上げられるとされています。

私のもとにも、以前生活相談で、施設に入所して部屋代、食事代が軽減されているとはいえ、少ない年金からの支払いはとてもきつい。このような内容でした。軽減措置が取られているとはいえ、今でも負担の重い部屋代、食事代を利用料とは別に支払っている高齢者がこれ以上の負担に耐えられるのでしょうか。

国がこのような低所得者の施設入所者、ショートステイ利用者を狙い撃ちにする改悪を強行するとき、地方自治体はきちんと反対の声を上げ、同時に防波堤となって独自の負担軽減を図るべきであることを申し述べておきます。

最後に、市長に伺います。

来年度から始まる第8期介護保険事業計画において、高齢者の負担能力を超えている保険料については、国に財政負担を求めつつ、基金残高の活用、一般財源の繰入れも行って、払える保険料にするべきと思いますが、どうでしょうか。

また、今まで述べてきたように、国において介護保険のサービスの給付から外す総合事業の対象を要介護認定の人にまで広げることを自治体に求め、さらに低所得者の方が施設を利用するときの部屋代、食事代をさらに負担を増やそうとしているときに、地方自治体として独自にサービスの後退を招かない措置を講じるべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、質問します。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

第8期の介護保険事業計画に関するご質問でございました。

まず、第8期計画では、これ以上介護保険料を上げるべきではないんじゃないかという趣旨のご質問でございました。

高齢者人口が増加しまして、新型コロナウイルス感染症の影響による介護給付費の増大が予想される中ではございますが、いきいき100歳体操を主体とした通いの場など、高齢者の体力の向上や交流を促進し、介護予防の取組を進めてきたわけでありまして、それはこうしたことも要因になっているのかというふうに思いますけれども、要介護の認定者数が減少してきておりまして、第8期の介護保険料は、現時点での予想では、上げなくても済むのではないかとというふうに試算しているところでございます。

今後も、さらに介護認定や介護給付の適正化、介護保険制度の周知・啓発を行う

とともに、高齢者の健康づくりや介護予防に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

2番目のご質問、総合事業における介護保険サービスを後退させるべきではないのではないかというご意見でございました。

介護保険制度は、介護が必要になったときに必要なサービスが受けられる制度でありまして、高齢になっても安心して生活を送るために必要不可欠なものであるというふうに考えております。

今回の制度改正は、この介護保険制度を維持していくために国が必要と判断したものと理解しておるところでございます。

市としましては、市民の皆様が高齢になっても安心して生活できるように、今後も介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、今まで以上に高齢者の健康づくりに注力してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 来年度、第8期の保険料については、市長のほうからは、上げなくても済むのではないかと回答をいただきました。大変貴重な回答であると思います。本来は2億円の基金や一般財源からの繰入れも行って、引下げを行っていくべきとは思いますが、最低でもこれ以上の値上げだけは行うべきではありません。重ねて要望しておきます。

サービスを後退させないという点については、制度を維持していく上で必要、高齢者の健康づくりに取り組んでいくとの回答でしたが、この点では、介護保険制度が導入された20年間の実態と、高齢者の方の生活実態を見ていただきたい、こう思います。

この20年間、保険料は2倍近く増え続け、一方で、いざ利用しようとしたときのサービスの提供はどうか。特別養護老人ホームは介護度が要介護3以上の方しか原則入ることができない。要支援者1、2と認定された方は、介護給付サービスからは外される。そして、その対象が要介護1、2に認定された方にまで広げられようとしています。さらに、施設入所をされている低所得者の方を狙い撃ちにするような部屋代、さらに食事代の負担を増やそうとまでしています。まさしく、保険あってサービスなしの状態ではないでしょうか。

私のもとに寄せられた70代の女性の声を紹介します。2か月の年金から年金支給日に介護保険料が天引きされて、手元に残るお金は15万円を切る状態、その中から2か月間の電気代、食事代、水道代などを支払えば、生活は本当に厳しい。ぎ

りぎりの生活をしている。食事のときのおかずは、一回作ったら二、三回は同じものを食べている。削るところはもう食費しかない。これ以上保険料が上がったら、どうやって暮らしていけばよいのだろう、こんなふうにおっしゃっていました。

答弁の中で、制度を維持するために必要な法改正であるとの趣旨がありましたが、この制度そのものがもう既に破綻しているのではないのでしょうか。この国の流れに対しては、きちんと住民の暮らしの実態を届けて、同時に住民の暮らし、福祉の増進が地方自治体の第一義的な仕事です。そうであるならば、地方自治体はこのような国の政治の防波堤となり、サービスの後退をさせない努力をすべきであります。現在策定中の第8期の計画には、高齢者の経済的な問題、暮らしの実態を反映したものであることを要望しまして、次の質問に移ります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午前10時31分

開議 午前10時38分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 次に、コロナ禍における保育所の問題についてお聞きします。

新型コロナの感染拡大が続いています。その下で、保育所や学童保育所には子どもの発達を保障する役割と同時に、医療、福祉、保健分野などのエッセンシャルワーカーと言われる方々の就労を保障する役割があります。病院関係者が子どもを預けるところがなく、働けない状況が起きると、医療が崩壊します。また、自粛に伴いコロナ禍の下で、経済的に厳しい状況が続けば、働かざるを得ない家庭が増えてくることも考慮に入れていかなければなりません。そういう意味では、保育所や学童保育は緊急事態下で極めて重要な役割を果たす施設であると言わざるを得ません。

今回は、保育所に絞って質問を行っていきます。

最初に、3点質問をします。

1点目は、緊急事態下における保育の実施体制についてです。

児童福祉法第24条には、保育を必要とする場合、当該児童を保育所において保育しなければならないと市町村の責務が書かれてあります。こうした条文は、通常時だけでなく、緊急事態下でも当然適用されます。再び緊急事態のようなことが生じた場合に、児童福祉法に基づいて、実際の保育をどうしていくのか、市町村は

実施体制をあらかじめ準備しておく必要があると思います。

具体的には、エッセンシャルワーカーなど、緊急事態下でも働かざるを得ないような保護者がどれくらいいて、どの程度の子どもが保育を必要とするのか、また、緊急事態下で出勤できる保育士がどれくらい見込めるのか、あらかじめ把握しておく必要があると思います。これは個々の保育園に任せるのではなく、市として法律上把握し、計画する義務があると思います。

現在、市として、緊急事態下で保育が必要な子どもがどれくらいいるのか、また、緊急事態下で出勤可能な保育士がどれくらいいるのか、把握はできているでしょうか。もしできていないのならば、至急園長会などを開き、周知し、把握をすべきではないでしょうか。

2点目は、保育所における感染予防対策についてです。

既に国の交付金を活用して消毒液や換気設備などの対策は既に行われていますが、保育園はどうしても密にならざるを得ない施設であり、かつ先ほども述べましたが、コロナ禍で地域社会において保育園の果たす役割は大変重要な施設であります。そのような施設の感染防止対策は、個々の保育所だけではなかなか厳しいものがあります。東京都の世田谷区では、保育所や高齢施設の職員等に定期的な社会的検査をすることが決められています。保育所を拠点に感染が広がらないように対策する必要があります。個々の保育所レベルで検査をすることは難しく、自治体レベルでPCR検査をする必要があると思いますが、その点で国・県に実施する要望を上げるべきと思いますが、どうでしょうか。

3点目は、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、来年度以降の保育ニーズの把握についてお聞きします。

菊池市でも今年度から第2期の子ども・子育て支援事業計画が実施されています。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前に作成されたものであります。新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況が悪化しているため、働きに出なければならぬ家庭が増え、来年度は保育所の利用希望者が増えることが予想されると専門家も指摘しています。今実施されている事業計画と来年度以降のニーズが大きく乖離が出た場合、市としてもう一度ニーズ調査を行い、保育の提供について事業計画を見直すべきと思いますが、どうでしょうか。

以上、3点質問します。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育所等では、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応といたし

ましては、国の基準を基に本市で対応マニュアルを作成し、8月の園長会で配布及び説明を行っております。園児や保育士の感染状況に応じて、迅速に対処できるよう保育所等と連携を取っているところでございます。

お尋ねのありました保育が必要な園児や出勤できる保育士等につきましては、基本的には、各保育所等である程度把握はされておりますが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態に対応するものとはなっておりませんので、今後の事態に備え、再度、保育所等には状況を確認しながら、体制の整備を図っていきたいと考えております。

次に、PCR検査につきましては、現在、PCR検査が行われているのは行政検査のみであり、症状のある方や濃厚接触者に対して実施されております。

お尋ねの保育士に対する定期的なPCR検査につきましては、安全な保育につながるものとして必要性を感じるものの、検査体制の充実をはじめ、検査を受ける間隔など課題も多く、現段階では難しいと考えております。

しかし、県においては県北地区にPCR検査施設を設置するなど、体制の拡充も進められておりますので、今後の国や県の動向について注視していきたいと考えているところでございます。

保育の供給体制につきましては、令和元年度に作成しました菊池市子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みと確保策の中で記載しておりますが、計画の数値については、議員もおっしゃいましたが、あくまでも計画当初の数値であり、毎年、菊池市子ども・子育て会議におきまして、実績の報告と同時に計画の修正も行っているところでございます。

今後、新型コロナウイルスの影響等により、保育の児童数が増加すると予測される場合においては、計画の見直しを行い、保育所等と調整しながら、供給体制を整えていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 1点目の質問についてですが、体制を構築していききたいという答弁でありました。ぜひ早急に園長会などを開き、把握と緊急事態下での保育の実施体制についての計画を立てていただきたいと思っております。

質問を準備するに当たって、保育園からお話をいろいろとお聞きしました。ある園長先生は、大変コロナ問題を心配されていらっしゃいました。ぜひ早い時期に園長会を開いて、本格的な第3波が来る前に、市としてきちんとリスクマネジメントのガイドライン等を出してもらいたい、市内の園が個々に対応するのではなく、各園共通の対応ができるように市に協力してもらいたい、こう言われていました。

2点目のPCR検査を定期的に行う社会的検査の実施については、今のところ難しいとの答弁でしたが、もちろん市独自で行うことは、財政的にも体制的にも難しいとは承知しています。だからこそ、財政措置も含めて、国・県にしっかりと今後要望を上げていただきたいと思います。

ここで、1点目の質問に関連して再質問を行います。

保育所等で感染者が発生し、休園になった保育園が生じた場合、市としてどのような対応を考えているのでしょうか。

また、緊急事態の下で登園が自粛されるなど、ある一定期間、保育が家庭に任せられる場合に、家庭へ支援について、子どもの発達、成長を保障する観点から、家庭任せにしないことが大事だと思いますが、その点で何か市として対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

保育所等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、基本的には保育所等で対応していただくこととなりますが、市といたしましても保育所等と連携し、園舎の消毒作業などの感染拡大防止と園児の安全確保を図りながら、一日も早い開園に向けて努めてまいりたいと考えております。

なお、各ご家庭における園児の対応につきましても、保育所等により健康状態などの確認を行っていただきますが、ご家庭では不安な部分もあるかと思っておりますので、適切な情報提供や相談支援などを行ってまいりたいと考えております。

また、登園自粛が長期化する場合などは、ご家庭の園児に対する支援は、さらに必要になると考えております。全国的にもオンライン保育のニーズも高まっていると聞いておりますので、ウェブを活用した子育て支援策など、保育所等と協議をしながら、まずはその効果等について検証してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 休園になった場合には、基本的にはその保育所での対応だけれども、市としても連携をしていくという答弁でありました。

大事なことは、休園の代替措置についても、その園で対応できないときには、最後は基本的には公立保育園が中心となってバックアップ体制を取るべきであると思っておりますし、具体的な方針をその園任せにするのではなく、市としてきちっと事前に

検討しておくべきであると思います。

また、休園時の家庭に対する支援については、これも家庭任せにするのではなく、緊急事態下で家庭で保育を受ける子どもがどれくらい発生するのか、その場合、誰が家庭で保育をするのかなど、あらかじめ確認をしておくことをぜひ園と協力して、今の時点で行っていただきたいと思います。特に重点的な支援が必要な家庭とは、あらかじめしっかりと連絡を取っておく必要があると思います。

答弁ではウェブの活用にも触れられました。出勤できない保育士でもウェブを活用した支援は可能であると思います。4歳から5歳の子どもであればウェブで会話もできます。そういった家庭支援の準備も、ぜひ園と協議をしながら進めていただきたいと思います。

やはりコロナ禍の中で、保育の分野でも市の役割は重要です。公立保育園だけではなく、子どもが通っている市内の全ての保育園で対応に大きな違いが出ないようにすることが重要です。市の責任で、緊急事態下、休園の場合の基本的な内容は決めておき、あらかじめ園に対し指導・援助をしておくことが求められていると思います。

最後に、もう1点質問をします。

新型コロナウイルス感染症が広がる中で、保育園の役割がますます重要となる中で、とりわけ公立保育園の果たす役割は大きくなると思います。5年前に子ども・子育て新制度がスタートし、国では小規模保育事業や私立認定こども園が重視されてきました。しかし、企業主導型保育事業や企業が設置した小規模保育事業が、この緊急事態宣言の中で地域の保育を維持する要にはなり得ないという状況が全国的にははっきりしました。緊急事態の中で、地方の保育所の要となるのが公立保育園であります。専門家の先生も、緊急事態下では公立保育所が民間施設のバックアップ機能を果たすべきであると指摘をしています。公立保育園の役割を考えるならば、正規の職員の体制を厚くすることは必要不可欠です。しかし、菊池市の公立保育園では、この数年、何度も嘱託職員の募集をかけても集まらない状況が続いていることを委員会等で報告を受けています。今こそ公立保育園の正規職員の採用を図っていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 保育所等の職員の皆様には、新型コロナウイルス感染のリスクへの不安を抱える中、その防止に努めながら、保育の提供を継続していただいております。心から感謝申し上げます。

市としましても、コロナ禍において、子どもの心身の健全な成長はもとより、親

が安心して働くことができるのは、保育所及び保育士の皆様のおかげであることを改めて認識しているところでございます。

お尋ねの公立保育所における保育士の確保につきましては、今年度、募集を行っており、正規職員の雇用に向けて準備を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 正規職員については、準備を進めているとの答弁でした。

ぜひ来年度からは公立保育園が体制面でも安定した運営ができるよう取組を進めていただくことを最後に重ねて要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時54分

開議 午前11時02分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願いいたします

今回、城山公園内堂山展望所について質問させていただきます。

まず、皆さん、堂山展望所をご存じですか。私も幾度か足を運んだことがありますが、多目的グラウンドを背に、築地井手の横に広がる菊池野を望むことができる斜面に位置した場所です。

まず、次の点について質問いたします。

展望所設置はどのような経緯で設置されたのか、この発案がいつ誰から出されたもので、堂山展望所設置の目的は何であったのか、お示しをください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、おはようございます。それでは、二ノ文議員のご質問にお答えいたします。

まず、経緯と目的でございますが、平成23年度に菊池公園城山地区再整備基本構想を策定しており、その際にワークショップにおいて、竹林を伐採し、通路も併

せてきれいに整備しようということで意見がっております。

その後、築地井手の展望所に至るのり面は、竹林に遮られて、せっかくの城山公園の桜が市街地から見えないと、そのような声を受けまして、地元団体やNPO等により、東福寺周辺の放置竹林を伐採して、桜や紅葉を植える公園化の森づくりが平成24年度より始まりました。

そういう活動や要望を踏まえ、市といたしましても市有地の整備が必要と考え、平成26年度から事業に着手しております。

その計画の中で、堂山展望所は、市街地や田園風景等を一望できるよう、歴史と文化あふれる健康的な癒しのスポットとして整備を行ったものでございます。

誰の発想かということでございますが、ただいま目的の中でもちょっと申し上げましたが、地元の要望、また民間の活動の盛り上がりにより、官民が連携して設置したものと認識しているところでございます。

特に、堂山展望所付近につきましては、平成23年度から始まりました「ほの宵まつり」の竹の伐採の申請ということで、菊池観光協会のほうからそういう要望がっております。それにより、これを発端として、徐々に民間活動の広がり発展し、堂山展望所の整備の機運の高まりにつながったのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 今のは経緯だったですね。目的についてはまだ、今ちょっとお聞きしたんですけど、まだ言われなかったということで、またお願いします。

平成23年度からのプロジェクトということでよろしいんですかね。ということは、そういう議事録をやっぱり一度見てみたいという思いがありますので、これは質問の中で要求はしておりませんので、また後から見せていただければと思います。

続いて、その前に、目的をちょっとお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） すみません。目的はということで、ちょっと申し上げませんでした。経緯のその後に、先ほど言いました、そういう経緯の中で、市街地では田園風景を一望できる、歴史、文化あふれる健康的な癒しのスポット、その城山の中で、そういう目的を持って整備を行ったというところでございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 今の話では、何か健康を目的としただけという、景観も含めてですね。ただ、健康を目的とするならば、あのような階段の急な坂、恐らく皆さん見たことがない人が多いんじゃないですかね。あそこに車椅子で行こうと思っても、とても行けるようなところじゃないというふうに私は思います。景観はもちろんですよ。

それでは、この堂山展望所の名前の由来は何ですか。また、これまでの市民の活用状況、それと、当初の設置費用はどれくらいであったのか。そして、その完成期日はいつであったのか。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） まず、名前の由来についてお答えしたいと思います。

「堂山」の名前の由来は、この辺り一帯が大字亘「字堂山」ということで、その字名のほうから引用させていただいております。

次に、市民の利用状況はということでございます。

利用状況ですが、展望所へは菊池公園側、テニスコート側、東福寺側の3方向からアクセスができるということで、ウォーキングや散歩コース、また近年注目を浴びておりますノルディックウォークの教室のコースの一部として活用されております。健康志向の高い市民の皆様には好評というところでお聞きしております。

地元の方にもちょっとお伺いしましたが、利用状況というより、ちょっとその感想の中で、市街地からの眺めがよくなったとか、耳障りだった竹のこすれる音がなくなったので静かになったとか、ある一定、展望所でラジオ体操をすることが日課になり、健康増進にも役立つということで、そういう喜びの声をいただいております。地元も利用されているということでお聞きしております。

一応訪問者、利用者の数については、把握しておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

それから、整備に要した費用ですが、整備費用につきましては、周辺の竹林伐採も含めまして、総額で約8,400万円となっております。

完成の期日につきましては、まず、堂山展望所自体ですが、26年度に展望所整備に伴う測量設計に着手し、平成27年度から平成28年度までの2年間で展望所のほうの整備を行い、平成29年3月中旬に完成しております。

それから、周辺の竹林ですが、平成26年度から平成30年度までの5年間で、り面の竹林等の伐採及び植樹を行いまして、平成31年3月上旬に完成をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 堂山展望所の名前の由来ということは、私、初めて知りました。恐らく市民の方も、由来というのは分からないのかなというふうに思います。しかし、やはりこのように8,400万円もかけて整備をされた場所ですので、やはり市民には分かるような形で、例えば案内板を作るとか、そこに名前を貼る、今、お金をかけると、なかなか財政的に厳しいものがありますので、板に墨でも書いて、何か名前をどんとつけるような、そんなことをぜひやってもらいたいと思います。

以前、去年の質問の中で、私、市営プール、あそこの看板設置をお願いしていたんですけども、あれも何か看板設置がなくなってないような、そんな今、気持ちもしておりますので、その辺をやはりちゃんとこういう議事録が残っているはずですから、ちゃんとやっていただきたいと思います。

それから、市民の利用状況が分からないと。やはり8,400万ですよ、市民の血税を。国民の血税ですね、言うなれば。それを使って、分からないでは、今はドライブレコーダーとかお安くありますよ。やはりそれをちょっとつけていただいて、一度ぐらいは調べてみる価値はあるんじゃないですか。

それでは、次の質問です。

私は、昨年度は残念ながら春以降、足を運ぶ機会がなかったのですが、なぜ足を運ばなかったかというと、ある日、堂山展望所に立ち景色を眺めるとき、ふと眼下に東福寺のお堂が見えてきます。菊池家の墓所も含めて、数百年もの長きにわたり、この地にて竹林や雑木林に囲まれて守られてきたものです。それを眼下に、足元に眺めることに個人的にははばかる思いがあり、展望所へ行くことを控えた形になりました。しかし、その後、ある市民の方から連絡を受け、現地に出向いて、そのありように驚いたところでした。

まず、出向いた堂山展望所の中央にある休憩所の横にはブルーシートが広げられており、確認してみると、シートに覆われた部分の地盤は陥没している状況でした。付近を歩くと、土手沿いのセメント舗装路にひび割れがあり、舗装路の継ぎ目にはずれが生じているところがありました。このずれてセメントの盛り上がっている部分には土のうが置かれている状況でした。それだけではなく、防犯灯である外灯の一方は大きく傾き、倒れそうな状態に見受けられました。この状況について、この写真をご覧ください。

[写真を示す]

○17番（二ノ文伸元君） これは、以前、平常時のとき、ブルーシートをかけられた状態です。これは地割れですね。これは舗装路にひびとか、隙間が空いて、お

そらくコンクリートの重みで沈み込んでいったものと思われま。この写真は、清流公園側から見たところですね。ここら辺りは危険区域にもなっております。堂山展望所というのは、この線の入っている部分ですね。清流公園から見た側です。ここはもう実際に今年の大雨で崩れているところ。この状況はいかがでしょうか。驚かれない方はいらっしゃるのではないかと思います。

ここで、質問ですが、今回の地面陥没やひび割れ、コンクリート舗装のずれ等はいつごろ発生したものか。そのことについて、いつごろ、どのような形で把握されたのか。また、展望所の完成から現在までに補修の必要箇所とその原因及びその補修費用は幾らだったのか、お示してください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） まず、いつごろからかということでございます。亀裂等を発見したのは昨年、1年前の梅雨明けぐらいになると思います。それから、今年の7月、また梅雨の豪雨がございまして、そのときにはまだ軽微という判断で、経過観察を行っていたという状況でございます。本年の梅雨明けにそこが悪化しておりますので、経過措置の中で、ちょっと亀裂等が広がったと感じましたので、ブルーシートを張ったというところでございます。ブルーシートにつきましては、7月の下旬に沈下箇所に張っておりまして、10月下旬までの約4か月間、養生をさせていただいております。

補修につきましては、本年の6月に、まず初めに外灯のちょっと傾きがありましたので、6月に外灯の傾きについて修繕工事を38万9,000円で行っております。それから、本年10月につきましては、今言われましたあずまや付近の沈下と展望所東側の張りコンクリートの修繕工事を10月に行っておりまして、この金額が52万円になっております。総額で90万9,000円ということになります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 原因ということでございますが、まずは昨年の梅雨明けになっていたということと、今年の梅雨明けにはちょっとそこが悪化していたということでございますので、雨による起因したことはあると思います。そういうことで、現在、専門家の方にその原因の特定と申しますか、そういうのを聞きたいということで、今、調整を行っているという状況でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 専門家にお聞きしているということなのですが、最初の計画段階で専門家の方にまた相談があったのか。そういうプロジェクトチームといいますか、そういうのは何かあったんでしょうか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） プロジェクトチームのほうは、私もちょっと聞いておりませんし、そういう確認もちよっと取れておりません。ですので、担当課のほうでそれらの検討を行いながら進めていたものということでは思っているところでございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 今回、さらなる費用が、補修が必要な事案になったということではよろしいんですかね。

それでは、堂山展望所は、菊池市防災マップ上にて特別警戒区域に指定されている地域の上部にあると認識しておりますが、間違いありませんか。この防災マップのマップ12、ページで言いますと、34、35、この場所にあります。この場所を認識された上で、あえて設置をされた根拠は何か、説明をお願いします。また、展望所設置前の地質調査、そういうのを実施したのか、その有無とその結果をお知らせください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） まず、防災マップの件でございますが、現行の菊池市防災マップは平成28年度に作成されております。ご指摘のとおり、現在、レッドゾーン（特別警戒区域）及びイエローゾーン（警戒区域）として記載がございます。この防災マップにつきましては、平成27年に告示されました熊本県土砂災害特別警戒区域を参考に策定されているということでございます。実質、これを設計、測量が平成26年度にこの堂山展望所のほうは行っておりますので、そのときには、県の土砂災害警戒区域というのはございませんでした。

それから、急傾斜地の危険箇所というのがございますが、それにつきましても、26年当時につきましては、堂山展望所周辺につきましては区域外ということにされていたということで、現在、レッドゾーンになっておりますが、そのときはちょっとまだ確認されていなかったということでございます。

それから、地質調査ですかね。通常、基礎を伴う大規模な建築物関係のときには、そういうことを建てる場合には地質調査を行うという場合が多うございます。公園

や展望所を整備する際には実施しないのが一般的でございましたので、今回につきましては、実施はしておりません。

しかしながら、専門家のご意見を今は調整中でございますので、その中で地質調査が必要ということであれば、実施する方向で検討したいと考えております。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 計画が、平成26年に計画されて、そして完成が29年だったですかね。その途中に防災マップで危険地域があるというようなことであったと思います。

計画されたことは途中では止められない。そしてまた、このような危険である、これは誰が見ても、外側から見れば危険であるということは火を見るように明らかだというふうに私は思います。なぜ止められないのか。そこら辺が何か行政はもうちょっと考えていただきたい。私はそういうふうに思います。

そしてまた、建築物に当たっては、地質調査が要と言いますが、やはりあのような場所に整備されるわけですから、最低限の地質調査は要るんじゃないですか。私は、この計画については、大変ずさんなものであったというふうに感じております。

多額の予算を使用した展望所設置であるのですが、このような結果を想定することはできなかったのか。地質調査や専門家の意見が反映されたものだったのかと不信、不安を覚えます。今、専門家には相談していなかったと。やはり相談すべきだったんじゃないですか。

また、堂山展望所の地盤、コンクリートのずれ等の危険箇所は1年以上も放置されていたということになります。なぜこんなにも長い期間放置されていたのですか。何か意味があって、意図的に放置されていたのですか。それとも、何らかの手で、方策を検討されていたのですか。また、放置されていた間に危険箇所の安全確認は取られていたのですか。その危険箇所の安全策は考慮されたのか、お知らせください。

また、1年半を経過して、今回、ひびやずれ等の危険箇所を補修されたことになりましたが、この補修に当たり、再度地質調査をされたのか、その結果についてもお答えください。それはもう先ほどおっしゃいましたので、もう地質調査が終わってからも結構です。しかし、地質調査が出ても、もうこれは危険であることは間違いないと私は思います。実際に先ほども写真を見せましたけども、近くはもう今年の豪雨で崩れているんですよ。意図的に放置されることはないとは思いますが、そういう事実がありましたか、なかったですか。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 今、現状のまま、1年以上ですか、そのままにしていたということでございますが、昨年発見したときにつきましては、軽微ということで判断しております。そのときには経過を見ていこうではないかということでしております。ただ、今年の7月の豪雨後につきましては、結局は悪化していたと。それが一番、その豪雨が一番原因だと思いますけど、その後、悪化していたということで、先ほど言いましたブルーシート関係をちょっと張らせていただいているという状況でございます。そこでちょっと安全対策を行ったと。7月頃に行ったということでございます。

その後につきましては、実際は原状復旧が本当にそれがいいのかというのがちょっと分かりませんでしたので、先ほど言いましたとおり、ちょっと専門家の方とか、コンサルとか、大学の先生とか、その辺につきましては、調整のほうを8月頃からもう行っていたというところでございます。ただ、まだ今のところ、まだ最終的なところで調整中ということでなっております。その理由につきましては、大学の先生方が、ちょっとあと、人吉のほうの豪雨でちょっと忙しくて、なかなかこちらのほうに来られないというのが一つの要因になっておりまして、今、またその調整を続けているというところでございます。

そういう中で、判断といたしましては、一定期間の経過観察が必要と判断したということと、原因追究のための調整を行っていたというのが主な理由になると思っております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 専門家の方は忙しいということですよ。しかし、忙しいでちょっと片づけられては、一日の猶予もできないというふうに私は考えております。

それから、一定期間が1年半ですかね。たしか去年の豪雨でこのような状況が認められたと。ならば、今年の豪雨前に何か手だてをするのが普通じゃないですか。これはもう常識ですよ。それを1年半の間ほったらかして、じゃあその間に、1年半の間に何回確認されに行かれたのか。これは大事だと思いますよ。こういう危険な状態にあることをそのまま1年半もの間ほったらかしているということは、市民の命を軽んじておるんじゃないですか。私はそう考えます。

それから、その1年半もの間に、やはりそういった傾きや地割れとか、そういう

のを見たときに、市民はどのような思いにあるのかを考えるべきじゃなかったですか。そのためには、やはり市民には少しはつらい思いはしていただきますけども、やはりあそこは立入禁止にしておくべきだったんじゃないですか。私はそのように思います。

それでは、次の質問です。

この展望所設置に至るまで、展望所の危険性を含め費用対効果など、設置の是非について、議会からでも、どこからでも指摘はなかったんですか。また、指摘があった際、設置の是非について検討の機会は設けられなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 計画をしているときに費用対効果の是非があったということでもよろしいでしょうか。

計画につきましては、当然関係課や、それと関係するところとは協議を行いながら、事業につきましては、一般的に進めているところでございます。

途中の経過につきましても、議会の皆様にも途中経過とか説明し、地元の説明も行っているというところでございます。そういう中でできておきまして、ちょっと専門家とかがそこに入ってなかったというところはございます。

先ほど、どれぐらい行っていたかということでございますが、一応昨年度につきましては、そういうのが発見しましたので、定期的には行っております。それとあと、そこは管理委託をしておりますので、そういう作業員さんからも、その辺のことを注視することを言っておりますので、作業員さん方からの情報等もちゃんと取りながら、現地は確認していたというところでございます。ただ、先ほど言いましたとおり、昨年の段階では大分ひびも小さかったので、軽微という判断はしておりますので、その点のときには対応はしておりません。

ただ、今年の梅雨の上がったときには、ちょっと悪化がひどかったということでございますので、そこからの対応という形になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 指摘というものはどなたからもなかったわけですかね。今、指摘はないということですが、ここに閲覧用の議事録があるんですよ。その中で、平成29年第1回定例会において、木下議員のほうから指摘がっております。そのときの答弁もここにしっかりあり、長くなりますので、読み上げましょうかと

思いますけども、ちょっと、ただ、指摘があっているんですよ。それに対して、やはり何も感じなかったのか。やはりこれだけのことをやって、指摘はなかったということ自体が私はもうずさんな経過、私はそういうふうに捉えておりますけども、いかがですか。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 申し訳ございません。その議事録について、ちょっと私のほうも見ておりませんので、申し訳ございませんでした。

一応先ほどは議会のほうにも報告をしながらということでございますので、いろいろなお意見はあったものと思っております。ただ、そこに対して中止しなさいというところまでは、私のほうはちょっと聞いておりませんでしたので、それは申し訳なく思っております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 指摘はあっているんですね。やはり指摘があった以上は、組織内部でもう一度見直して、これは議会の責任でもあるんですよ。確かに議会にも相談はしていらっしゃいます。議会も認めていることでしょう。ただ、私はそのときは議会浪人中でしたので、大変ちょっとじくじたる思いを持っているところで

それでは、市長にお尋ねいたします。

今回の堂山展望所のひび、ずれなど危険箇所発生事案は承知されていたのでしょうか。そして、いつ、もし承知されていたとするならば、いつお知りになったのか。それと、何も私は堂山展望所を壊して元に戻せと言っているわけじゃありません。もちろん元に戻せるものなら、お金も返ってくるなら、元に戻してくださいと私は言いたいです。しかし、それはもうかなわない。現実的にかなわないと思うんですよ。これから先、まずは堂山展望所やその一帯が安心・安全であるために、行政のトップ、責任者として、どのような形で進められるのか、見解をお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 堂山展望所における、いわば安全対策についてのご質問というふうに理解いたしました。

まず、ご質問の中で、市長はいつごろ知ったかということですが、私はよくあの辺りを散歩したり運動したりしておりまして、そこで、先ほどお話のあつ

た外灯の傾き、こうしたものを気づいて、すぐに担当部署には連絡をして、調査、対応するようというふうな指示にもつなげたところでございます。

こういうふうには、やはり堂山展望所における安全対策につきましては、市民の方に万一のことがあってはいけませんから、まず必要なものは応急的に補修工事をしようということで、10月にはこの応急措置が完了しているわけでございます。ただ、先ほどから部長が申し上げていますとおり、抜本的な解決策も必要だと思います。それについては、かなり専門的な見地も必要であろうというふうに思っておりますので、今のところは、まず展望所の雨水が東福寺側や東側になるべく流れないような工法を検討しております。そこに専門家の意見も伺いながら、必要な対策を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私は、この計画、あの場所に東福寺の上、あそこには墓所もあります。菊池武時公の弟さんの菊池覚勝さん、その方の墓所もあります。そのような場所に、あの竹を伐採して、そして眼下から見下ろす。そのような計画を一体誰がしたのかって、発案者がいるんですよ。議事録あるんでしょう。市長、もう一度聞きます。この発案者はどなたか知っておられますか。最後にお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 堂山展望所の発案者は誰かというご質問でありますけども、先ほど部長のほうから申しあげましたような経緯で、平成23年に端を発する様々なワークショップ、それからNPOの皆さんによる桜や紅葉の公園化、そのときにはもう既に竹林の伐採も始まっているわけでありますけども、そうしたもろもろのものが盛り上がりとして、官民一体の事業になったものというふうに思いますので、誰の発想というのは、恐らく個人を何か指すようなことをおっしゃっているかと思えますけども、このプロジェクトにおいては、まさに官民連携の成果であろうと。皆さんの意見が集約されたものというふうに理解しています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） やはりこの事業は8,400万、これから先、幾らお金がかかっていくかも分からない。そのようなずさんな計画だと私は思います。そのことをやはり執行部の方もしっかり胸に刻んで、これからの市政運営をやっていた

きたい。私はそのことをしっかり、要望じゃないですよ。これは当たり前のことですけれども、しっかり刻んでいただいて、市政運営に当たっていただきたい。そういうふうに申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

ここで、昼食のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時46分

開議 午後1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、こんにちは。福島英徳です。新型コロナに始まった1年も収束が見えないままに終わようとしております。感染された方々への差別がないように、また、感染防止対策には心がけて日々を過ごさなければと考えております。

それでは、まず七城の菰入新橋の架け替えについて質問いたします。

これは地域住民の要望によって架け替えられると聞いておりますが、この架け替えによる効果と安全性に関してお尋ねいたします。

菰入新橋を架け替えることになった経緯について、どのような効果があるのかも含めてお聞かせください。1つ目の質問です。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） それでは、福島議員のご質問にお答えいたします。

目的と経緯、それと、その効果ということでございます。

菰入新橋架け替えの目的と経緯につきましては、旧菰入新橋の老朽化や通学路の安全性の問題等、早期解決に向けての要望書が平成25年8月に、菰入区ほか5区の関係区より提出されまして、地元のほうの承諾等もございましたので、橋梁の新設、道路改良事業等の計画を行い、事業に取りかかったという経緯でございます。

効果につきましては、本事業は令和3年度末の開通を予定しております。その後、旧橋の撤去を行うこととしております。開通後は、県道辛川鹿本線のほうからアクセスが容易になりますし、この周辺は、通勤・通学や、またグラウンド・体育館等の利用も多いということで、橋梁の新設・道路の整備を行うことによりまして、安

全・安心な交通網が図られると考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） その安全性に関して、この菰入新橋を架け替えることによって、さっき言われた辛川鹿本線と交通の流れというのが変化してくると思うんですね。そこで、その変化によって交通量の増減があると、そのルートによっては。それに対してはどのような調査を行われたのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 再質問にお答えいたします。

事業完了後の安全面についてでございますが、整備の完了後は、県道植木インター菊池線から県道辛川鹿本線へのアクセスに伴いまして、菰入区内を通る市道菰入高島線・市道高田菰入線における交通量の増加が想定されると。おっしゃるとおり、想定されると考えております。また地元のほうから、交通量の増加に伴う対策について要望等がっておりますので、それを踏まえまして、令和2年の11月11日に菰入区長、次期区長、地元の小・中学校の保護者の方々と現地立会いを行っております。その今後の対策について協議を行ったところでございます。

その中で、市の対策といたしまして、交通安全プログラム事業におきまして、通学路を中心とする路面表示を実施しているため、必要な要望の手続について説明を行って、学校等にも要望書を出していただくようお願いしております。そしてまた、交通規制についての要望もございましたので、それにつきましては、地元の要望を踏まえ、菊池警察署と十分協議を行いながら、安心・安全な通行ができるように努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 調査はされたということなんですけども、本来であれば、もう少しシミュレーションを用いながら、今の交通量の何倍ぐらい、そういった危ない箇所に来るのかを調査すべきだと私は思います。

ここで、ちょっと地図を用いて説明いたします。これ見えますか。

[地図を示す]

○2番（福島英徳君） 先ほどの現在の流れというのは、ここの緑で示しています、2の県道植木インター菊池線、それから温泉ドームを通過して、4のこの茶色である辛

川鹿本線、これを經由して泗水のほうに流れております。また、この青のこれは3、県道熊本菊鹿線からも同様に、この植木インター菊池線を通して辛川鹿本線を経由して泗水の方面に流れております。逆も一緒です。

この交通の流れが、ここにあります菰入新橋の架け替えによって、この県道2の県道植木インター菊池線から、ここにJ Aのガソリンスタンドがあるんですけども、ここから、先ほどおっしゃった6の高田菰入線から鴨川公園板井線、及びこの5を通る菰入高島線の交通量の増加が増えると。増加があると予想されます。

特に、この5に関しては、この熊本菊鹿線を通してこっちに流れてくることも十分考えられます。そして、この5のルートは、先ほどもおっしゃった菰入の住宅地内を走行します。安全面において非常に大丈夫かなと危惧するところです。

この住宅地の道路幅を広げるというのは短期間では困難だと考えます。この地域住民への方々へは、交通量の増加予想をどのように説明されたのか。その交通量の増加による安全面での不安、先ほどもおっしゃいましたけども、それに対してどのような意見があったのか。併せて、この菰入高島線は通学路指定されているのかもお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） どのようなお話があったのかということでございます。

一応通学路のほうは、一部が指定されておりますので、先ほど村の中と言われましたところ、あと、どのようなことがあったのかということと言いますと、分析自体はちょっとできておりませんので、その交通量がどれだけ増えるということはおしておりません。

それから、話の中では、ちょっと速度規制等をしてくれということでございます。それとあと、ラインの整備ですね。歩道等のラインの整備ですね。それとあと、ハンプといいまして、ハンプといいますのは、ちょっとがたがたで速度を落とすような、そういうことをつけてくれという形で、それとあと、一旦停止ですね。十字路とかのですね。そういうのがあっております。ただ、ちょっと拡幅までの要望は今のところあっておりません。ですから、まずそういう安全対策のほうをすぐにして、あとは徐行もちょっとしたいということで、徐行という表示もお願いしますということも出ております。そういう安全面の一応の対応を行いまして、完成後、ちょっと様子を見ながら、地元のほうが、今、いろいろ要望があり、それに必要な対応はしていきたいということで考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君）　そうですね、やっぱり不安というのは大きいと思うんですよね。それで、この菰入高島線は一部が通学路指定とおっしゃったと思うんですけれども、先ほど申したところにおきまして、グリーンベルトの設置ですとか、カーブミラー、またあと二、三点、徐行とかとおっしゃったんですけれども、この徐行というのはそう簡単にはできないんじゃないかとも思うんですよね。特にやっぱり警察関係等もありますので、今、グリーンベルトを設置する予定の場所という、箇所というのは教えていただけますか。

○議長（大賀慶一君）　建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君）　今、申されましたとおり、徐行とか、一旦停止とか、そのラインも一緒なんですけど、警察と協議しなければ、ちょっとどういうやり方をするか、どの範囲でするかというのはちょっと決まりませんので、ただ、今、要望だけいただいているだけで、今から警察と協議しますので、ちょっとその範囲というのは確定はしておりません。

○議長（大賀慶一君）　福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君）　ただ、まだ令和3年度末、要するに、令和4年の4月に開通予定とのことですので、まだ1年以上あります。先ほどおっしゃった警察及び関係部門とも十分に協議の上、そのグリーンベルトの設置ですとか、カーブミラーですとか、一旦停止、徐行、こういうのが可能であれば、ぜひとも、これは間違いなくこの交通量は増えると思います。1年以上あります。ぜひともこの安全面において、そういった直近にできるもの、または中期的な対策も視野に置かれた上で、地域住民の方が安心できるような対応を強く要望しておきます。

次に、2番目に、コロナ禍における経済対策について質問いたします。

これは泉田議員からも同様の質問がっておりますので、できる限り重複しないようにいたします。

1つ目、経済対策の一つとして、プレミアム付き商品券5,000円で1万円分の商品券を1世帯に1冊販売されました。経済活性の一助として効果はあると思いますが、購入されたのは、対象の1万9,606世帯に対して1万2,535世帯とのことですので、65%程度となります。メリットはあるのに購入されなかった世帯が35%もあったわけですが、この1次販売の結果をどのように受け止められていますか。

2番目に、国が経済対策として、GoToキャンペーンの一環でGoToトラベ

ルを行っております。宿泊費の割引や地域振興券の発行等で、日本全国の宿泊所、また宿泊地が恩恵を受けたといったニュースを目にしております。

そこで、菊池市においてはG o T oトラベルによる恩恵がどの程度あったのか、分かる範囲でお示してください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。ただいまの福島議員の質問にお答えいたします。

プレミアム付き商品券の1次販売の結果といたしましては、先ほど議員さんのほうからもありましたように、全1万9,606世帯を対象に、9月12日、13日に市内24か所で一斉販売をして、8,852世帯がご購入されました。また2日間で購入できなかった世帯の方におかれましては、9月14日から9月30日までの平日に販売を行いまして、3,683世帯が購入されたところでございます。合計が、先ほど議員さんからもありましたように、1万2,535世帯分が購入されたところでございます。

購入された皆様には、大変お得であるというお褒めの言葉もいただいているところでございますが、5,000円の商品券につきまして、全世帯にお配りするというご意見も十分賜りたいと思っておりますけれども、今回、自らの意思でご購入をされた方に比べましたときに、5,000円の商品券を配布した場合、使用されない方の割合が多くなるのではないかと、あるいは結果的に使用率が低下して、経済効果を十分に得られないのではないかと懸念がございまして、5,000円で1万円分の商品券を販売することによりまして、商品券購入代5,000円以上の経済効果が得られ、消費活動活性化が見込めると同時に、小規模店舗だけで使える赤券5枚と、全店舗共通の青券5枚を1冊として発行したものでございます。特に来客数が減少しております小規模店舗でのご利用につながって、小規模店舗の支援につながるものと考えて、5,000円での販売を行ったものでございます。

次に、G o T oトラベルにつきまして、本市の恩恵はどのような状況にあるかというご質問に関しましては、G o T oトラベルにつきましては、宿泊または日帰りの国内旅行について、2万円を上限に代金の2分の1相当額を国が支援するものでございます。

給付額のうち70%が旅行代金の割引に、また、30%が旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されているところでございます。

G o T oトラベルによる本市の恩恵といたしましては、ご質問でございますが、この事業につきましては国の施策でございまして、本市における宿泊者数などは

把握しておりませんが、現時点で15施設ある本市の対象宿泊施設の関係者の皆様に話を聞いたところ、コロナ禍で落ち込んでいた宿泊数が回復しており助かっていると。また、ふだん宿泊しない近隣の方々の宿泊が増えたとのこと意見をいただいております、G o T o トラベルによる本市への恩恵は大きなものがあると認識しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） プレミアム付き商品券に関しては、この1次販売の結果をどのように受け止められていますかという質問をしたと思うんですが、後でまたご質問いたします。

先ほど、5,000円の商品券を配布という話も出てましたけども、この5,000円の商品券配布というのは、経済対策というよりも、どちらかというと福祉施策と思うんですね。そういう面において、確かにその5,000円で1万円というのもよかったと思うんですが、結果、やっぱり最初は売れ残ったということに対して、どのような考えがあるかというのをお聞きしたかった次第です。

じゃあ次に、このプレミアム付き商品券については、この売れ残った要因といたしまして、まず周知方法ですとか、販売の内容に問題があったとの認識があると私は思います。はがきは届いたけど、分かりづらかったとの声も少なからず聞きました。また、1世帯に1冊、1万円分の商品券を販売するのではなくて、市民1人1人を対象にすべきだったのではないのでしょうか。

片や、きくち飲食応援チケットの場合は、販売開始からわずか10日間で完売となりました。日常生活に必要な買物ができるプレミアム商品券は売れ残り、飲食店でしか使えず、3,000円で5,000円分、1万円分だったら6,000円が必要な飲食応援チケットは短期間で完売です。同じような経済対策にもかかわらず、このような違いが出た理由をどのように考えられていますか。

次に、G o T o トラベルに関しまして、菊池市の宿泊所等におきましては、大きな恩恵を受けたという答弁がございましたけれども、このG o T o トラベルを利用する方々を菊池市に呼び込むための宣伝というのは何か行われたんでしょうか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、売れ残った分ということでございますけれども、これにつきましては、2

次販売ということで、1次販売のときに意向をお聞きしましたところ、2次販売をご希望される方がほとんどでございました。ということで、周知方法につきましては、できる限りのことをしたところでございますけれども、なかなか細部までは届かなかつたと反省しております。

また、プレミアム商品券と飲食チケットについてでございますけれども、プレミアム付き商品券につきましては、コロナ禍で、先ほども申しましたけれども、低迷している本市の小規模店舗の支援と、それから消費活動の活性化を促すことを目的としておりまして、購入を希望される全ての世帯で1冊は購入できるようにということで、全世帯に購入券の引換券をお送りいたしまして、一斉販売と予備日を合わせて13日間、販売したところでございます。

また、一方の飲食応援チケットにつきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況などに最も左右される飲食店の支援として、市内の飲食店の利用を促して、街の活気を取り戻すために、5,000円分のチケットを3,000円で販売したものでございます。1日1人3冊まで、購入対象者を市内・市外問わず、誰でも購入できるチケットとして販売したため、11日間で完売したところでございます。

低迷する市内の商業に経済効果をもたらすためのいずれも施策であることに違いありませんが、期間中であれば、市内全ての世帯が購入できる販売方法と、購入者を決めず、広く市内外の方に購入していただく方法とで、販売率に差が出ましたけれども、プレミアム付き商品券が低調だったとは考えていないところでございます。

それから、GoToトラベルにつきましては、本市独自の宿泊支援として、5,000円を上限とした宿泊2分の1を助成する宿泊助成事業を行っております。これに合わせてホームページであったり、市外の方、観光客の方に向けて情報発信しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） このプレミアム付き商品券と飲食応援チケット、この差というのは、私は1世帯に1冊だったのか、それとも、それと片や1人1日3冊まで、これ大きかったと思うんですね。ぜひそういったのを、今後、またある場合にはぜひとも反省材料としてやっていただきたいと思います。

それでは、再々質問なんですけども、先日の泉田議員の質問に対する答弁で、プレミアム付き商品券、飲食応援チケット、これ両方だったかどうか分からないんですけども、換金は毎週1回行っているとのことでしたが、これはどちらも同様なのでしょうか。また、商品券やチケットを受け取ったお店は、10日で換金できるの

でしょうか。お聞きしたいのは、換金手数料等が、お店側の負担がそういったものに発生しているのかどうかというのをお聞きしたいと思っております。

次に、G o T o トラベルに対する質問ですが、ホームページ等でやったとおっしゃいました。ただ、菊池市の魅力発信を積極的に行う、これは常日頃から市長がおっしゃっております。まさにこのようなタイミング、このようなときこそ、宝の山を宝に変える絶好のタイミングだと思いますが、今の状況に対して、市長はどう思われているのでしょうか。また、この国が行っているG o T o トラベル、こういったものに対して、菊池市として何か、どのような方策を講じるべきか、考えがあればお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、先に私のほうから、プレミアム付き商品券と飲食チケットの換金について申し上げたいと思います。

プレミアム付き商品券につきましては、商工会に換金を依頼しておりまして、換金申込み後3営業日目に指定口座に振り込んでおります。

また、飲食応援チケットにつきましては、観光協会に委託し、金曜日までに受領されたチケット分を、翌週水曜日または木曜日に現金で支払っているところでございます。

どちらの換金も、できるだけ早く、現金を事業者の手元に届けることを念頭に置いて取り組んでいるところでございます。

また、手数料が発生しているかというご質問に関しましては、手数料のほうは発生しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 申し訳ございません。先ほどプレミアム付き商品券の換金の部分で、商工会に換金を委託していますが、「依頼」と発言しておりましたので、「委託」の間違いでございます。

以上、おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、私のほうからは、まず質問のご趣旨でありますけれども、追加の支援策のタイミングをどう考えているのかと、そういうご趣旨の。

○2番（福島英徳君） G o T o トラベルで・・・・・・・・・・。

○市長（江頭 実君） G o T o トラベルのためにどういう施策をやったらいいかという
ことですか。

それでは、その点についてお答えいたします。

国が行っていますG o T o トラベルに加えまして、菊池市で上乘せとして、既に菊池の割引をもう2次にわたって今やっているわけございまして、1次、2次とも大変好評でございます。特に二重の割引効果がありますので、お客様にとっては大変お安くなるということで、人気もあるようでございまして、第2次については、もう一部の旅館では売り切れたというふうな話も聞いておるところでございます。

ただ一方で、国全体、県もそうでありますけども、今、第3波が大きく今、急増中でございますので、こうしたこともよく踏まえながら、必要性等についても、全体的な状況などよく見極めてまいりたいというふうに考えております。

また、飲食応援チケットも大変好評で、短期間に完売しましたけども、こちらのほうも全体状況をよくよく見ながら、検討していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、プレミアム付き商品券ときくち飲食応援チケットの
交付金の充当額、これはそれぞれ幾らだったのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、プレミアム付き商品券と飲食応援チケットの臨
時交付金の充当額というご質問でございます。

地方創生臨時交付金の充当額につきましては、各事業の総事業費と交付対象額、
地方創生臨時交付金充当額の順にお答えさせていただきます。

プレミアム付き商品券の総事業費は2億1,000万円でございます。交付対象
額は、商品券販売額1億円を引いた1億1,000万円となっております。地方創
生臨時交付金約9,000万円の充当を予定しております。

次に、飲食応援チケットの総事業費につきましては1億5,519万7,000
円で、交付対象額は、総事業費からチケット販売代金9,000万円を引いた6,
519万7,000円となっております。地方創生臨時交付金約5,300万円の
充当を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） この・・・言えば、プレミアム付き商品券が約1億円、きくち飲食応援チケットが6,500万円、当然これにプラス諸経費もかかるとは思いません。単純計算ですから、約1億7,000万円ほどの交付金で、3億円プラスアルファの経済効果ということになりますね。

お隣の山鹿市では、今年8月に1人1万円で1万3,000円のプレミアム付き商品券を販売されました。このときは本市と同様に売れ残ったようですが、追加販売で完売したそうです。

本市も売れ残った分の2次販売は約1.3倍の競争率だったとお聞きしました。当初は戸惑いがちだった山鹿市民の方々にも、プレミアム付き商品券の有効性が根づき始めたのか、今月9日、あさってから販売される予定のプレミアム付き商品券は、既に予約段階で見込みを上回っているとも聞いております。前回よりも1人1万円で1万5,000円にプレミアム率が増えた商品券を1人2万円まで購入可能とのこと。あくまでも最大の場合であり、これも単純計算なんですけども、山鹿市民5万人が2万円の商品券を購入すれば、15億円プラスアルファの消費につながり、交付金での充当額は5億円です。経済効果に直せば、本市に比べて、単純計算でも数倍に及ぶような数字です。菊池市の経済効果に直接つなげるためにも、販売方法を見直して、交付金の有効活用で経済対策を再度行うべきだと考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

今日、答弁された内容、また、改善する点というのは多々あると思います。そういったものを生かして、経済対策のためには大変有効だと私は考えます。ぜひとも第2弾をと期待してしましますが、その考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 今、ご質問はプレミアム付き商品券についての追加の考えはあるかということですね。

現時点では、特段今、商工会等のほうからも要望は上がっておりません。それから、先ほどお話ししましたように、飲食チケットあるいは旅行あり、こうしたものも、まず全体状況を見極めてというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） せっかくの交付金でありますので、使い方というのは様々かと思えます。しかし、本当に有効活用できるような使い方をぜひともしていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○
休憩 午後1時37分

開議 午後1時44分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議席番号11番、荒木崇之です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、新聞紙上で大きな問題となっている菊池市の第三セクターである七城町特産品センター、通称メロンドームと、七城町振興公社、通称温泉ドームの多額の接待交際費の不適切な支出について質問をいたします。

この問題につきましては、令和2年8月25日の熊日新聞において、「菊池市三セク交際費、5年で2,000万」との題名で、七城メロンドームと七城温泉ドームが、平成27年から令和元年の5年間で、社長や役員らが計上した多額の飲食費などを合わせて2,000万が接待交際費から支出されていたことが報じられました。

その後、9月4日に第2報が掲載され、高額な飲食費の詳細が明らかになりました。その内容は、社長をはじめ役員らが打合せと称し、居酒屋や外国人スナックでの飲み代、酒席でのコンパニオン代、領収書のない謝礼代、ドラッグストアで購入したお菓子や胃薬など、接待交際費で支出していたという内容でした。さらには、江頭市長の後援会にも拠金されていたという事実も判明いたしました。

そこで、福島議員が全ての領収書を情報公開請求し、私が過去10年間の決算書を請求し、2人で精査しました。どこをどう見ても、適正な支出とは言い難く、市民に説明ができる支出ではなかったため、9月議会の最終日に百条委員会設置を提案しましたが、残念ながら、4対15の賛成少数で否決されました。

その後、市も事態を重く見たのか、遅ればせながら内部調査を実施、メロンドームで1,378万円の支出に対して44.5%に当たる613万円が、温泉ドームでは590万円の支出に対して、何と99.1%に当たる585万円、合計約1,200万円が社会通念上妥当とは言い難い支出であると、10月21日の議会月例会において執行部より報告されました。

しかし、一方で、江頭市長はそのときに、監査は適正で、経理についても税理士が入っているの、適正であるとの見解を示されています。執行部は社会通念上妥当とは言い難い支出があるという一方で、市長は適正であるという、一体どちらが本当なんでしょうか。

そこで、その中身の一部の支出について質問いたします。

まず、個別の領収書についてお尋ねする前に、メロンドームと温泉ドームにはそれぞれ監査役員がおられ、税理士にも決算を委託されております。決算書もありますが、メロンドームの監査役については2人いらっしゃいますが、過去10年間、同一人物がされております。さらに、メロンドームと温泉ドームは設立当初から同じ税理士事務所だというふうに聞いておりますが、間違いはないでしょうか。併せて、メロンドームと温泉ドームの監査や決算は適正に行われていたのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

まず、10月21日、先ほど議員さん申されました議会月例会において、両法人の領収書の調査結果を報告させていただいたところでございます。その際、市といたしましては、目的や参加者が不明確、支払科目が相違しているものなど、形式上何らかの問題があるものを仕訳して金額をお示ししたものでございます。その仕訳の際には、相手方の記載があったり確認ができてなかったものについては不備なし、一方で、一部目的等が記載されていなかった場合などは不備ありとして整理したところでございます。

次に、メロンドーム、温泉ドーム、2つの会社の監査についてですけれども、まずメロンドームの監査役については、議員ご指摘のとおり、任期が長期化していることは事実でございます。これによって、これまで培ってこられた経験を基に、適切に監査を実施されているところと聞いているところでございます。2つともそういうところでお答えいたします。

税理士事務所は、設立当初から変わらないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 失礼しました。先ほど議員ご指摘の支出について答弁申し上げましたけれども、「仕訳の際に、相手方等の記載があり、確認できていなかったものについて不備なし」と言いましたけれども、「確認ができたものにつきまし

て不備なし」としたところでございます。

以上、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 部長、ありがとうございました。落ち着いてゆっくり、結構ですよ。

答弁いただきまして、監査ともに適法だったと、適正だったということでありませんが、ここに興味深い領収書があります。これ、700ページあるんですけど、これを調べましたら、平成27年5月15日付で、メロンドーム決算審査という宛名で、監査役の^{タイビーエン}太平燕食べられたみたいなんですよね。昼食代が3,260円。さらに同月の28日に4,500円分のデザート代が支出されています。さらには、決算報告時お礼との記載で、毎年5月に税理士事務所に対して7,300円から8,800円のメロンが贈られています。メロンをもらったからといって、税理士事務所が付度したとは言いませんが、本来、監査対象者から金品を受け取ることは、公正な監査の妨げになるのではないのでしょうか。ましてや、決算書作成については、税理士事務所に委託料を支払って仕事をさせているわけですから、なぜ毎年5月に接待交際費からお礼としてメロンが支払われているのか疑問です。

今の時代、国の会計検査の検査員でさえ、お昼は自己負担です。これは職員さんはみんな知っていると思います。例えば公共工事の担当者でさえ、業者からコーヒー1本も受け取りません。それだけ世の中の目が厳しくなっている中で、こういう毎年、令和の時代に毎年メロンを贈っている。そういうことが果たして適正でしょうか。

また、10年も同じ監査役で、同じ税理士事務所であるならば、なれ合いの関係になっているのではないのでしょうか。少なくとも私は、支出の根拠や相手方が記載されていないような接待交際費は認められないと思います。

先ほど部長は適正であるとおっしゃいました。この件は最後にまた出てきますので、しっかり覚えとっていただきたいと思います。

もし、この問題を受けて、税務署が調査に入って、約1,200万円の接待交際費を経費として認めない場合は、追徴課税というのを課税されるおそれがあります。さらに、悪質な隠蔽や過少申告と判断された場合には、35%の重加算税が徴収されることも予想されます。今後は、そのあたりについても、市は三セクに対して厳しく指導監督、改善をする必要があると考えます。

では、お尋ねします。

9月の福島議員の一般質問において、江頭市長は温泉ドームの取締役会後の懇親

会に出席した際、ご自身の飲食代が温泉ドーム接待交際費から賄われていることをお認めになっています。

そこで、5年間でどれくらいの金額なのか、領収書を調べました。付箋紙が打ってあるのが全部それです、タクシー代も含めて。大変でした。付箋紙が足りなくなりました。

この取締役会や株主総会に参加された期日は、事前に市長公室に市長の過去の動向表に基づき、年度別の宴会、飲み会数と飲み会代を出席者の数で割って、1人当たりを算出しています。平成27年度が4回、約2万円、平成28年度がこれまた4回、2万3000円、平成29年度が3回、1万5,030円、平成30年度が4回、3か月に1回のペースで飲んでいるんですよ。1万7,152円、令和元年度が3回、1万2,414円と。何と合計18回の宴会に出席され、8万4,896円が接待交際費で賄われています。市長の飲み代がですね。

また、市長はメロンドームからの接待費はないと、なかったと、10月の議会月例会でおっしゃいましたので、議事録も確認しました。確かに言ってらっしゃいました。メロンドームではないと思いますがという。私が領収書を、メロンドーム、こちらの700ページを精査した結果、合計9回に及ぶ飲食代の支出が確認されました。市長との懇親会として4,000円、その他毎年総会後の懇親会や忘年会において、市長の飲食代をメロンドームが9回の合計3万7,175円を負担している事実があることを申し添えておきます。

では、江頭市長にお尋ねします。

この温泉ドームの18回の宴会代及びメロンドーム9回の宴会代、5年間で約27回の宴会代、これが合計12万円ありますが、このうちご自分で会費を負担されたのは何回ありますか。また、取締役会や株主総会の領収書には、多数のタクシーチケットが添付されています。

そこで、お尋ねしますが、温泉ドームからのタクシー代を負担してもらったことがあるのか、併せてお尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） メロンドーム、それから温泉ドームの宴会と、今、お言葉をお使いになりましたが、その事実確認というご質問でよろしいでしょうか。

私のほうでは、取締役会や総会後で懇親会が開かれます。特に温泉ドームでは、大体取締役会が終わった後に必ず懇親会が開かれますので、ほかの取締役と同様に、これは法人が負担しておりまして、法人のほうを設定する慰労会というふうに理解しておりますので、私のほうから特段この取締役会後の懇親会についてお支払いし

たことはないと思います。

それから、総会後の懇親会についても、これは来賓として出席しております、他の来賓と同様に法人が負担するというふうに聞いておりますので、私のほうでは特段問題というふうな認識はございません。

それから、タクシー代については、私は直接の記憶はありませんが、基本的には、私の公用車もしくは市のタクシーチケットで帰っているというふうに私は記憶しています。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 取締役会後の懇親会、これはあくまでも任意なんですよ。毎回毎回宴会に出らんと話さんような話だったら、この取締役って何だったのかという話になりますので。

それから次は、来賓として出席されている部分があるとおっしゃいましたけども、観光協会とか商工会の出席の際には、市長は市長交際費の中からそれを支払ってられるんですよ。それは市長交際費の明細を見れば分かる話です。何でここだけを法人に出させるのかという、その疑問は残ります。

また、先ほどタクシー代の話が出ましたが、私は市長公室に宴会が終わるまで待つとったことありますかと聞いたら、ありませんと。乗せていったのは乗せていったけど、2時間、3時間待って、乗せて帰ったことは一度もありませんという証言をいただいていますので、市のタクシーチケットを使われたんだろうと思いますけども、市長は、令和2年の10月21日の月例会において、飲食費を温泉ドームから賄ってもらっていたことに対して、こう発言されています。「恐らく取締役会というのは温泉ドームの取締役会のことをおっしゃっているのだと思うんですね。他のメロンドームではそのような懇親は特に通常入っていないというふうに考えています。温泉ドームのほうについては、これは会費制ということではなく、取締役に對するお礼の意味合いで、会社として開催されているものでありますから、私の会費ということだけでなく、誰からも会費を取るような仕組みにはなっておりません」と言われています。ここにその議事録もあります、ちゃんと。

お礼の意味合いで飲食代を会社が負担していると言われています。これこそ、まさに供応接待ではないでしょうか。市長は、ほかの取締役と違って、公人であることはご理解されていると思います。

そこで、お尋ねします。

市長は、取締役会後の任意の懇親会の飲食代を温泉ドームから供応接待を受けら

れていますが、これは市長として適切だった、もしくは不適切だった、どう考えられますか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 取締役会後の懇親会の費用負担についての私の認識ということでございます。

今申し上げましたとおり、これは私個人に対する供応等ではなく、取締役会全体に対してのお疲れさまでしたという趣旨で、特に温泉ドームのほうが開いているものでございます。私自身が、例えば支払いを逃れているとか、そういうことではございませんで、他の取締役と同様に、その場が用意されているということでございますので、特段私としても問題はないと思います。

また、問題があるとおっしゃっているのは、恐らく菊池市の政治倫理条例第3条に照らしてのお話ではないかというふうに思いますけども、この場合も何らかのそれを不正に圧力等に利用した場合というふうな意味合いでありますので、その点においても特に問題はないというふうに私は考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 市長がほかの取締役会と決定的に違うのは、市長は公人というところなんですよね。

9月の福島議員の一般質問において、こういうふうに言われています、三セクのことを。三セク各法人の経営方針の下で自主自立した運営がなされておりますので、交際費についても、それぞれの法人の判断で支出が行われていると。いわば市が三セクに出資しているけど、民間企業的に運営をされているといった意味合いの発言をされています。そうであれば、民間業者からの供応接待どころか、癒着ということになりませんか。

逆に、民間業者じゃなくて、市が85%を出資する公営企業だと認識だったとしましょう。それならば適正なのか。答えはノーであります。なぜなら、ここに国家公務員倫理法第3条があります。職員が遵守すべき職務に係る倫理原則というのがあります。「職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から贈与等を受けるなど、国民の疑惑や不信を招くような行為はしてはならない」とあります。市長は職員の人事権を握っていますから、職員よりも高い倫理観を持った公人でなければならないことは自覚されていると思います。「当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けることなど」という条

文と照らし合わせると、温泉ドームからの供応接待は国家公務員倫理法にも違反していると言っても過言ではありません。

もし、市の職員が三セクから飲食費の接待を受けていたら、もちろん懲戒処分の対象になると考えます。過去の判例を調べますと、利害関係者からタクシー代3,000円を負担してもらったとして、停職3か月という処分もあります。市長が取締役会後の任意の飲み会代を三セクに負担させていたことは、社会通念上、許されないと考えますが、再度お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほどと同趣旨のご質問だというふうに思います。

まず、国家公務員法というのが、この地方自治体の長にまで規定しているのか、ちょっと私は今、専門的な知識は持ち合わせませんが、先ほど申しましたように、私が規定されるものは菊池市政治倫理条例というものがございまして、その3条の中に、「自己の地位による影響力を不正に行使することによっての様々な取り計らい、あるいは職務権限の行使もしくは不行使、またはその地位に伴う影響力の行使により」とありますが、これは、状況はいずれも取締役会後あるいは総会後の懇親の場でありまして、また、例外規定の中で、「立食パーティーに類するものはその限りでない」というものも規定もあるわけがございます。まさしく、この懇親会というのはそういうものに該当するというふうに思っております。

それから、重ねての説明になりますけれども、取締役会後の懇親会等は、他の取締役と同様に、法人が設定して負担しているものでございまして、私個人の立場で特段に供与を受けているわけではないということをもう一回申し上げておきたいというふうに思います。

しかしながら、そういった疑念が出てくるということも、事実、今あるわけありますので、私はもう本年度から市長交際費から支出するというところで厳格化を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 公人が自分が要求しなくても、法人が勝手に設定したから、それは供応接待ではないというのは、ちょっと言い訳としてはどうですかね。私は求めても求められてもいけないと思うんですよね。そこはあれですよ、正しいと思われるなら、意地でも接待を受ければいいじゃないですか。私はやっぱり素直に認められて、この金額に関してどう向き合うかというのをお聞きしたかったんですよ。

ね。年に1回とか、その忘年会のやつを三セクが出すなら、それは調べましたけども、ほかの自治体でもあるようです。ただ、それが3か月に1回、ずっと供応接待を受けている。これはやっぱり癒着と言われても仕方がないんじゃないかというふうに思います。

政治倫理条例の話が出ましたので、先日、水上隆光議員が政治倫理審査会について一般質問されましたが、その質問にヒントを得て、今回の供応接待が、本市が定める菊池市政治倫理条例に抵触するか調べてみました。政治倫理条例の適用の範囲は、議員だけでなく、市長・副市長・教育長にまで及びます。それは隆光議員も言われておりました。

政治倫理条例の第3条第3項、これは先ほど言われましたとおり、「職務権限の行使もしくは不行使またはその地位に伴う影響力の行使により、金品、その他の財産上の利益を収受し、または要求すること及び自己に財産上の利益の実現を図らないこと」とあります。権限は、市長は権限があるんですよ、三セクについては。取締役会でもありますし、85%という大株主の一番の株主ですよ。市民が株主ですけど、それを市民の代わりに代表して取締役になってられる。まさに権限が影響するというふうに思いますので、私は今回の三セクからの飲食代の供与は政治倫理条例に抵触すると思います。そのことを踏まえ、今後は、これ、そこが係るか係らないか、これは政治倫理審査会というのがありますので、その設置を見据えて、さらに精査する必要があると思います。

また、温泉ドームについては、先ほども言いましたように、取締役会後の任意の飲み会が、これが常態化している。そういうあしき慣例となっています。飲まんと話せんとかと、毎回。それに伴い、市長の飲食代を温泉ドームから支出していることを速やかに改善すべきと考えます。

では、換気の後には、さらに厳しい質問を続けます。休憩してください。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午後2時10分

開議 午後2時16分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） それでは、質問を続けます。

この領収書、2法人の領収書を精査すれば精査するほど、不適切な支出が次から

次と出てくるんですが、特に温泉ドームについては、不正支出だと考えられる支出がありましたので、お尋ねします。

まず、平成27年から令和元年までの5か年間の接待交際費、これは議会にも報告されていますが、決算書の数字で、平成27年度が89万1,185円、28年度が131万5,758円、29年度が139万9,720円、30年度が105万2,583円、令和元年度が124万5,934円で、合計590万5,180円となります。この数字は10月21日の月例会で報告された調査書と数字も一致しますし、毎年度の決算額とも合っています。

じゃあ、パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） ところが、私が情報公開請求した全156ページの領収書の接待交際費、これを全部エクセルに入れて計算しましたところ、27年度が64万6,185円、24万5,000円不足、28年度が109万8,878円、21万6,880円の不足、29年度が103万9,720円、ちょうど9万円の不足、30年度が93万5,791円、11万6,792円の不足、令和元年度が91万1,069円ということで、33万4,865円の不足となりまして、これ、パネルで増減を示しましたけども、合計で100万3,537円にしかならないんですよ。すみません、490万1,643円というのが合計になりまして、こちらですね。この総額がこれですね。領収書を全部足してもこの金額に行かないんですよ、590万に。パネルで増減を示しますと、合計で100万3,537円の領収書が存在しないんですよ。

では、お尋ねします。

もう分かりますよね、何で尋ねるか。なぜ決算書の数字と領収書の数字の総額が100万円違うのか、お答えください。

私は、このUSBの中に156ページ、全ての領収書をエクセルにデータ化し、領収番号を打って、2人の経理経験者にチェックさせました。市も領収書を精査し、これは精査していますよね。データ化しているはずですので、市が領収書からはじき出した接待交際費をお示してください。

なお、三セクの経営状況については、これは皆さんご存じだと思います。地方自治法第243条の3第2項により「首長は出資割合が50%を超える法人に対して、毎年経営状況を議会に報告しなければならない」と定めてあります。仮に虚偽の経営状況を議会へ5年間も、果たして5年間でしょうか、5年間も報告し、議会が承認していたのであれば、違法な議決に当たると私は考えますので、暫時休憩を何時間取ってでも報告する義務があると考えます。

では、答弁を求めます。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、決算書報告の数字と領収書の合計額が合わないという、その差額についてお答えいたします。

この差額の分につきましては、慶弔費が主たる、あるいは謝礼など、領収書を徴することができないものがあるため、必ずしも合計額が一致しないというものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 福島議員は、ほかのマスコミもそうですけど、領収書全ての書類というふうに出しているんですよね。そしたら、情報公開法から言えば、そういうつけてない数字は、つけてない領収書については、何々費不足分として市は出さなきゃいけないんじゃないですか。これ、情報公開法に違反してますけど、そこはどう考えられるのか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○
休憩 午後2時23分

開議 午後2時31分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいま情報公開請求書を確認いたしましたところ、請求内容は温泉ドームとメロンドームの運営、2法人の交際費領収書の写し5年分と記されておりまして、それにより、領収書の写しを開示しております。

なお、その際、請求者の方には、決算書と領収書の合計額が合わない旨を説明し、了承をいただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） では、メロンドームのほうには慶弔費ついているんですよ。

慶弔費ついている。徴することができないって、徴しているじゃないですか、慶弔

費を。しかも、これ、市が発表したやつですよ、この前の10月21日に。そこには七城町振興公社が慶弔、協賛、謝礼、その他で、不備なのが188万5,560円とあって、数字が合っていないんですよ、私が言っている100万円と。このうち、じゃあ領収書がどれだけなかったのかというのはついてないわけですよ。

さらに言うと、先ほどの市長が3回、27回飲み会に出たと。温泉ドームは18回なんですけど、そのうちの3回については領収書が見当たりませんでした。これは私が打合せをしたときに職員さんをお願いして、探してくれと言ったけども、結局、3回分、年度を言いましょうか、詳しく。2015年(27年)の5月18日の飲み会分、それと27年の10月22日飲み会分、それと28年の10月20日の飲み会分、この分の領収書は、少なくとも存在してないんですよ。

じゃあ、お尋ねしますけど、市がこの領収書、この156枚の領収書、これを打ち出した数字というのはどれだけだったんですか。計算しているはずでしょう。そこまでおっしゃるんなら。お尋ねします。

○議長(大賀慶一君) 暫時休憩します。

○
休憩 午後2時34分

開議 午後2時56分
○

○議長(大賀慶一君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長(清水 登君) それでは、お答えいたします。

市といたしましては、交際費の総勘定元帳及び領収書を照らし合わせて金額を算出したところでございます。その中で、領収書があるもの及び会葬御礼等、金額の記載がないものについては、元帳の金額から算出しておりまして、議員お尋ねの領収書の合計とはなりません、メロンドームの5年間の領収書の合計が1,194万9,438円、温泉ドームの5年間の領収書の合計が478万9,575円となっております。

改めて申し上げますが、市としては、領収書の金額が決算報告の数字と合致しないとのことでしたので、元帳を基に確認したところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長(大賀慶一君) 荒木崇之君。

[登壇]

○11番(荒木崇之君) 先ほど経済部長は情報公開請求者に対してやるときに、金額

が合いませんよということを伝えたとおっしゃってましたので、ちょうど休憩中に福島議員にお聞きしました。熊日さんにもお聞きしました。福島議員は、重たいですけどと言われてやられただけで、合わないなんていうのは一言も聞いてないとおっしゃってます。熊日さんについては、覚えてません。熊日さんは優しいですね。どちらとも言われないので、覚えてませんというふうに言われました。

元帳があるということなんですよ。じゃあ、私が先ほど示した市長の3回分の飲み会、この領収書については不存在なわけですよ。元帳にはそれが記載してあるんですか。その金額が合わないから言ってるんですよ。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいま、ないものというところでございますけども、行動予定と照らし合わせてのところでございますが、その部分に対しては、参加していらっしゃらないというところもございますので、あくまで予定ということで行動予定がされておりますので、そういうところで不明となっているところがございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 仮に市長がそこに参加されてなくても、取締役会後の飲み会はあっているから、領収書はあるはずなんですよ。市長の分だけがないわけじゃないんですよ。全部の領収書がないんですよ。

ちょっと議長、注意してください、正確に答えるように。これは大変なことになりますよ。平気で虚偽と思われるようなことを言って、時間がないので、ちょっと聞きますけど、勘定元帳、これが存在するんですか。役所で言えば、勘定元帳を証明するための支出負担行為というのがありますね。領収書が取れないときには支出負担行為、持っていくなれば昔は資金前渡といって、幾ら持っていきますと。幾らでしたと精算するんですね。その精算票があると思うんですけど、勘定元帳に支出行為、支出命令書、これがついているのか、ついていないのか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○
休憩 午後3時00分

開議 午後3時05分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 先ほどの議員さんのご質問ですけれども、総勘定元帳はございます。ただ、その他の経理処理については、現在のところ確認をいたしていません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 話が二転三転するので、もう信じられないんですけど、メロンドームについては793枚、全ての領収書をデータ化しました。内容は別として、数字は合致してました。メロンドームは合っているんですよ。

皆さん、冒頭の答弁を思い出してください。監査も経理も適正に行われていたと。勘定元帳にその支出命令がついてないのにお金が出てる。勘定元帳に誰々持ち出し2万円、それで2万円持っていつている。その証明もない。それで経理が適正に行われたというのが、私は不思議でなりません。

2社とも顧問税理士によって税務上問題ないことを確認されていると言われてますが、どの税理士に聞いても、領収書が存在しないのに、接待交際費から支出されていることが適切なんていう税理士はいませんよ。

また、菊池市は熊日報道から数か月をかけて調査を行い、結果を議会に報告されましたが、決算書の数字と領収書の総額が一致しないことは、菊池市の調査がいかにてたらめであるか。今頃、支出調書を調べている。こんなことが立証されたわけでありまして。私は領収書が存在しない支出は、横領、中抜き、着服、全部これは横領ですね。と考えられますけども、市はどう考えるのか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○

休憩 午後3時08分

開議 午後3時09分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまの領収書がないものや、目的等が不明確な支出をもって、直ちに不正使用、私的流用があったとまで判断することはこの場では困難でございますが、今後、各法人で定めたルールを遵守し、疑念を抱かれないよう、支出の厳格を図るよう指導していくところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 何でそこまで三セクをかばわれるのかは分からないんですけども、刑事訴訟法に239条、ご存じでしょう、皆さん。「公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」と定めてあります。また、犯罪行為を知ってて見過ごした場合には、懲戒事由に当たると地方公務員法第29条第1項で定めてあることは、公務員を長く勤めてらっしゃる幹部職員の方なら誰しもお存じかと思えます。

領収書の内容については、おかしなものがたくさんあります。ただ、詳しい内容まで質問すると、今回は時間が足りませんので、大本の金額が合わないことを質問しました。議会に議案として提出した経営状況報告書の数字が合わないことは、議会を冒瀆する行為でありますし、非常にずさんな経理が行われていた動かぬ証拠であります。

さて、菊池市は独自の調査で、合計1,200万円が社会通念上、接待交際費としての支出は妥当と言い難いと、先月の議会月例会において報告されました。では、妥当でないと判断された1,200万について、どのようにお考えでしょうか。市は大株主という立場からも、不正に支出され、それを飲み食いに使っていた社長をはじめ役員に返還を求めるべきかと考えますが、今後、返還請求を求めますか、市長にお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） それでは、今の質問にお答えいたします。

まず、議論の整理でありますけども、1,200万に上る妥当とは言い難い支出というふうな言い方を冒頭からおっしゃっていますが、私は、先ほどから出てくる10月21日の月例会で、調査の結果のまとめを最初にお話しをしたところでありまして、新聞記事では5年間で2社で約2,000万円という記事がありましたが、交際費でありますけど、この中には慶弔費、販促費用、協賛金、各種謝礼金等も含まれておりまして、こうしたものを除いた、飲食を伴う支出というのは2社合計で5年間で半分の約1,000万に上りまして、調査の結果、問題のある支出のほとんどがこの飲食関係に集中しておりました。問題の抽出に当たりましては形式要件だけではなくて、支出の目的、妥当性等、実態面での検討を行いました。全ての取引については、2社とも顧問税理士により税務上問題がないことを確認されておりますけども、本市としては、それとは別に、特に常任の役職員のみによる飲食並び

に代行費用、また、外部か内部か内容の判別がつかない支出については、三セクとしての性格に鑑み、社会通念上、妥当とは言い難いというふうに判断して分類をしました。

これに該当する数字は、メロンドームが5年間で162万円余ですね。これは当社交費全体の11.7%に当たります。温泉ドームが5年間で328万円、当社交費全体の55.6%と大変多くなっておりませんが、これは記載の不備等々によりまして、外部か内部か、あるいは何のためだったのかの内容の判別がつかないということでもあります。この結果、原因としては、交際費支払い等に関する取扱いが明確にルール化されていなかったこと、特に温泉ドームでは経理処理の事務室レベルがもう大変不十分であったということ、それから、内部の飲食に対する経費支出の考え方が、現代の標準からいきますと、大変意識のずれが生じているというふうな問題があったと考えたところでございます。

これを受けまして、私どもとしては、妥当とは言い難いものがありますけども、直ちに何らかの法令に違反するものではなく、先般の調査の結果、各法人の顧問税理士からも税法上は問題ない旨の報告を受けているところでございます。しかしながら、今言ったルール等々が整備されていないということは、これは遺憾とするところでありますので、早急にルールを整え、疑念を抱かれないように、支出の厳格化を図るように、今、指導しております。

特に今回のそのルール等々が不整備だったということは、このことはもう経営陣としても、特に代表取締役はしっかりとこのことは認識していただいて、まずはこの改善に努めるとともに、何らかの責任のけじめはつける必要があるであろうというふうに私は思っております。

また、今後につきましては、外部からの出資者としてではなくて、きちんとしたプロの監査委員を、落ち着いたところで、実際に新ルールに基づいてきちんと運営がなされているかどうか、これを見に行っていただくという予定であります。この件が本当に根底からきちんと解決するまで、厳しくフォローをしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 市長の答弁ですと、1,200万について返還させる考えはないということであります。早急にですね。

私は、そもそも今回の不正支出の原因となった理由の一つとして、温泉ドームとメロンドームという2つの法人の社長を兼任させていたことが原因だと思います。

5億円の売上げが毎年ある温泉ドームの経理さえまともにできていないのに、まともにできていませんよね。これは市も認めていると思います。平成26年度からは10億円を越す売上げのメロンドームの社長も兼任されている。これでは接待交際費の100万円の使途不明疑惑が起こるわけです。

じゃあ、この社長を任命したのは誰かということになりますけども、それは江頭市長であります。江頭市長、思い出してください。服部社長を平成26年度からメロンドームの社長に任命したときのことを覚えていますか。26年7月4日の市議会全員協議会の議事録がありまして、議事録を要約しますと、議事録はここにあります。市長が、皆さんご存じのとおり、温泉ドームの社長の服部さんがメロンドームの社長を兼任していただくことになりました。荒木、メロンドームの緊急取締役会では服部氏の社長就任に対して、2票反対票が多かったとのことですが、なぜ否決とならなかったのですか。市長、メロンドームは会社組織でございますので、会社の規定にのっとって運営しております。取締役お一人が持っていらっしゃる株で議決の数が違うんですよ。議決権の数が違うんですよ。荒木、持ち株の数が多いうのが決められたのか。市長、そうですと。要約しますと、緊急取締役会での多数決では反対が多かったけれども、85%の株を持つ菊池市、つまり、江頭市長が服部氏就任に賛成したから、持ち株比率で可決したということでありまして。ということは、持ち株比率でいけば、市は85%を持っているわけですから、たとえ取締役全員が反対しても、市長が賛成すれば可決という意味であります。つまり、服部氏を任命したのは江頭市長であります。

私は、この服部氏の去就について、どういうふうにするかと。10月の21日に解任動議を出すべきだということでしたが、市長はそれは自ら出さないというふうにおっしゃってました。ほかの取締役会の意向を見るということでしたが、これだけ問題があって、使途不明金が出ている経理を管理できていない社長について、賛成し任命した市長は、緊急の取締役会を開き、社長の解任動議を提出し、取締役会に去就を諮るべきと私は申しつけておきます。答弁は要りません。

あと8分ありますけど、どうします。もうおなかいっぱいでしょう、部長。3月にしまししょうか。じゃあ最後にしますね。いや、答弁要らないです。もうこの前に聞いてますんで。

最後に、市民の中には、この三セク問題について賛否両論あるようです。この問題を追及している私を含め4人の議員は、三セクに自分たちの息のかかった人間を送り込みたいから追及しているだとか、挙げ句の果てには、新聞にお金を払って書かせているなど、あきれた陰謀論を言っている方がいると聞き及んでいます。

この際、誤解がないようにはっきり言うておきますが、私たちがこの問題を追及

している理由は、温泉ドームについては、本年6月に温泉部門の200万の赤字を理由に、入場料を330円から360円に値上げし、好評だった60歳以上のフリーパス券を廃止しています。サービスを低下させている。一方では、市民に値上げという痛みを押しつけて、自分たちは交際費で飲み食い三昧、200万赤字なら、その分飲まんなら値上げせんでよかったですよ。

メロンドームについても、出荷手数料を12%取っています。交際費の使い方を改善し切り詰めて、毎年数百万の経費削減をして、0.1%でも手数料を下げて、出荷者に還元すべきです。市民のための温泉ドーム、出荷者のためのメロンドームという三セク本来の意義を忘れていることを両法人は自覚しなさい。過去をただしてこそ、未来は正しく開かれる。このことを申し上げて、一般質問を終わります。

長時間ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わります。

本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、12月18日の午前10時から開き、議案等の採決を行います。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。



散会 午後3時22分

第 6 号

1 2 月 1 8 日

令和2年第4回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和2年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第5号 菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 第2 決議案第3号 菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）
及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権
の行使に関する調査に関する決議
上程・説明・質疑・討論・採決



本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議員提出議案第5号 菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定
について
上程・説明・質疑・討論・採決
- 追加日程第2 決議案第3号 菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロ
ンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に
対する市長の監督権の行使に関する調査に関する
決議
上程・説明・質疑・討論・採決



出席議員（18名）

- 1番 田中教之君
- 2番 福島英徳君

3番 緒方 哲郎 君
 5番 平 直樹 君
 6番 東 奈津子 さん
 7番 坂本 道博 君
 8番 水上 隆光 君
 9番 猿渡 美智子 さん
 10番 松岡 讓 君
 11番 荒木 崇之 君
 12番 柁原 賢一 君
 13番 工藤 圭一郎 君
 14番 城 典臣 君
 15番 大賀 慶一 君
 16番 水上 彰澄 君
 17番 二ノ文 伸元 君
 18番 泉田 栄一朗 君
 19番 木下 雄二 君

○

欠席議員（2名）

4番 後藤 英夫 君
 20番 山瀬 義也 君

○

説明のため出席した者

市 長	江頭 実 君
副 市 長	芳野 勇一郎 君
政策企画部長	後藤 啓太郎 君
総務部長	上田 敏雄 君
市民環境部長	笹本 義臣 君
健康福祉部長	渡邊 弘子 さん
経済部長	清水 登 君
建設部長	中村 喜範 君
経済部次長	本田 憲仁 君
教 育 長	渡邊 和博 君
教 育 部 長	木下 徳幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

○

事務局職員出席者

事務局長	歌岡憲一君
事務局課長	中尾孝浩君
課長補佐	古田浩敏君
議会係長	笹本聖一君
議会係	吉岡結加里さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末251～269頁参照）・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） それでは、日程に従いまして、日程第1、去る12月2日の会

議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第103号から議案第115号まで、議案第139号から議案第141号まで、及び請願第4号、請願第5号、陳情第1号の19案件、並びに継続審査となっておりました請願第1号について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、平直樹君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平直樹君） おはようございます。

委員会報告の冒頭に当たり、この報告書についてはお手元に配付させていただいておりますが、本日の口頭での報告については、網かけ部分を抜粋して報告をさせていただきます。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を記載します。よろしく願います。

それでは、報告いたします。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案1件、議決案1件、請願2件です。

2日間にわたり現地調査も踏まえ慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

請願第4号については、吃音に対する正しい理解と対処ができるように、学校における全職員への研修を導入していただくことを求める請願であり、質疑を行いました。

委員より、教育委員会として、現在どのような取組があっているのか。以前、言葉の教室があつて、近隣の学校からも通級して指導を受けていたが、現在はどのようなになっているかとの質疑があり、執行部からは、現在校内研修を実施しているのは5校で、未実施は10校である。実施している学校では、研修を通して吃音のある児童生徒への声かけや、学級への説明資料について理解をしており、取組に生かしている。未実施の学校については、吃音のある児童生徒がいない場合は、校内研修までは行っていないが、今後分かりやすい日本語の使い方をはじめ、言葉について研修していく必要性を感じていると聞いている。言葉の教室については、言語障がい学級の設置となるが、今現在設置はないとの答弁がありました。

次に、請願第5号については、携帯電話等中継基地局の設置または改造に当たり、近隣の住民や自治会等への説明を求めることを内容とした条例の制定について検討していただくことを求める請願であり、紹介議員の説明を求め質疑を行いました。

委員より、本市には環境基本条例が制定されており、面積などに応じて地域住民に対する説明会を開くことなどが規定されているが、この施設がこの条例に係るものなのかとの質疑があり、紹介議員からは、私が聞いている範囲ではクリアしていると伺っているとの答弁がありました。

また、紹介議員からは、今回の請願は反対が前提ではなく、コロナ禍で難しかったかもしれないが、もう少し説明をしていただいていたほしいというのが願意だったと思う。宮崎県小林市がつくった条例は、事業者と地域の人たちが紛争することがないように、行政が確認してほしいという努力義務をうたつてある。そのあたりを理解していただければと思うとの説明がありました。

その後、議員間討議では、請願第5号について委員より、請願の願意が、宮崎県小林市と同じように紛争を防止するための条例制定について考えてもらいたいという内容である。地域の分断が起きないようにするためにも、事業者に対して説明を求めていくことは重要である。大事なのは、事前にどれだけ話し合われて納得されているか。保証についても事業者側で対処するなどがあつてしかるべきである。地域住民との話し合いを行い、納得の上でやっていくことは大事である。本市には環境基本条例があり、面積に応じて事前に説明会を開かねばならないという決まりがある。30メートルもある構造物が施設の近くに建つということになれば、景観もすぐ変わってくる。今後は電波塔とか太陽光発電とかの見直しも含めて検討する時期に来ている。願意を受け入れて現実的に対応できるようにしていくべきとの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第103号、議案第140号、請願第4号、請願第5号については、討論もなく、採決の結果、全員

異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案4件と財産の無償譲渡1件と陳情1件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第104号、菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第105号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためとの説明があり、委員より、主任介護支援専門員と介護支援専門員の違いは何かとの質疑に対し、執行部より、介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や介護保険施設などで介護が必要な方に介護サービスのプランを作成する業務で、県が行う試験・実地研修などを受験して与えられる資格で、主任介護支援専門員は、5年の経験を経て研修を受けて取得するさらに上位の資格であるとの説明がありました。

次に、議案第106号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、執行部より、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるためとの説明があり、委員より、詳細を説明してほしいとの質疑があり、執行部より、自営業やフリーランスの方は軽減を受けやすくなり、給与や年金収入の方が今までどおり軽減を受けられるように調整するものとの答弁がありました。

次に、議案第139号、財産の無償譲渡について、執行部より、財産の無償譲渡に当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要があるため、譲渡する財産は、桜山公園の南側に位置した宅地1、926平米、集会所床面積231.86平米の土地1筆と建物1棟で、譲渡の相手方は、泗水町桜山地区1区から9区の地縁団体で、それぞれ代表の区長であるとの説明があり、委

員より、登記は可能か、どういう形になるのかとの質疑に対し、執行部より、桜山地区の各行政区は認可地縁団体なので登記は可能で、各行政区持ち分9分の1の共有名義になるとの答弁がありました。

次に、陳情第1号について、執行部より現在までの経緯について説明を受けた後、現地調査を行い、議員間討議を行いました。

委員より、双方からの話を聞く必要があると思うという意見や、地域住民が安心して暮らせる環境を強く望まれているので、市が間に立って地域住民と業者で検討された代替案が履行されるようきちんと指導していくべきなどの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第104号及び議案第107号及び議案第139号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論のありました陳情第1号については、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、経済建設常任委員会副委員長、泉田栄一郎君。

[登壇]

○経済建設常任副委員長（泉田栄一郎君） 皆様、おはようございます。

経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案件1件、前回、前々回定例会において継続審査としました請願1件であります。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第108号については、所得税法及び地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改めるものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第109号については、条例の対象事業の明確化及び対象区域の定め等に関し、条例の一部を改めるものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第141号については、道路法の規定により、七城町甲佐町地内の集落道路を市道釘原線、七城町林原・蘇崎工業団地内の道路を市道工業団地4号線として、市道路線の認定をお願いするものであるとの説明を受け、特に質疑はありませんでした。

請願第1号については、種苗法の改正に対して様々な意見があることから、6月、9月の定例会では継続審査としていたが、法案が国会で成立したことで、請願にある慎重審議を求めるということが成り立たなくなったとの意見がありました。

次に、議員間討議では、請願第1号について、請願者または紹介議員を呼んで説明すべきではないか。国会で法案が成立したが、幾つもの附帯意見がついている等の意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第108号、議案第109号、議案第141号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました請願第1号について申し上げます。

委員より、慎重審議を求める請願については、コロナ禍の中、調査する機会が限られ継続審査としてきた。この間、JA菊池等をお願いして勉強会を行う等、調査を重ねてきていたが、先に国会で法案が成立した。また、法案には附帯決議がついており、国も慎重に進めていきたいと考えていることが分かることから、不採択とするとの反対討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会委員長の報告を終わらせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 次に、予算決算常任委員会委員長、松岡讓君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 讓君） おはようございます。

予算決算常任委員会の委員長報告を行います。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12月2日及び15日に予算決算常任委員会を、9日及び10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第110号から議案第115号までの6議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

なお、報告書はお手元に配付させていただいておりますが、本日の口頭での報告については、網かけ部分を抜粋して報告させていただきます。

委員会の会議録については、全文記載された報告書を掲載いたします。

まず、議案第110号について申し上げます。

消防費の新型コロナウイルス感染症対策事業1億1,775万9,000円の増額については、避難所の衛生環境を保つため、消毒液や飛沫感染防止パネル等の資材を備蓄するための防災備蓄倉庫建設に伴う費用であるとの説明を受け、質疑を行

いました。

委員より、一般質問で、新しい施設はつくる考えはないとの答弁があったが、この防災備蓄倉庫は本当に必要なのかとの質疑があり、執行部より、新設する考えはないとお答えしたが、この防災備蓄倉庫については、既存の施設が河川が氾濫した場合の浸水想定区域に含まれているところがあり、それを移設するところで計画しているとの答弁がありました。

さらに、委員より、避難所関係の備品を備蓄するのであれば、あえて1か所に集めるのではなく、支所や廃校になった学校などを有効活用して分散して備蓄すべきではないかとの質疑があり、執行部より、今ある指定避難所の中には、あらかじめ備蓄している部分もあるが、大本の倉庫については搬入搬出を考えたときに1か所あったほうが適当である。ご指摘のとおり、分散しているほうがリスクマネジメントの上では有利なところもあるので、既設の避難所などの倉庫も活用していきたいとの答弁がありました。

次に、市民課の時間外勤務手当について、委員より、戸籍住民基本台帳の作業ミスで発生したものかとの質疑に対し、他の影響がないのか確認するため、市民課全員で数か月かかったため、多くの時間外勤務が発生したとの答弁がありました。

また、委員より、事務ミスによってさらに経費がかかっている。このことを重く受け止めてほしいとの意見がありました。

次に、七城地区水質検査業務について、委員より、窒素同位体検査とはどのような検査かとの質疑に対し、執行部より、水質汚染の原因の一つである窒素の起源が、家畜ふん尿等によるものなのか、化学肥料によるものかを調べる検査であるとの答弁がありました。

さらに、委員より、5年前の検査では、その原因が特定されなかったのかとの質疑に対し、執行部より、家畜ふん尿等が原因と推定されるが、来年度は硝酸性窒素濃度の実態と変化傾向の資料をもって前回調査との比較などを行うために、改めて検査を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、生活保護扶助費について、委員より、生活保護の申請件数は増加しているとのことであるが、6月の委員会以降の申請は何件あっているのか。また、増えたのはコロナの影響かとの質疑に対し、執行部より、本年4月から11月までの生活保護の新規申請件数は63件となっている。11月末現在、保護受給世帯は345世帯で受給者数は437人となっている。そのうち、コロナの影響による受給件数は、これまで4件であるとの答弁がありました。

次に、農業振興費の農業制度資金利子補給事業62万1,000円について、委員より、収入保険との関係性はどうかとの質疑に対し、執行部より、

この事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業としての利子補給事業であり、収入保険との関連はないとの答弁がありました。

次に、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業2、741万2,000円について、委員より、歳入の国庫支出金である地方創生臨時交付金と歳出の当該事業との関係性はとの質疑に対し、執行部より、この利子補給事業については、地方創生臨時交付金の対象事業としていたが、利子補給の額が確定したため、一部の財源を組み替え、国庫支出金として充当するものであるとの答弁がありました。

次に、議案第111号について、委員より、2億円の繰越しとあるが、これが基金か。それとも1億600万円積立とあるのが基金かとの質疑に対し、執行部より、2億円は前年度からの繰越しで、1億600万円積み立てるのが基金であるとの答弁がありました。

さらに、委員より、協議会が中止のため減額となっているが、保険料について議論するために開催はされているのかとの質疑に対し、執行部より、コロナにより会議が中止となったが、来年1月には開催する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第112号については、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第113号について、委員より、介護サービス等諸費について、節では金額がゼロであるが、地域密着型サービス費負担金が2,282万5,000円減額となっている。これは介護事業所への給付が減っているということかとの質疑に対し、執行部より、そうである。デイサービスなどで一部、利用控えがあったということは聞いている。一方、同じ節の介護予防サービス等諸費が増えているのは、要支援の方が増えたからであるとの答弁がありました。

次に、議案第114号、議案第115号については、特に質疑はありませんでした。

その後の議員間討議では、防災備蓄倉庫について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して造るとのことであったが、直近で必要な経済対策をやるべきではないか。ただでさえ今空いている廃校になった学校もある。分散することでリスクヘッジにもつながり有効的ではないか。この予算を防災備蓄倉庫ではなく、一旦予備費として組み替えるなど、予算の在り方を変えることを提案したい。防災備蓄倉庫を国の交付金を利用して建てておくことは大事だと思う。分散することも大事だが、コアになる施設があるべきだと思う。総合体育館の敷地に造るとのことであるので、大きな災害が起きたときに総合体育館が避難場所になり、そこに支援物資がスムーズに流れる拠点になるのではないか。また、新型コロナウイルス感染症対策として、備品をストックするための防災備蓄倉庫が必要であるとの計画が認められた上で交付金が配分されていると聞いている。予算の組替えという

手段は使えないのではないかといった意見がありました。

また、委員より、生活保護扶助費について、高齢世帯が多く医療扶助費が急激に増加しているため、今後注視していかなければならないとの意見や、コロナ禍において、法人市民税や入湯税の急激な減収が見込まれているため、メリ張りのある予算編成が必要との意見がありました。

また、戸籍の事務処理ミスで、100万円以上の予算が計上されている。執行部はしっかり受け止めてほしいとの意見や、ひとり親世帯への支援の周知を徹底してほしいとの意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、議案第111号から議案第115号については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第110号について申し上げます。

委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億1,775万9,000円をかけて防災備蓄倉庫を設置することに対し、本市における公共施設を新しく設置しない方針に反するのではないかと。交付金を緊急性がない箱物整備に使うのではなく、市民のための経済対策を優先させるべきであるといった反対討論がありました。

また、委員より、コロナ禍において、物資の調達や保管など、次に備えることは大きな課題である。市民の安心安全につなげるために、交付金を活用して拠点となる防災備蓄倉庫を整備することは必要であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第110号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

各議員におかれましては、当委員会の決定のとおり、賛同賜りますようお願いを申し上げます。予算決算常任委員長報告を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、議案第110号については、福島英徳君から、会議規則第108条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。

お手元に配付いたしましたので、その報告を省略することにいたします。

ここで、換気等のため10分間休憩します。



休憩 午前10時29分



○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、各常任委員長の報告及び少数意見の報告を終わります。

ただいまの各常任委員長の報告及び少数意見の報告に対して質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、おはようございます。

福祉厚生常任委員長報告、陳情第1号に対して質疑をさせていただきます。

菊池市環境基本条例に基づいて環境審議会が設置されていますが、学識経験者、熊大教授の事業者に対する指摘、意見について、委員会で確認をされたのか、お尋ねをいたします。

次に、市の指定避難所の迫間支館に隣接する場所に設置する計画に対して、確認、意見はあったのか、お尋ねをいたします。

次に、私が一般質問でも申し上げましたが、菊池市環境基本条例の見直しについて、委員会で審議をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 福祉厚生常任委員長、坂本道博君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） それでは、木下議員の質疑にお答えします。

まず初めに、菊池市環境審議会での学識経験者の事業に対する意見について、担当課よりこれまでの経緯について説明を受け、現地調査も踏まえて、代替案が履行されるよう指導すべきとの意見がありました。

2番目に、菊池市指定避難所の隣接の場所の設置について、担当課より計画図面と現在工事は止めているとの説明を受け、現地調査を行いました。指定避難所付近との部分的な話はありませんでしたが、全体的な水処理など地元が納得されるように説明すべきとの意見がありました。

3番目に、菊池市環境基本条例の見直しの件については、今の条例の問題点を洗い出して、よりよい条例にするため、今後、このようなことが起きないように、勉強会を開いていく必要があるとの意見がありました。

以上、報告します。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が不採択であります請願第1号、種苗法に慎重に審議を求める請願を除き、討論を行います。

議案第103号から議案第115号まで、及び議案第139号から議案第141号まで、並びに請願第4号、請願第5号、陳情第1号の19案件について、討論はありませんか。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） おはようございます。

議案第110号、令和2年度菊池市一般会計補正予算（第12号）における新型コロナウイルス感染症対策事業として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から1億1,775万9,000円を補正予算で歳出して防災備蓄倉庫を設置することに対して、反対の立場で討論いたします。

反対理由としまして、まず本市は公共施設を新しく設置しない方針であり、そのことは先日の一般質問時に総務部長からも、旭志の湯舟の堤のトイレの設置について、新しく公共施設の設置は行わないと答弁されました。

そもそも日々感染者が増えているコロナ禍において、防災備蓄倉庫の設置工事をなぜ急いで行う必要があるのか。新型コロナウイルス感染症対策用品の備蓄が目的とのことですが、その備蓄に600平方メートルの広さが必要なのか。ほとんどが防災倉庫としての整備ではないのでしょうか。

皆さんもご存じのとおり、菊池市の面積は広く、合志市や菊陽町等と同じやり方では無理があります。面積や人口でも近い山鹿市では、本庁地下に1か所、そして各支所4か所に備蓄倉庫があり、分散化されております。

大規模災害や感染症のリスクに備え、非常用食料や生活必需品等の供給体制を併せ持つ総合的な防災倉庫の整備が目的であるならば、一極集中するのではなく、まずは各支所及び廃校になって現在空いている学校などを活用する検討を行うべきではないでしょうか。百歩譲って、防災倉庫を造るのであれば、一極集中型ではなく、リスクヘッジのためにも分散化させるための整備を行うべきではありませんか。

行うべき検討が不十分な防災倉庫整備事業に約1億2,000万円、1億2,000万円ですよ、倉庫に。新型コロナウイルス感染症対策の交付金をコロナ禍で市民が大変な状況下、その多くを別の用途に費やすことに対して、市民は到底納得されなと思います。

コロナ対応の臨時交付金を緊急性のない箱物整備になぜ使わなければならないのか。今、急ぎ行うべきことは、市民のための経済対策ではないでしょうか。

以上が、議案第110号に対する反対意見です。

○議長（大賀慶一君） ただいま、議案第110号に対する反対討論がありました。

議案第110号について、賛成者の発言を許します。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） おはようございます。

議案第110号、令和2年度一般会計補正予算（第12号）について、賛成の立場から討論いたします。

先ほどの反対討論にありましたように、防災備品を分散備蓄するという考えは全くそのとおりだと思いますし、現在も既にそのような形が取られてきていると認識しております。

しかしながら、感染症対策を含めた防災のためには、衛生用品や簡易ベッドやパーティションなど必要な備蓄品目は増えており、それらを合理的に管理しなければなりません。

さらに、大規模災害を想定した場合に、支援物資をスムーズに受け入れて保管し、各避難所にスムーズに配送することができる物流の拠点が必要であることは、熊本地震からの教訓であります。

現在、メインの防災倉庫となっている野間口の倉庫、もともとはシメジ工場だったそうですが、ここは浸水想定区域にあるばかりでなく、老朽化し、機能的にも、衛生的にも、交通アクセスにも課題があり、拠点としての役割は担えません。

また、廃校になって、今空いている学校の活用をというご意見もありましたが、具体的に言えば、河原小学校であると考えますが、ここは河川沿いにあり、防災備品を備蓄するにはあまり適しているとは考えられません。

今回、コロナ対策の地方創生臨時交付金を活用し、100%の国庫補助で拠点となる機能的な防災倉庫を総合体育館敷地に新築移転することは、今後の市民の安心安全に大きく貢献するものと考えます。

以上、議案第110号の賛成討論とします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議案第110号に反対いたします。なぜなら、今回の一般会計補正予算では、コロナ対策予算として1億2,000万円をかけて防災備蓄倉庫を総合体育館の南側に建設する予算計上をしています。私は、菊池市の財政状況を考えたとき、簡易ベッドや消毒液、飛沫防止パネルを収納するために、1億2,0

00万の倉庫が果たして必要なのか、甚だ疑問です。また、国からのコロナ対策臨時交付金などで市の持ち出しはないとのことですが、それこそ、従来の施策を無理やりコロナに関連づけ、便乗しているようにしか見えません。

今年だけで国は112兆円の国債を発行して予算を組んでいます。コロナに万全を期すために予算措置をするのは当然ですが、自治体として、財政規律を維持するためにも、事業を絞り込む努力は欠かせません。この際、この際、それ国債、この際とって使ったお金は、いずれ借金という形で次世代に跳ね返ってきます。

最後に、コロナの対策のためというなら、一部の業者だけもうかる箱物ではなくて、本当に困っている業種である飲食店や宿泊施設、医療従事者、医療機関に本来は使われるべきと考えます。

以上を議案第110号の反対理由といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで、議案第110号に対する討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 陳情第1号、迫間地区における太陽光発電施設についての陳情に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この陳情につきましては、私も地元でございますので、本年第3回定例会、そして今定例会でも指摘、要望の一般質問をしましたが、当初は市の環境基本条例があるにもかかわらず、関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、地域住民、特に隣接住民の方々より、安全面、景観等の不安、不満がありましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消に至っていない状況であります。

市も条例に違反したケースであると認識され、土木や景観の学識経験者から意見を聞き、各地区からの要望も取り入れて、事業者への環境安全性に配慮した対策を指導されておりますが、今回の陳情に記載されておりますように、業者が学識経験者の熊大教授からの指導、改善に対して対応できないとの回答をしており、また、市の避難所に指定されている迫間支館に隣接する場所に設置する予定でもありますが判明しており、改めて迫間地区全域の陳情となったわけであります。

国は再生エネルギーを推進しておりますので、今後はこのような開発行為が増えてくると思われれます。しかしながら、地球温暖化の影響により、台風、豪雨災害の頻度は確実に増えてきております。何よりも大事なものは市民の安心安全、命を守る

ことであります。そのような観点から、菊池市環境基本条例の見直しも含め、陳情第1号の賛成討論とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより議案第103号から議案第115号まで、及び議案第139号から議案第141号まで、並びに請願第4号、請願第5号、陳情第1号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第110号、委員長報告が不採択でありました請願第1号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第103号から議案第109号まで、議案第111号から議案第115号まで、及び議案第139号から議案第141号まで、並びに請願第4号、請願第5号、陳情第1号の18案件については、各常任委員長の報告は原案のとおり可決、採択です。各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、以上18案件については、各常任委員長の報告のとおり可決、採択することに決定いたしました。

次に、討論がありました議案第110号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第110号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立多数です。よって、議案第110号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります請願第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に対する賛成者の発言を許します。

東奈津子さん。

〔登壇〕

○6番（東 奈津子さん） おはようございます。日本共産党、東奈津子です。

請願第1号について、賛成の立場から討論を行います。

委員長報告にもありましたが、さきの国会で改定種苗法が成立しました。この間の国会審議を見てみますと、種苗法改定に対する農民や国民の不安に政府が答えをきちんと示さないままに成立しているものと感じざるを得ません。

政府は当初、改定の目的は優良品種の不正な海外持ち出しの防止だとしていまし

たが、国会の委員会の審議では、野党議員の質問に対し、農水省自身が改定を行っても完全に止めるのは難しいと認めざるを得ませんでした。

また、政府は、米の登録品種は17%しかないので影響はないと説明していましたが、これも委員会の審議の中で、生産量に占める登録品種は33%、北海道は88%にも上ることが農水省自身のデータで明らかとなりました。

このように様々な問題点を残したままでの種苗法の改定の成立は到底認められるものではありません。

今、市議会としてなすべきことは、請願の趣旨で慎重審議を行わず成立したことへ、国への抗議の意思を示すべきではないでしょうか。慎重審議を行わず、多くの不安や懸念を残したままで、強行成立を行ったことに議会として抗議の意思を示すべきである理由から、本請願には賛成とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、おはようございます。

私は、種苗法改正の慎重審議を求める請願について、反対の立場で討論させていただきます。

種苗法改正の慎重審議を求める請願については、コロナ禍の中にあり、本会議で調査する機会が限られ、継続審査としておりましたが、その後、経済建設常任委員会でもJA菊池の方にお願ひし勉強会等を重ねてまいりました。しかし、国会において、本年11月9日、衆議院可決後、12月2日に参議院本会議において可決し、法案が成立しております。

種苗法についての法案が国会で可決したこと、可決した法案には附帯決議がつけられており、慎重審議がなされているものであるとの判断をし、この種苗法改正の慎重審議を求める請願についてに反対するものいたしました。

なお、附帯決議の主な内容は、1つ、我が国の優良な植物新品種の海外流出防止を目的とした育成者権の強化が、農業者による登録品種の利用に支障を来したり、農産物生産を停滞させ食料の安定供給を脅かしたりしないよう、種苗が適正価格で安定的に供給されることを旨として施策を講じること。1つ、農業者が意図せずに、育成者権者の許諾を得ずに登録品種の自家増殖を行い、不利益を被ることを防止するため、制度の見直しの内容について丁寧な説明を行うこととなっております。

以上、原案に反対討論とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

請願第1号、種苗法改正の慎重審議を求める請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午前11時01分

開議 午前11時07分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議会改革検討特別委員会の中間報告を議題とします。

議会改革検討特別委員会から付託中の案件について、中間報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革検討特別委員会委員長、水上彰澄君。

〔登壇〕

○議会改革検討特別委員長（水上彰澄君） おはようございます。議会改革検討特別委員会の中間報告を行います。

議会の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会では、令和元年11月5日から令和2年2月27日までに、6回の委員会を開催して議論を重ね、その結果、当委員会として結論を見た費用弁償、委員会

研修、政務活動費、議会広報特別委員会の4項目について、令和2年3月定例会において中間報告を行ったところです。

さらに、残った予算決算常任委員会、ペーパーレス化、議会からの監査委員の選出、議会基本条例、議員定数の5項目について、令和2年4月7日から令和2年11月4日までに6回の委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

なお、当委員会の最終報告については、当初令和2年12月定例会にて行うことと計画しておりました。

しかしながら、現在のコロナ禍においては、令和2年12月までに議員定数についての結論を見ることは困難であると判断し、今回、令和2年3月に中間報告を行った費用弁償、委員会研修、政務活動費、議会広報特別委員会の各項目を除き、その後の当委員会の審査の経過を中間報告させていただくものです。

まず、予算決算常任委員会については、今までの予算決算常任委員会の在り方について、委員から、形式的になってしまっているのではないかなど、様々な意見が出されました。

それを踏まえて、申合せ事項の改正が令和2年3月定例会の予算決算常任委員会において決定され、令和2年6月1日から施行されております。現在はその申合せに基づいて進められております。

次に、ペーパーレス化については、先進地の事例等も踏まえながら審査を行いました。

委員からは、タブレットの導入には賛成するが、活用に当たっては規定等の整備も必要である。まずは会議の通知を郵便ではなくメールにて配信してはどうかといった意見や、機械の扱いに慣れていない方もいるので、しっかりとした指導者の確保が必要であるといった意見が出されました。

それを踏まえて、当委員会としては、ペーパーレス化を進めていく方向で一旦結論を見ておりましたが、凶らずも新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年7月の月例会において、先行してタブレットが導入される運びとなりました。

その後、当委員会としては、ペーパーレスの範囲をどこまで進めていくのかという議論を行っており、通知等をメールにて行うことから始めて、規程等を整備しながら、議案等についても期限を決めて段階的にペーパーレス化を進めていく方向で、改めて確認をしております。

なお、議案等のペーパーレス化を段階的に進めていく間は、操作等を学ぶ機会を設けながら、紙と併用していく計画です。

次に、議会からの監査委員の選出については、現在の議会選出の監査委員としての活動内容や、他市等の状況も踏まえて審査を行いました。

委員からは、議会の役割であるチェック機能を考えた場合、議員が監査に関わっていくことも大事である。議会選出の監査委員として、役割をきちっと果たしていくべきといった意見や、地方自治法では、監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないという規定がある。監査の中で述べられたことについて一般質問してしまったならば、情報漏えいに当たるリスクもある。政務活動費や議員研修の費用も監査の対象である。自分たちのことを自分たちで監査するなら、独立性が保てないのではといった意見が出されました。

当委員会としては、採決の結果、議会からの監査委員の選出について、現状維持が7人で、廃止が2人で、現状維持という意見で結論を見ております。

次に、議会基本条例については、全文の文言を改めて確認し、反問権の部分を含めて、全体的に条文の見直しを行いました。

主なものを申し上げますと、まず、第7条の請願及び陳情については、委員からは、請願は、市民の意思を市政に反映する機会であるので、費用弁償は発生するかもしれないが、原則として請願者の意見を聞く場を設けたほうがいい。請願者の都合がつかない場合は、紹介議員がそれに代わるような運用にしたらいいいのではといった意見や、必要に応じてという文言には、なるべくならば来ていただいて意見を述べてもらうという思いも入っているのでは。絶対呼ばなければならないとすると、請願が出せなくなることにもなるので、現行のままでいい。条例が読み手によって解釈が違えば、規則等の改正についても検討する必要があるといった意見がありました。

以上の意見を踏まえて、第7条については、読み手によって理解が変わるので、今回は条例改正を行わないが、早期に会議規則等の整備を行い、運用について明確に定めることを求める必要があるとの結論を見ました。

次に、第12条の反問権については、市長及び執行部が反問権を行使する場合のルール等を明確にしたほうがいいとの意見があり、その手順をより分かりやすくするために、条文の整理を行っております。

そのほかにも、各条文の細部を見直しております。

以上、申し上げます予算決算常任委員会、ペーパーレス化、議会からの監査委員の選出、議会基本条例の4項目と、前回中間報告を行った費用弁償、委員会研修、政務活動費、議会広報特別委員会の4項目を合わせた8項目が、現時点で当委員会の結論を見た項目となっております。

次に、結論を見ていない議員定数についての審査状況を申し上げます。

議員定数については、現状維持や削減など、委員からそれぞれの考え方を出示してもらい、他市の状況等を踏まえて審査を行ってまいりました。

委員からは、議員定数の件については、多数の市民の意見を聞いたほうがいい。各種団体の代表者の意見を聞いたほうがいいといった意見が出され、市民の意見を聞く場を設けた方がいいといった点では、委員会として意見の一致を見たところでは、

しかしながら、その後の現在のコロナ禍においては、議会報告会も本年度の開催を見送っており、多くの市民を集めて意見を聞く場を設けるのは難しいのではないかとといった意見もあり、引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、当委員会としては、今後のコロナ禍の状況にもよりますが、令和3年4月に市民の意見を聞く場をコロナ感染の防止策を十分に行った上で開催し、令和3年6月をめどに結論を出す方向で検討を進め、引き続き審査を行うこととしております。

以上、議員各位のご理解とご協力を引き続きお願いを申し上げます。

議会改革検討特別委員会としての中間報告といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議会改革検討特別委員会の中間報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について
- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会改革検討特別委員会

1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定しました。



追加日程第1 議員提出議案第5号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第1、議員提出議案第5号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。水上彰澄君。

[登壇]

○16番（水上彰澄君） それでは、議員提出議案第5号、菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について申し述べます。

議員提出議案第5号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、本条例は、目的達成のため原則2年ごとに必要に応じて見直しを行うこととされており、今般内容の見直しを行ったことにより、条例の一部を改正する必要がある。

これが、本条例案を提出する理由であります。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会の付託を省略し、引き続き審議をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。



追加日程第2 決議案第3号 上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第2、決議案第3号を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、決議案第3号、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査に関する決議案の提案理由の説明をいたします。

提案理由でございますが、令和2年第2回と第3回定例会で私の一般質問において、また、令和2年第4回定例会で荒木議員の一般質問において、市民及び議会に対して、到底十分と言える答弁はいただけませんでした。

前回、令和2年第3回定例会の決議案提出時に、複数の議員の方から市の調査結果を待ちたいとの反対討論がありましたが、これに関しては、市も社会通念上妥当とは言い難いとの調査結果を報告されました。

新聞報道や定例会での一般質問の後、多くの市民から、2つの施設に関しては、徹底追及して全容解明を行い、改善につなげてほしいとの声が届いております。

そのような背景からも、七城町振興公社と七城町特産品センターが使った交際費に関して、全ての領収書を再度精査いたしました。ところが、領収書がないところ

か、出金が確認できない交際費に約100万円を支出されていることに唖然といたしました。接待交際費を領収書及び出金伝票なしで支出できる体質の会社であれば、企業としてのガバナンスは効いておらず、不正や不祥事が起こりやすい状況にあると考えられます。

市が85%以上を出資している菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社については、多額の交際接待費や、ずさんな領収書による支出が報道されました。また、執行部の調査においても、両法人で合わせて1,200万円の支出について、社会通念上妥当とは言い難いなどの報告もされております。

本来、経営改善を指導すべきである市は、指導監督できていないことも認めております。そのことを踏まえて、行政の監視機関である市議会が当該施設を調査し実態を究明することが責務であると考えます。市民の付託に応えるためにも、この三セク問題に対しては早急に終止符を打つべきだと考えます。

以上を提案理由として、別紙決議案の内容を読み上げて説明いたします。

1、調査事項

地方自治法第100条の規定により、次のとおり菊池市第三セクターセンター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査を行うものとする。

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員6人で構成する「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して行う。ただし、当施設への出荷者及び利害関係者の構成は認めない。

3、調査権限

本会議は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」に委任する。

4、調査期間

「菊池市第三セクター七城町特産品センター及び七城町振興公社に関する調査特別委員会」は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査経費

本調査に要する経費は、予算の範囲内とする。

前回は定例会最終日に突然百条委員会の設置の決議案を提出いたしました。今回はその反省も踏まえて、事前に各議員に対してもお願い文も渡しております。

以上、議員各位におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、決議案第3号の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審査を行います。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に対する反対者の発言を許します。

平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 決議案第3号、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査に関する決議について、反対の立場から討論を行います。

先ほど説明されておりました提案理由の中にあります「行政の監視機関である市議会が当該施設を調査し実態を究明することが責務である」ということですが、株式会社ぎょうせいから出版されている「地方議会運営事典」の調査権の中に、「当該地法公共団体の事務に関連あるものと調査対象となり得る。すなわち、当該地方公共団体から補助金、貸付金、出資金等を受けている団体についても、その補助金等に関する事務処理が適法に行われたか否かを確認する限度において調査し得る。しかし、この場合においても当該地方公共団体の事務の処理に必要な限度を超えて調査することは許されないので、団体の具体的運営内容、経理内容にまで立ち入ることはできない」と明記されております。

よって、反対いたします。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 決議案第3号に賛成討論いたします。

約100万円の使途不明金が判明したでたらめな温泉ドームの決算書を毎年議会が承認してきて、それを調べないというなら、議会も同罪であると考えます。

以上の理由から、百条委員会設置に賛成いたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 決議案第3号、菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査に関する決議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

この件につきましては、先ほどの提案理由、賛成討論、これまで何度も菊池市のずさんな交際費が熊日新聞等に掲載されましたので、市民はもとより、熊本県民が知ることとなり、菊池市の今後の改善策が注目されております。

玉名市では、菊池市の第三セクターの問題を受けて、事務調査会を早々と実施され、適正支出を徹底するための基準を新たに定めておられます。

菊池市も議会への報告で約1,200万円分の領収書に不備があったと認め、さらに先日の荒木議員の一般質問で交際費約100万円の領収書がないことも確認されました。

本年第3回定例会では、2名の議員より百条委員会設置の決議案に、市の調査報告を待つべきと反対討論をされましたが、先ほど申し上げましたように、市の報告、荒木議員の一般質問で不適切な支出は明らかになっております。

前回の百条委員会設置の否決後に、熊日新聞に市民の方より「百条委員会を設置して議論し、市民の疑念を払拭できるよう最大限の努力をすることこそ、議会の役割ではないだろうか」と投稿され、掲載されております。

このように、多くの市民が実態解明を望んでおり、不適切な支出は返還をさせなければなりません。議会として説明責任を果たすためにも、これらのことを重く受け止めて、採決に臨んでいただきますようお願いいたします。賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私は、決議案第3号に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、第三セクターとは、施主である自治体、つまり、菊池市から付託された仕事、公共領域を最も効果的・効率的に実行するための自主性を持つプロ集団と捉え

ております。

しかし、これまで菊池市第三セクターであるメロンドーム及び七城町振興公社（温泉ドーム）については、収支報告において不明瞭で不正な使用があったということ、多額の交際費が使用されたことも明らかであります。

私を含め市民の疑念もますます増幅しております。これまでの一般質問及び執行部の調査結果では、数年間にも及びこうした実態が明らかにできなかったこと、なかなか実態が解明できにくい管理体制であったことから、早急に実態を解明し、今後に生かしていくことが自治体としての必要と考えます。

議会の役割とは何か、市民の疑惑、不信感を払拭するためにも、私は議員として、1つ、市民の要望や考えを行政に届け反映させること。2つ、議員の考える政策を提言し市政に反映させること。3つ、行政が正しく仕事をしているのかを議員としてしっかりチェックすることとして、役目を果たすべく活動をしているつもりでありました。

しかし、前回の百条委員会設置については否決となりました。このときの本年9月26日付熊日新聞報道において、何度も申しますが、「交際費問題について賛成とした4人の議員以外にも、調査は必要とする議員はいた。しかし、賛成とした議員が疑惑解明に向けて説得を試みた形跡は見られず、従来 of 対立の構図が繰り返されただけに終わった。市民の疑惑を晴らすため、市議会には勢力争いを越えた積極姿勢が望まれる」とありました。この新聞報道にある指摘を真摯に受け止め、今回、議長を除く15名の議員各位に、前回賛成した4名の議員連名で百条委員会設置の理由とお願いの文書を差し上げ、検討をしていただいております。百条委員会を設置し明らかにすること。

よって、私は決議案第3号には賛成いたします。

皆さん、今こそ菊池市議会の存在意義を示しましょう。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。決議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、決議案第3号は否決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全

て議了しました。

これをもちまして、令和2第4回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



閉会 午前11時43分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 荒 木 崇 之

菊池市議会議員 柁 原 賢 一

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告書

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 1 件、議決案 1 件、請願 2 件です。

2 日間にわたり現地調査も踏まえて慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、**議案第 103 号**については「火薬類取締法に基づく一部の事務が令和 3 年 4 月 1 日より、熊本県から移譲されるに当たり、許可の申請に対する審査手数料を徴するための条例改正である。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「火薬類というのは、どのような業種に關係するものか。」との質疑があり、執行部より「産業用の火薬であり、熊本県からは、令和元年度で工事現場等に使うダイナマイトが 1 件、七城の畜産流通センターのカラス脅しの空砲に使用するものが 2 件と報告を受けている。」との答弁がありました。

次に、**議案第 140 号**については「地元住民で組織された N P O 法人きらり水源村に、平成 18 年 9 月から指定管理制度により管理・運営の協定を締結し、現在に至っている。現協定が期間満了を迎えることから、議案として上程するものである。本指定管理については、コロナ禍の中で、休館等により利用者が減少するなど、厳しい状況ではあるが、感染防止やキャンプなどの新たな取り組みに着手されているとともに、これまでの実績や成果を踏まえ、地域と一体となった取り組みが行われていることを考慮し、非公募により指定管理候補者の選定を行ったものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「きらり水源村は、グリーンツーリズムの拠点として実績もある。コロナ禍で厳しい状況かと思うが、どれくらい売り上げが下がったのか。」との質疑があり、執行部からは、「令和元年度の利用者が 11,445 人で、令和 2 年度は 10 月末日で 901 人の利用者であり、現時点で 10 分の 1 以下の利用となっている。」との答弁がありました。

次に、**請願第 4 号**については、吃音に対する正しい理解と対処ができるように、学校における全職員への研修を導入していただくことを求める請願であり、質疑を行いました。

委員より「教育委員会として、現在どのような取り組みがされているのか。以前、言葉の教室があって、近隣の学校からも通級して指導を受けていたが、現在はどのようになっているか。」との質疑があり、執行部からは、「現在校内研修を実施しているのは 5 校で、未実施は 10 校である。実施している学校では、研修をとおして吃音のある児童生徒への声掛けや、学級への説明資料について理解しており、取り組みに活かしている。未実施の学校については、吃音のある児童生徒がいない場合は、校内研修までは行っていないが、今後分かりやすい日本語の使い方をはじめ、言葉について研修していく必要性を感じていると聞いている。言葉の教室については、言語障がい学級の設置となるが、今現在設置はない。」との答弁がありました。

さらに、委員より「研修を実施している学校には、該当する児童生徒がいるのか。」との質疑があり、執行部からは、「研修を実施している学校全てに該当する児童生徒がいるかどうかは確認していないが、本年 11 月現在で吃音のある児童生徒は、小学校が 14 人、中学校が 1 人である。吃音で困り感がある児童生徒

については、小学校が5人、中学校が1人である。」との答弁がありました。

次に、**請願第5号**については、携帯電話等中継基地局の設置又は改造に当たり、近隣の住民や自治会等への説明を求めることを内容とした条例の制定について検討していただくことを求める請願であり、紹介議員の説明を求め質疑を行いました。

委員より「施設の方からの請願であるが、どのような施設なのか。また、今回の施設設置に当たり、地域住民に対して事業者側からどのような説明があったのか。」との質疑があり、紹介議員からは、「この施設は、高齢者施設である。施設からは、今年の初旬に事業者から説明を受けたと聞いている。地元区長と近隣に説明したようだが、はっきりと事実確認まではできていない。」との答弁がありました。

また、委員より「本市には環境基本条例が制定されており、面積などに応じて地域住民に対する説明会を開くことなどが規定されているが、この施設がこの条例に係るものなのか。」との質疑があり、紹介議員からは、「私が聞いている範囲ではクリアしていると伺っている。」との答弁がありました。

また、委員より「紹介議員から、地元の区長に電話をされたと聞いているが、区長はどのような話をされたのか。」との質疑があり、紹介議員からは、「地元区長から話を聞いたところ、これから先はこういう携帯電話の鉄塔は建てていかないと、皆さんの便利のためには必要なのではという認識で、それが今回の請願に結び付くということまでは想像していなかったように思う。」との答弁がありました。

また、委員より「高さはどれくらいか。風速どれくらいまでは事業者が保証す

るとかは確認されているか。」との質疑があり、紹介議員からは、「正確には聞いていないが、請願者からは30メートル以上の鉄塔が建つとの話だった。保証について確認はしていないが、事業者が地元で説明したときは、当然話があっただろうと思う。」との答弁がありました。

また、紹介議員からは、「今回の請願は反対が前提ではなく、コロナ禍で難しかったかもしれないが、もう少し説明をしていただいていたほしいというのが願意だと思う。宮崎県小林市がつくった条例は、事業者と地域の人たちが紛争することがないように、行政が確認してほしいという努力義務を謳っている。その当たりを理解していただければと思う。」との説明がありました。

その後の議員間討議では、請願第5号について委員より「請願の願意が、宮崎県小林市と同じように紛争を防止するための条例制定について考えてもらいたいという内容である。地域の分断が起きないようにするためにも、事業者に対して説明を求めていくことは重要である。」「大事なのは、事前にどれだけ話し合われて納得されているか。保証についても事業者側で対処するなどがあって然るべきである。地域住民との話し合いを行い、納得の上でやっていくことは大事である。」「本市には環境基本条例があり、面積に応じて事前に説明会を開かなければならないという決まりがある。30メートルもある構造物が施設の近くに建つということになれば、景観もすごく変わってくる。今後は電波塔とか太陽光発電とかの見直しも含めて検討する時期にきている。請願を受け入れて現実的に対応できるようにしていくべき。」との意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました**議案第 103 号、議案第 140 号、請願第 4 号、請願第 5 号**については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決、採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 2 年 12 月 18 日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 4 件と財産の無償譲渡 1 件と陳情 1 件です。

2 日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第 104 号「菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」の制定について

執行部より「子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は昨年令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い関係法令が改正されたことによる条例の改正である。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 105 号「菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定について

執行部より、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は主任介護支援専門員の確保が著しく困難な場合や、やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることが出来るようにするもの。」との説明があり、委員より「主任介護支援専門員と介護支援専門員の違いは何か。」との質疑に対し、執行部より「介護支援専門員は、居宅介護支援事業所や介護保険施設などで、介護が必要な方に介護サービスのプランを作成する業務で、県が行う試験・実地

研修などを受験して与えられる資格で、主任介護支援専門員は、5年の経験を経て研修を受けて取得するさらに上位の資格である。」との説明がありました。

さらに委員より「主任介護支援専門員は、5年の経験が必要とのことだが、極論で1年の経験しかない人ばかりの場合はどうなるのか。」との質疑に対し、執行部より「令和9年3月末までの猶予があるので、その期間に主任介護専門員の資格を取得するか、募集するなどが考えられる。」との答弁がありました。

次に、議案第106号「菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、執行部より「国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、内容は、地方税法の改正で、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられたことに伴い、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるものである。」との説明があり、委員より「詳細を説明してほしい。」との質疑があり、執行部より「自営業やフリーランスの方は軽減を受けやすくなり、給与や年金収入の方が今までどおり軽減を受けられるように調整するもの。」との答弁がありました。

次に、議案第139号「財産の無償譲渡」について、執行部より「財産の無償譲渡に当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要があるため、譲渡する財産は、「桜山公園の南側に位置した宅地1,926㎡、集会所床面積231.86㎡の土地1筆と建物1棟で、譲渡の相手方は、泗水町桜山地区1区から9区の地縁団体で、それぞれ代表の区長である。現在、菊池環境保全組合で進めている新環境工場等の建設に伴い、本市と施設周辺となる桜山全地区と平成30年に締結した「コミュニティハウス建設に関する覚書」に基づき無償譲渡するもの。」との説明があり、委員より、「登記は可能か。どういう形になるか。」との質疑に対し、執行部より「桜山地区の各行政区は認可地縁団体なので登記は可能で、各行政区持ち分9分の1の

共有名議になる。」との答弁がありました。

次に、陳情第1号について、執行部より現在までの経緯等について説明を受けた後、現地調査を行い議員間討議を行いました。

委員より、「双方から話を聞く必要があると思う。」という意見や「地域住民が安心して暮らせる環境を強く望まれているので、市が間に立って地域住民と業者で検討された代替案が履行されるようきちんと指導していくべき。」などの意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、当委員会に付託されました議案第 104 号及び議案第 107 号及び議案第 139 号については、討論もなく、採決の結果全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

討論のありました陳情第1号については、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、福祉厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年12月18日

福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

経済建設常任委員会 委員長報告書

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案2件、議決案件1件、前回、前々回定例会において継続審査としました請願1件です。

2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、委員会における審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第108号については「所得税法及び地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改めるものである。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第109号については「条例の対象事業の明確化及び対象区域の定め等に関し、条例の一部を改めるものである。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

議案第141号については「道路法の規定により、七城町甲佐町地内の集落道路を市道釘原線、七城町林原・蘇崎工業団地内の道路を市道工業団地4号線として、市道路線の認定をお願いするものである。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

請願第1号については「種苗法の改正に対してさまざまな意見があることから、6月、9月の定例会では継続審査としていたが、法案が国会で成立したことで、請願にある慎重審議を求めるということが成り立たなくなった。」との意見がありました。

次に、議員間討議では、**請願第1号**について「請願者または紹介議員を呼んで説明すべきではないか。」「国会で法案が成立したが、いくつもの付帯意見がついている。」

等の意見がありました。

以上、慎重審議しました結果、

当委員会に付託されました**議案第108号、議案第109号、議案第141号**については、
討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論のありました請願第1号について申し上げます。

委員より「慎重審議を求める請願については、コロナ禍の中、調査する機会が限られ継続審査としてきた。この間、JA菊池等をお願いして勉強会を行う等、調査を重ねてきていたが、先に国会で法案が成立した。また、法案には付帯決議が付いており、国も慎重に進めていきたいと考えていることが解ることから、不採択とする。」との反対討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和2年12月18日

経済建設常任委員会 副委員長 泉田 栄一郎

予算決算常任委員会 委員長報告書

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案について、12月2日及び15日に予算決算常任委員会を、9日及び10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。

当委員会に付託されました議案は、**議案第110号**から**議案第115号**までの6議案です。

各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主な内容について報告します。

まず、**議案第110号**について申し上げます。

地域振興費の交通コミュニティ対策事業901万6,000円の増額については、「路線バスを運行する九州産交バスの補助に関連する補正である。人手不足等による人件費の高騰でキロ当たりの運行単価が増加し、併せて、コロナ禍による利用者の減少に伴い、補助金が増加したものである。また、九州産交バスから九州産業交通ホールディングスへの業務委託料及び経営指導料が増加となり、県内39自治体で増額となった経費を補助対象経費として算入することになったものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「地方バス運行補助金について、どれくらい増額になったのか。」との質疑があり、執行部より「サクラマチの開発等により、全体で1億4,000万円程度の負担金の増額となっている。それを県内39自治体で負担することになり、本市では約220万円程度の増額となっている。その他については、その年度の利用状況に応じて負担

割合が変わってくるので、運行に係る経費において補助金が増額したもの。」との答弁がありました。

次に、ふるさと納税促進事業 1,465 万 9,000 円の増額については、「ふるさと納税の寄付金が増加の見込みとなったため、運営に係る返礼品代や送料、ポータルサイト等の委託料、基金への積立金を補正するものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「納税額が増えた要因は。」との質疑があり、執行部より「今回のコロナ禍も影響しているのではないか。併せてポータルサイトを見せる場所を増やしたことや、画面での見せ方を変えたことなどが増加の要因であると思われる。」との答弁がありました。

次に、消防費の新型コロナウイルス感染症対策事業 1 億 1,775 万 9,000 円の増額については、「避難所の衛生環境を保つため、消毒液や飛沫感染防止パネル等の資材を備蓄するための防災備蓄倉庫建設に伴う費用である。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「一般質問で、新しい施設はつくる考えはないとの答弁があったが、この防災備蓄倉庫は本当に必要なのか。」との質疑があり、執行部より「新設はする考えはないとお答えしたが、この防災備蓄倉庫については、既存の施設が河川が氾濫した場合の浸水想定区域に含まれている所があり、それを移設するところで計画している。」との答弁がありました。

さらに、委員より「避難所関係の備品を備蓄するのであれば、あえて 1 か所に集めるのではなく、支所や廃校になった学校等を有効活用して分散して備蓄すべきではないか。」との質疑があり、執行部より「今ある指定避難所の中には、あらかじめ備蓄している部分もあるが、大本の倉庫については搬入搬出を考えたときに 1 か所あった方

が適当である。ご指摘のとおり分散している方がリスクマネジメントの上では有利なところもあるので、既設の避難所等の倉庫も活用していきたい。」との答弁がありました。

次に、債務負担行為補正については、「本庁舎環境衛生管理業務の期間が、令和3年度で限度額が1,398万9,000円、泗水支所庁舎環境衛生管理業務の期間が、令和3年度で限度額が423万3,000円である。両業務とも、新年度の4月1日から業務を開始する必要があり、本年度中に委託業者を決定し、令和3年度の初日に契約を締結する必要があるため、債務負担行為の設定するものである。」との説明を受け、質疑を行いました。

委員より「衛生管理業務とは、清掃業務のことか。」との質疑があり、執行部より「清掃業務をはじめ、空気環境測定、水質検査、残留塩素測定、受水槽の清掃などである。」との答弁がありました。

さらに、委員より「庁舎も新しくなり維持管理経費も上がってきていると思うが、全体でどれくらい維持管理経費がかかっているのか。」との質疑があり、執行部より「当初予算ベースの総額では、本庁舎が本年度は5,074万3,000円で、前年度より600万円ほど減額となっている。七城支所が1,210万8,000円、旭志支所が1,131万3,000円、泗水支所が1,775万3,000円である。」との答弁がありました。

次に、教育費の中学校営繕工事762万6,000円の増額については、「菊池北中学校のプールろ過機本体に亀裂が入り修理不能となり、来年度の授業に支障をきたすための更新工事費1,906万5,000円のうち本年度分の工事請負費である。」との説明を受け、特に質疑はありませんでした。

次に、市民課の時間外勤務手当について、委員より「戸籍住民基本台帳の作業ミスで発生したものか。」との質疑に対し、「他の影響がないのか確認するため、市民課全

員で数か月かかったため、多くの時間外勤務が発生した。」との答弁がありました。

また、委員より「事務ミスによってさらに経費が掛かっている。このことを重く受け止めてほしい。」との意見がありました。

次に、ごみ分別アプリ機能向上に伴うシステム改修委託料について、委員より「アプリのダウンロード数はどのくらいか。」との質疑に対し、執行部より「11月末日時点で、3,638件となっている。」との答弁がありました。

さらに、委員より「来年度に向けて、ごみの持ち込み場所の変更等の市民への周知をすべきだと思うが、アプリにその説明機能などがあるのか。」との質疑に対し、執行部より「変更については、担当課で変更できるように仕様変更がなされるので対応していきたい。」との答弁がありました。

次に、七城地区水質検査業務について、委員より「窒素同位体検査とはどのような検査か。」との質疑に対し、執行部より「水質汚染の原因のひとつである窒素の起源が、家畜糞尿等によるものか、化学肥料によるものかを調べる検査である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「5年前の検査では、その原因が特定されなかったのか。」との質疑に対し、執行部より「家畜糞尿等が原因と推定されるが、来年度は硝酸性窒素濃度の実態と変化傾向の資料をもって前回調査との比較などを行うために、改めて検査を行う予定である。」との答弁がありました。

次に、難聴児補聴器購入費助成事業補助金について、委員より「申請者の自己負担はどのようになるのか。」との質疑に対し、執行部より「基準額があり、基準額の範囲内の金額の3分の2が市の補助となるため、3分の1が申請者の自己負担となる。」との答弁がありました。

また、委員より「本補助金について、補正予算が確定しないと利用が出来ないのか。」

予算がないので申請を待ってもらう間、聞こえない状況が続くため良くないのではないか。」との質疑に対し、執行部より「相談があっている状況で補正予算を計上している。申請者の方に準備を進めていただき、予算も補正で計上し、同時進行で行っている状況である。」との答弁がありました。

次に、生活保護扶助費について、委員より「生活保護の申請件数は増加しているとのことであるが、6月の委員会以降の申請は何件あっているのか。また、増えたのはコロナの影響か。」との質疑に対し、執行部より「本年4月から11月末までの生活保護の新規申請件数は63件となっている。11月末現在、保護受給世帯は345世帯で受給者数は437人となっている。そのうち、コロナの影響による受給件数は、これまで4件である。」との答弁がありました。

さらに、委員より「コロナが原因でないとすれば、何が原因で増えているのか。」との質疑に対し、執行部より「保護受給世帯のうち、約6割にあたる195世帯は高齢世帯であり、高齢者の単身世帯や介護施設費負担に困窮される方、傷病により医療費に困窮しての申請が増加している。」との答弁がありました。

次に、児童虐待DV対策等総合支援事業について、委員より「本補助金の内容は何か。」との質疑に対し、執行部より「相談事業に係る電話代が増加したため。」との答弁がありました。

さらに、委員より「新型コロナウイルスの影響で、虐待やDVの相談件数は増えているのか。」との質疑に対し、執行部より「女性相談も含めて相談件数は増えている。」との答弁がありました。

次に、花房保育園について、委員より「保育所管理経費について、菊之池保育園に欠員が出たためという説明であったが、今後の保育所の雇用計画に影響するのか。」との質疑に対し、執行部より「正職員を増やしていく計画には影響しない。」との答弁

がありました。

また、委員より「少子化のことを考えると、正職員の採用は慎重になるべき。」との意見がありました。

次に、農業振興費の農業制度資金利子補給事業 62 万 1,000 円について、委員より「収入保険との関係性はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部より「この事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業としての利子補給事業であり、収入保険との関連は無い。」との答弁がありました。

また、農業振興施設費の農業施設管理事業 61 万 1,000 円について、委員より「落雷被害による修繕との説明があつたが、龍龍館は古いので老朽化が原因だったのではないか。」との質疑に対し、執行部より「落雷によるものである。」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策事業 2,741 万 2,000 円について、委員より「歳入の国庫支出金である地方創生臨時交付金と歳出の当該事業との関係性は。」との質疑に対し、執行部より「この利子補給事業については、地方創生臨時交付金の対象事業としていたが、利子補給の額が確定したため、一部の財源を組み替え、国庫支出金として充当するものである。」との答弁がありました。

次に、道路橋りょう新設改良費の道路橋りょう新設改良事業の 512 万 3,000 円の増額については、執行部より「県営花房中部 2 期地区畑地帯総合整備事業の確定測量が完了したことに伴い、創設された市道用地の面積が確定したことによる増額である。」との説明があり、質疑はありませんでした。

次に、**議案第 111 号**について、委員より「2 億円の繰越金とあるが、これが基金か。それとも 1 億 600 万円積立とあるのが基金か。」との質疑に対し、執行部より「2 億円は前年度からの繰越で、1 億 600 万円積立てるのが基金である。」との答弁があり

ました。

さらに、委員より「協議会が中止のため減額となっているが、保険料について議論するために開催はされているのか。」との質疑に対し、執行部より「コロナにより会議が中止となったが、来年1月には開催する予定である。」との答弁がありました。

次に、**議案第112号**については、特に質疑はありませんでした。

次に、**議案第113号**について、委員より「介護サービス等諸費について、節では金額がゼロであるが、地域密着型サービス費負担金が2,282万5,000円減額となっている。これは介護事業所への給付が減っているということか。」との質疑に対し、執行部より「そうである。デイサービスなどで一部、利用控えがあったということは聞いている。一方、同じ節の介護予防サービス等諸費が増えているのは、要支援の方が増えたからである。」との答弁がありました。

次に、**議案第114号**、**議案第115号**については、特に質疑はありませんでした。

その後の議員間討議では、「防災備蓄倉庫について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してつくるとのことであったが、直近で必要な経済対策をやるべきではないか。ただでさえ今空いている廃校になった学校もある。分散することでリスクヘッジにも繋がり有効的ではないか。この予算を防災備蓄倉庫ではなく、一旦予備費として組み替えるなど、予算のあり方を変えることを提案したい。」「防災備蓄倉庫を国の交付金を利用して建てておくことは大事だと思う。分散することも大事だが、コアになる施設があるべきだと思う。総合体育館の敷地につくるとのことであるので、大きな災害が起きたときに総合体育館が避難場所になり、そこに支援物資がスムーズに流れる拠点になるのではないか。」「防災備蓄倉庫をつくるために約1億2,000万円のお金をかけてやるべきなのか。コロナ禍で困っている方もたくさんいると思う。もう少し有効活用方法を考えるべきである。」「新型コロナウイルス感染症対

策として、備品をストックするための防災備蓄倉庫が必要であるとの計画が認められた上で交付金が配分されると聞いている。予算の組み替えという手段は使えないのではないか。」「熊本地震の時も、支援物資を取りに行くため区長さんたちも大変苦労されている。それぞれの地域の近くに置ける場所もあるのではないか。」といった意見がありました。

また、委員より「生活保護扶助費について、高齢世帯が多く医療扶助費が急激に増加しているので、今後注視していかなければならない。」との意見や、「コロナ禍において、法人市民税や入湯税の急激な減収が見込まれているので、メリハリのある予算編成が必要。」との意見がありました。

また、「戸籍の事務処理ミスで、100万円以上の予算が計上されている。執行部はしっかり受け止めてほしい。」との意見や、「ひとり親世帯への支援の周知を徹底してほしい。」との意見がありました。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言及び各分科会長に対する質疑はありませんでした。

以上、慎重に審議しました結果、**議案第 111 号**から**議案第 115 号**については討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました**議案第 110 号**について申し上げます。

委員より「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1億1,775万9千円をかけて防災備蓄倉庫を設置することに対し、本市における公共施設を新しく設置しない方針に反するのではないか。交付金を緊急性がない箱物整備に使うのではなく、

市民のための経済対策を優先させるべきである。」といった反対討論がありました。

また、委員より「コロナ禍において、物資の調達や保管など、次に備えることは大きな課題である。市民の安心安全に繋げるために、交付金を活用して拠点となる防災備蓄倉庫を整備することは必要である。」との賛成討論がありました。

採決の結果、**議案第 110 号**については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、予算決算常任委員長報告を終わります。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 2 年 12 月 18 日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓

付 録

令和2年第4回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(11月27日・12月18日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第103号	菊池市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第104号	菊池市認定こども園・幼稚園・保育所及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第105号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第106号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第107号	所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う健康福祉部関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第108号	所得税法及び地方税法等の一部改正に伴う建設部関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第109号	菊池市公共下水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第110号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第12号)	原案可決
議案第111号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第112号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第113号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
議案第114号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第115号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第116号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第117号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第118号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
議案第119号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意

議案番号	件名	審議結果
議案第120号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第121号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第122号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第123号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第124号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第125号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第126号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第127号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第128号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第129号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第130号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第131号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第132号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第133号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第134号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第135号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第136号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第137号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第138号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第139号	財産の無償譲渡について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第140号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議案第141号	市道路線の認定について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第5号	菊池市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
請願		
請願第1号	種苗法改正の慎重審議を求める請願	不採択
請願第4号	「吃音のある児童・生徒に対する支援体制の確立」に関する請願	採 択
請願第5号	携帯電話等中継基地局の設置又は改造に係る条例の制定について検討して頂くことを求める請願	採 択
陳情		
陳情第1号	迫間地区における太陽光発電施設についての陳情	原案可決
決議案		
決議案第3号	菊池市第三セクター七城町特産品センター（メロンドーム）及び七城町振興公社（温泉ドーム）に対する市長の監督権の行使に関する調査に関する決議	原案否決